

LANDSCAPE PLANNING OF FUJIKAWAGUCHIKO

富士河口湖町景観計画

平成25年3月

富士河口湖町



はじめに



富士河口湖町は、世界に誇る富士山の眺望と四つの湖、山麓に広がる青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺の牧草地、御坂山地や足和田山などの特色のある自然景観を基調として、その中に市街地や農山村の景観、観光地の賑わい景観に加え、多彩な歴史文化的景観などが重なり合い、これらが一体となって国際観光リゾート地と呼ばれる特色のある景観を形成しています。

町土のほとんどが富士箱根伊豆国立公園区域となっている本町におきましては、これまでも風致・風光の維持について、積極的に取り組んできましたが、平成16年の景観法の制定を受け、翌年には景観行政団体として景観計画の策定に向けた取り組みを始動しました。

しかし、その後上九一色村との町村合併、富士山世界文化遺産登録に向けた様々な動きなどにより、幾度となく計画の見直しを図り、ここに富士河口湖町景観計画を策定いたしました。

本計画は「優れた自然と生活・文化が調和する景観の創造」を理念とし、全町に共通する景観形成方針、景観ゾーン別の景観形成方針、地区別の景観形成方針、景観形成推進ゾーンごとの景観形成方針を定めるなど、目的に応じて誰もが景観形成の指針として活用できるような構成としております。そこには、本町のかげがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという町民をはじめ、関係者の熱い思いが込められております。

本計画の策定を契機として、先人たちから受け継いだふるさとの風景、わが国を代表する富士山と湖の風景を、多くの皆さまとの協働により大切に守り、育む風景づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケート調査や説明会にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました景観ワーキンググループの皆さま、慎重かつ熱心な審議をしていただきました景観計画策定委員会、景観審議会の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成25年3月

富士河口湖町長 渡邊 凱保

目 次

はじめに

序 章 景観計画について

- 1. 「景観」について…………… 2
- 2. 景観計画について…………… 3
 - (1) 計画の目的…………… 3
 - (2) 計画の位置づけと役割…………… 4
 - (3) 景観計画の区域…………… 5
 - (4) 景観計画の構成…………… 6

第1章 富士河口湖町の景観の現状と課題

- 1. 富士河口湖町の概況…………… 8
 - (1) 位置と地勢…………… 8
 - (2) まち・地域の成り立ち…………… 9
 - (3) 自然環境…………… 13
 - (4) 土地利用…………… 14
 - (5) 景観に関わる規制状況…………… 15
- 2. 富士河口湖町の景観の特色…………… 20
 - (1) 自然景観…………… 20
 - (2) 歴史文化的景観…………… 24
 - (3) 田園景観…………… 26
 - (4) 賑わい景観…………… 27
 - (5) 暮らしの景観…………… 28
 - (6) 施設の景観…………… 30
- 3. 景観形成に向けた課題…………… 32
 - (1) 上位計画等における位置づけ…………… 32
 - (2) 景観形成に対する町民の意識…………… 35
 - (3) 景観形成に関するこれまでの取り組み…………… 36
 - (4) 景観形成に向けた課題…………… 38

第2章 良好な景観形成に関する方針

- 1. 景観形成の基本方針…………… 42
 - (1) 基本理念…………… 42
 - (2) 景観形成の目標…………… 43
 - (3) 富士河口湖町の景観構造…………… 44
- 2. 景観形成方針（全町共通）…………… 47
 - 景観形成方針の体系…………… 47
 - (1) 美しい自然と調和する風景づくり…………… 48
 - (2) 歴史文化を感じさせる風景づくり…………… 51
 - (3) 生き生きとした農の風景づくり…………… 52
 - (4) おもてなしを感じさせる風景づくり…………… 54
 - (5) 快適で親しみのもてる風景づくり…………… 56
- 3. 景観ゾーン別景観形成方針…………… 58
 - (1) 景観ゾーンの設定と区分…………… 58
 - (2) 景観ゾーンごとの景観形成方針…………… 60

4. 地区別景観形成方針	63
(1) 地区の区分	63
(2) 地区ごとの景観形成方針	64
5. 景観形成推進ゾーンの方針	82
(1) 景観形成推進ゾーンの選定	82
(2) 景観形成推進ゾーンごとの方針	83

第3章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 行為の制限に関する基本的な方針	92
(1) 基本的な考え方	92
(2) 景観形成地域	93
(3) 行為制限のための手続き	96
(4) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針	98
2. 景観形成地域ごとの景観形成基準	100
(1) 市街地・田園景観形成地域	100
(2) 湖水・湖畔景観形成地域	103
(3) 森林景観形成地域	106

第4章 景観資源等の質的向上に関する事項

■ 富士河口湖町で定める事項	110
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項	111
(1) 基本的事項	111
(2) 指定に関する事項	111
2. 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項	112
(1) 基本的事項	112
(2) 指定に関する事項	112
(3) 整備に関する事項	113
(4) 占用等許可の基準について	113
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項	114
(1) 基本的事項	114
(2) 行為の制限に関する事項	114
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	115
(1) 基本的事項	115
(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項	115
5. 富士河口湖町独自で定める事項	116
(1) 湖水景観の保全・創出に関する基本的事項	116
(2) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項	117
(3) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項	118

第5章 計画の推進に向けて

1. 景観まちづくりの考え方	120
2. 計画の推進に向けた施策	122
(1) 景観に対する町民等の意識の醸成	123
(2) 町民の自発的な景観形成活動の促進	124
(3) 景観に関する行政の体制や仕組みの充実	126
(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進	127
3. 景観施策の段階的な推進	130

参考資料

1. 景観計画の策定経緯…………… 132
2. 景観計画の策定体制…………… 135
3. 富士河口湖町景観計画原案にかかる答申…………… 136
4. 景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分…………… 137
5. 用語解説…………… 138



・ラベンダーと富士山

序 章

景観計画について



序章 景観計画について

1 「景観」について

■「景観」とは…

「景観」とは、私たちの目に映る視覚像のことで、一般的には風景、景色とほぼ同じ意味だと考えてさしつかえありません。「景観」という言葉は見る対象を示す「景」という文字と、それらを見る人が感じる感覚や価値観（ものの見方や考え方）を表す「観」という文字が組み合わされた言葉です。

同じ景観を見ていても、その評価が人によって異なるのは、見る人の感覚や価値観に違いがあるからです。もう少し換言すると、「景観」とは見る人の目と心にうつる「地域の視覚的特性＝まちの個性」ということもできます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、観光交流や都市活動、日常生活から生じる雰囲気、さらには光や風、水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じるすべてのことが深く関連し合い、成り立っています。

景観の要素は私たちの身近なもので構成されており、富士山や湖、樹海、周辺の山々、森、草原などの自然的景観から、市街地や集落地のまち並み、道路や公園などの人工的景観まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。

また、これらのほか、まちのイメージ、歴史や文化、花の香り、風など、目に見えない五感で感じる“印象”も「景観」の要素に含まれます。

■美しい「景観」は本町のかげがえのない財産

本町は、世界に誇る富士山を仰ぎ、富士五湖のうち4湖を擁する「湖水地方」ともいうべき優れた自然景勝地として全国に知られています。

この優れた自然環境と美しい景観は、地域の伝統文化を育み、酪農や観光といった各種産業の振興などにも大きく貢献しています。すなわち、私たちの暮らしに深く結びつき、様々な恵みをもたらしているのです。

本町のこの美しい景観は、特有の地形や風土のなかで、自然と共生するための人々の暮らしや営み、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

良好な景観は、地域の個性を表現し、生活にうるおいを与え、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたせてくれるとともに、地域の魅力を高め、観光など地域活力の源にもなり、本町の将来を担う子どもたちの豊かな感性を育ててくれます。

この美しい景観は、本町の誇りであり、町民のかげがえのない財産であります。

現在、本町を含む山梨県富士北麓地域や静岡県の関係市町村を中心に「富士山世界文化遺産」の登録に向けた取り組みが進められていますが、このことに限らず、富士の恵みである美しい自然環境と景観を後世に継承し、富士山と湖のまちとして、世界に誇れる良好な景観形成を図っていくことが求められています。



・ 河口湖と富士山

2 景観計画について

(1) 計画の目的

■計画の背景

平成 16 年 6 月に制定された「景観法」は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するためのわが国はじめての景観についての総合的な法律です。

「景観計画」とは、この「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する国民の意識が高まる中で、従来の自治体の自主条例による景観形成から「景観法」を根拠とする景観形成への転換が求められており、全国の多くの自治体で法に基づく景観計画への取り組みが進められています。

本町は、平成 17 年 9 月に景観法に基づく景観行政団体となり、本格的な景観形成に取り組むため、平成 19 年 6 月に「富士河口湖町景観計画（素案）」を作成し、平成 21 年 3 月に「富士河口湖町景観条例」を制定しました。

■計画の目的

本計画は、富士山や湖、樹海などの優れた自然景観や歴史・文化的景観を町民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、国際的な観光地にふさわしい魅力ある景観を創造・育成し、町や地域の活性化につなげていくため、町民、観光客、事業者、行政などに共通する協働の景観形成指針とすることを目的としています。

富士河口湖町の景観形成は、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、町民、観光客、事業者、行政などが、お互いに手を携えて一步一步着実に進めていきます。

本計画には、本町のかけがえのない美しい景観に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという町民をはじめ、関係者の熱い思いが込められています。

■景観計画の特徴

「富士河口湖町景観計画」は、次のような特徴をもつ計画です。

■「富士河口湖町景観計画」の特徴

●景観形成に関する富士河口湖町の総合的な計画です

景観計画では、景観形成に関する方針をはじめ、良好な景観形成のための行為の制限、景観資源等の質的向上に関する事項を定めるほか、町民、観光客、事業者、行政等が協働して景観形成に取り組んでいくための仕組みなど、景観形成に関する総合的な計画として策定します。

●広く町民意見を反映して策定する計画です

本計画は、景観法という法律に基づいて策定する計画ですが、計画の策定にあたっては、地域別の「住民ワークショップ」の開催、町の広報やホームページによる検討経過や景観計画（素案）の公表、素案に対する町民アンケート調査を実施するなど、広く町民意見の反映に努め、町民に親しみがもてる計画として策定します。

●町民・事業者・行政・観光客などが協働して景観形成に取り組むための指針です

良好な景観形成を推進していくためには、町民をはじめ、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、町民・観光客・事業者・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）としての役割をもっています。

(2) 計画の位置づけと役割

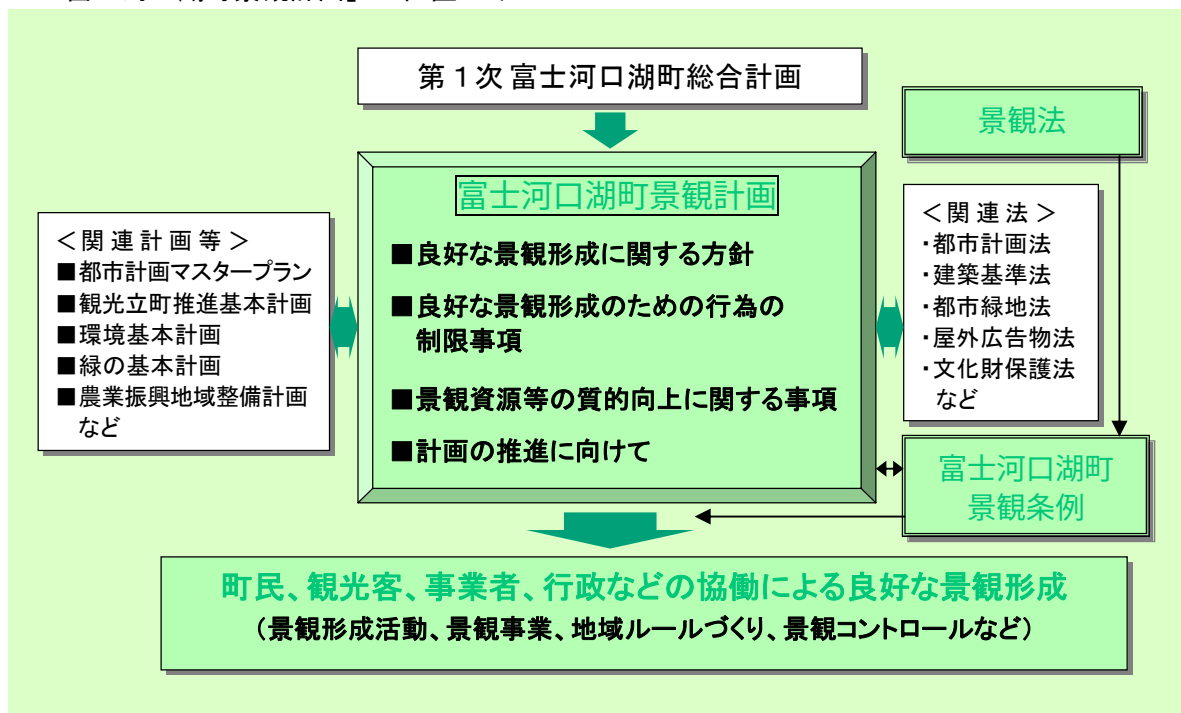
本計画は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第1次富士河口湖町総合計画」(平成20年3月)に則しつつ、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、町民が主体的に関わる景観形成活動や行政等が行う景観形成事業などの景観形成施策は、本計画に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、「富士河口湖町都市計画マスタープラン」や「富士河口湖町観光立町推進基本計画」、環境基本計画、緑の基本計画などの関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法などの景観形成に係わる法制度等の活用を図ります。

なお、本計画は、今後の世界文化遺産登録を巡る動向や町民ニーズ、本町をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う成長型の計画として内容を充実していきます。

■「富士河口湖町景観計画」の位置づけ



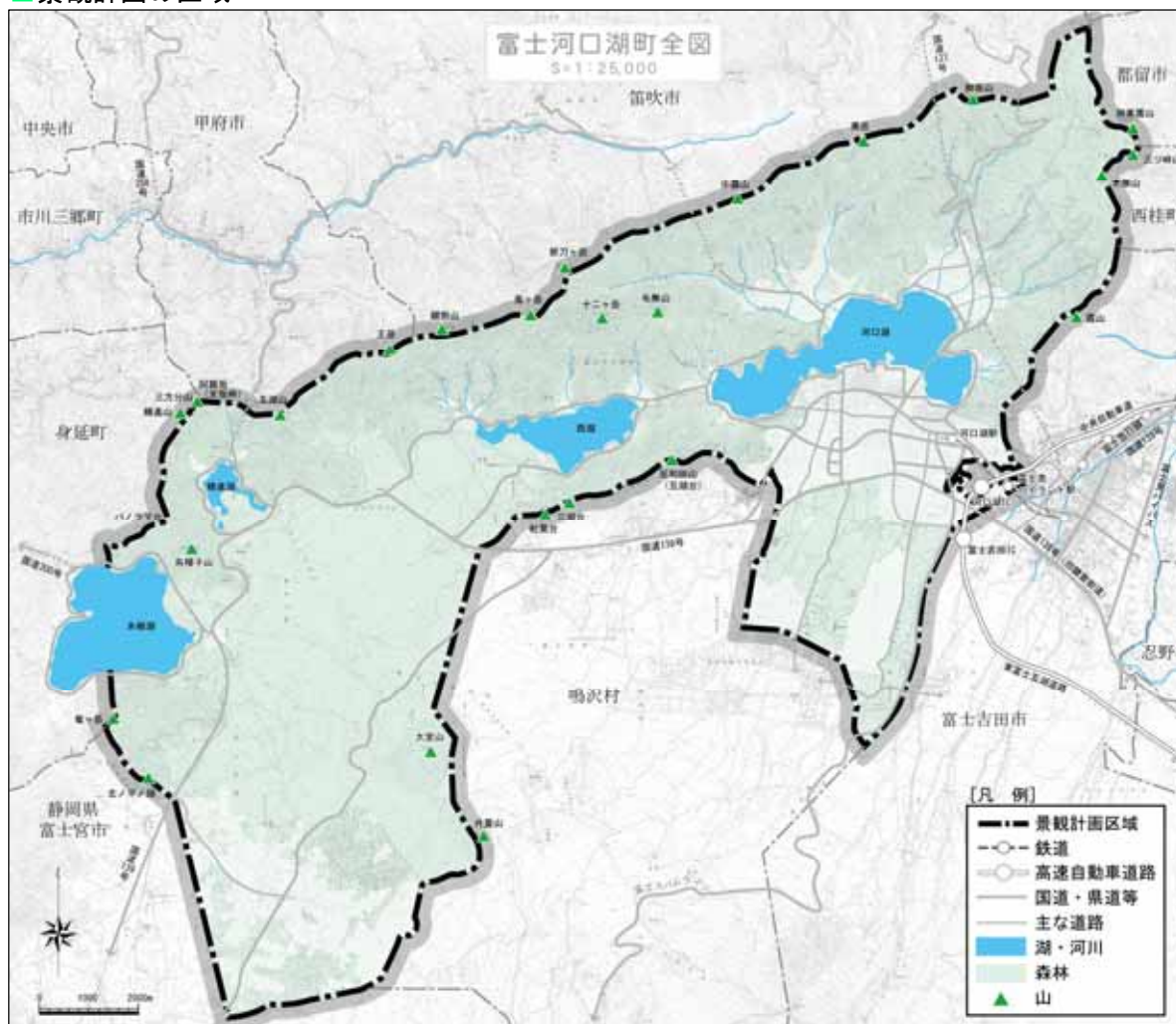
・大池公園と富士山

(3) 景観計画の区域

富士河口湖町の景観は、圧倒的な存在感を示す富士山の眺望と、4つの湖、御坂山地、樹海、草原などの特色のある自然景観が広がり、その中に市街地や農山村の景観、歴史的文化的景観、観光地の賑わい景観、暮らしの景観などが重なり合い、これらが一体となって富士河口湖町らしい独自の景観を形成しています。

このため、景観法が定める景観計画の主旨を考慮し、富士河口湖町らしい個性と魅力ある景観形成を図るために、町域全体を景観計画区域として定めます。

■ 景観計画の区域



・ 空から見た富士河口湖町

(4) 景観計画の構成

「富士河口湖町景観計画」は、景観に関する総合指針として、法定事項だけでなく、本町で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく5つの内容で構成しています。

■富士河口湖町景観計画の構成



注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。
*2 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。
*3 上記*1、*2以外の項目は任意事項で、本町が独自に定める事項となっています。

第1章

富士河口湖町の景観の 現状と課題



第1章 富士河口湖町の景観の現状と課題

1 富士河口湖町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、日本のシンボルである富士山の北麓にあり、河口湖をはじめとする4つの湖、青木ヶ原樹海などを有するわが国屈指の景勝地で、国内外から多くの観光客が訪れる国際観光都市です。

本町は、日本のシンボルである富士山の北麓に位置し、富士箱根伊豆国立公園地域にあって、富士山とその裾野に展開する青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺高原、4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）、原生林や草地、放牧場、高原野菜用畑地など、四季折々の美しい景観を有するわが国屈指の景勝地となっています。そのため、国内外から多くの人々が訪れる国際観光地として知られています。

地勢的には、南側一帯に広がる富士山麓と足和田山塊、北側の御坂山地に囲まれた凹地形で、その間に4つの湖と河口湖周辺の平坦地が形成されています。

また、首都圏から100 km圏内にあり、河口湖ICから中央自動車道により首都圏と、東富士五湖道路により東名高速道路方面と連絡し、東京を結ぶ高速バスや富士急行線（大月駅～河口湖駅）が運行しているなど、広域からの交通アクセスは充実しています。

東側は富士吉田市、西桂町、都留市、北側は笛吹市と甲府市、西側は身延町、南側は鳴沢村や静岡県富士宮市にそれぞれ接しています。

幹線道路網としては、上記以外に富士吉田市や富士宮市方面を結ぶ国道139号、新御坂トンネルを経て笛吹市方面を結ぶ国道137号、精進湖周辺と中央自動車道甲府南ICを結ぶ国道358号、本栖湖周辺と下部温泉方面を結ぶ国道300号があり、本町の骨格を形成しています。

■ 富士河口湖町の広域的な位置



(2) まち・地域の成り立ち

古くは、富士山信仰の拠点、甲斐と駿河を結ぶ街道の宿場として栄えた歴史があり、明治期の村を母体に発達した各地区ごとに特色ある歴史をもっています。それらが地域景観の大きな背景となっています。

①本町の成り立ち

本町は、古来より富士山信仰の拠点、甲斐と駿河を結ぶ3つの街道（御坂路（鎌倉街道）、若彦路、中道往還）の宿場として栄えた歴史があり、特に、鎌倉時代には、多くの宿坊があり、登山口として賑わっていました。この他にも、御師集住の遺構や親鸞・日蓮上人にまつわる社寺、伝統的農山村集落など、往時を偲ぶ歴史資源が多くみられます。

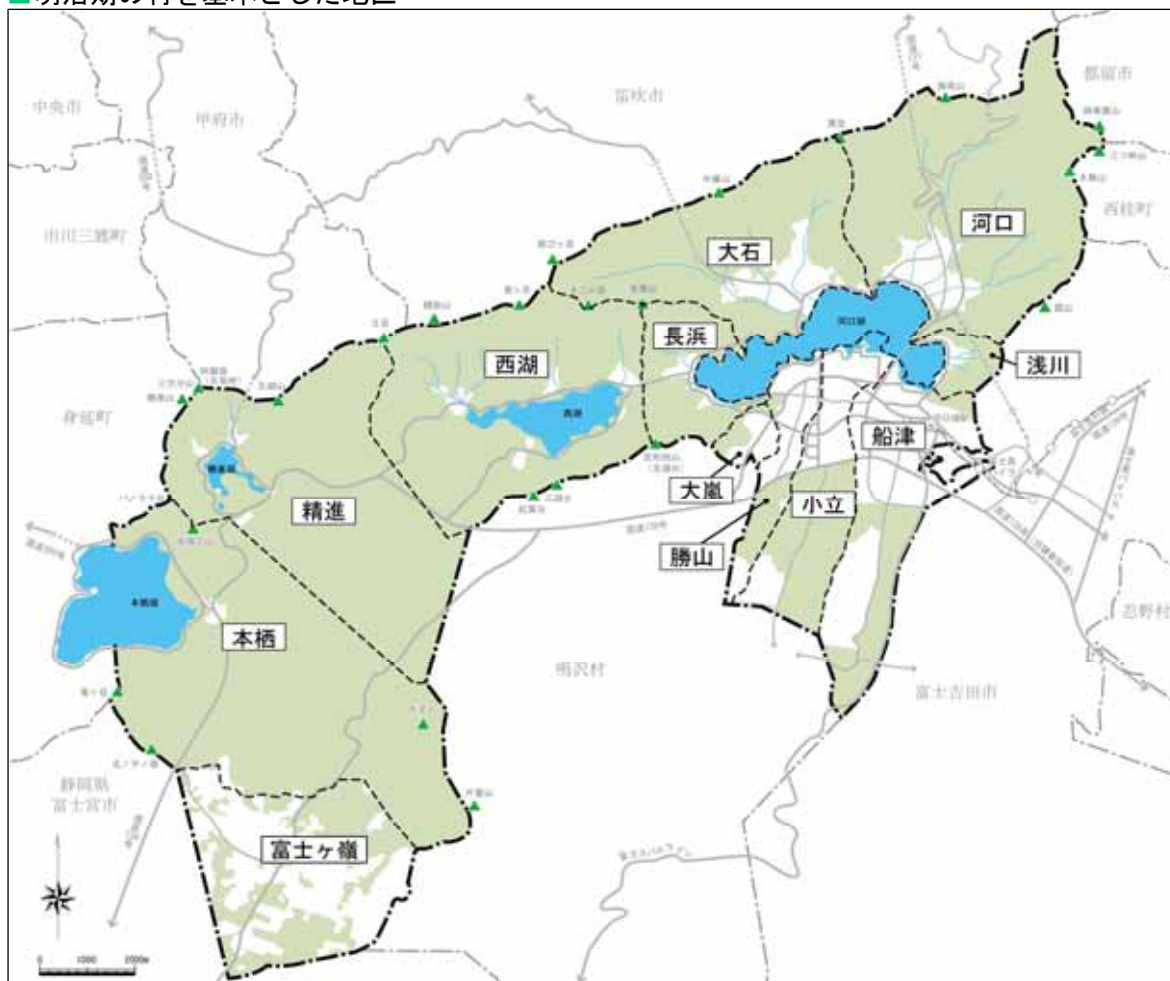
その後、江戸時代の富士講の流行に伴って、富士登山者の多くが吉田口を利用するようになったため、往時の賑わいはなくなりましたが、昭和39年に富士スバルラインの開通を契機に、観光リゾート地として発展し、今日では、わが国有数の国際観光リゾート地として知られるようになりました。

本町は、明治以降の区政や郡区町村編成法により、小規模な村落単位の合併が進み、昭和29年から31年にかけてのいわゆる昭和の大合併により、旧河口湖町と旧足和田村が誕生（勝山村は明治の合併のまま）しました。近年においては平成15年11月15日に旧河口湖町・旧勝山村・旧足和田村が合併し、さらに平成18年3月1日には旧上九一色村南部地区（精進、本栖、富士ヶ嶺）との合併が成立し、今日の富士河口湖町として誕生しました。

②地区の成り立ち

本町は、明治以降の幾多の合併を経て、今日に至っていますが、地域の暮らしの単位や住民のまとまりは明治時代に成立した村が基本となって今日まで継承されています。これらの地区は、それぞれ特色ある歴史を有しており、それが地域景観の大きな背景となっています。

■明治期の村を基本とした地区



③各地区のあゆみと特色

■船津地区

船津地区は、旧河口湖町の中心で4つの湖を結ぶ東西軸と御坂路（鎌倉街道）の南北軸が交わる交通の要所でもあります。湖や富士山を利用した観光地・保養地として、大正時代からその歩みを始め、河口湖の湖上祭は大正8年から始まり、平成24年で96回を迎えた伝統のある花火大会です。

地区の南側には船津登山道が延び、国の天然記念物に指定されている船津胎内樹型があるほか、県の文化財に指定されている3隻の丸木舟などもあり、富士登山や湖とのかかわりにおける歴史文化に特色があります。

■浅川地区

浅川地区は、以前は地引き網など湖の恵みとともに生活してきましたが、今では旅館・ホテルを中心にした地区になっています。地区の中心には白山神社があり、親鸞聖人がこの地を訪れたという言い伝えとともに、阿弥陀堂や親鸞聖人像が立っています。

富士吉田市新倉地区との関わりが深く、地区のほとんどが、新倉の如来寺檀家であるというのもこの地区の特徴です。河口村との合併後分村して船津村と合併するなど、独自性の強い地区でもあり、小正月の行事から夏祭り、秋の紅葉まつりと古から続いている地域行事をしっかりと守っています。

■小立地区

小立地区は、勝山地区の東側、船津地区の西側に隣接し、現在は両地区と連担する市街地や集落地を形成していますが、以前は勝山地区と同様に、戦前からスズ竹からつくるザルづくりと反物などの行商の盛んな地区でした。

日蓮聖人が訪れたとされ、鼻曲がり石、二十八紙曼陀羅など日蓮聖人にまつわる様々なものが存在しています。

小立地区は、古くから5つの区に分かれており、区の中でそれぞれの伝統を受継いできました。乳ヶ崎の御幣渡し、林の村歌舞伎などはその代表的なものです。

近年では、勝山地区との隣接地において、土地区画整理事業による新市街地が整備されています。

■河口地区

河口地区は、河口浅間神社を中心とした御師のまちとして、特に江戸時代末期には隆盛を極めていました。河口浅間神社に伝わる稚児の舞は県の文化財に指定されているほか、様々な文化財が残されています。中村星湖、渥美芙峰、山本文晴などの著名な文化人を輩出しているのも河口地区の特徴です。また、太宰治、古賀政男などもこの地に生活し、文学碑・音楽碑が立てられています。

河口地区は、河口湖北岸にまとまった平坦地が広がり、町最大の稲作地帯となっていますが、近年住宅の立地も増えています。湖越しに富士山を望む景観の良さから、河口湖畔沿いには様々な美術館や劇場などが立地し、観光地としての性格も定着しています。平成24年で14回目を迎える秋の紅葉まつりも知名度が高まり、多くの観光客で賑わっています。

平成22年12月には国道137号河口Ⅱ期バイパスが開通し、現在は（仮称）新倉トンネルの建設が進められています。



・船津浜付近の観光商業地



・河口湖畔の旅館・ホテル



・八木崎公園



・フォレストモール富士河口湖



・河口浅間神社



・河口地区の水田地帯

■大石地区

大石地区は、大石紬が有名で、桑作りから養蚕、藍染め、機織りと、紬織りのすべてを地区で行っていました。また、こんにやくも大石地区の特産品でした。

大石地区は、民宿やペンションなどの観光にも力を入れて、ハーブフェスティバル、七夕祭りなどの独自のイベントも数年前から始めています。一方、農業の面ではブルーベリー、サクランボ、夏イチゴ、ワイン用ブドウなどの栽培も始め、フルーツ農園としての新たな展開をみせています。

河口湖北岸に位置する大石公園は、河口湖と富士山を同時に眺めることができる公園として人気が高く、平成 22 年 3 月には、本地区と笛吹市芦川地区を結ぶ若彦トンネルが開通するなど、新たな地域振興が期待されています。



・ワイン用のブドウ畑



・大石公園



・富士御室浅間神社



・富士ビューホテル

■勝山地区

勝山地区は、明治 25 年の独立村から合併までの 111 年間、単独で村の歴史を重ねてきました。歴史的文書「勝山記」をはじめ、武田氏やその家臣が、当時の大原七郷の中心である富士御室浅間神社に発給した「願文」その他 29 通が現蔵されているなど、歴史的にも特色のある地区です。

「やぶさめ祭り」もこの神社で数百年行われていましたが、一時途絶えてしまいました。しかし、昭和 55 年に 83 年ぶりに復活し、今では春の一大イベントとして「シッコゴ公園」で行われています。

勝山地区は、富士北麓の原生林に自生するスズ竹を活用したザルをつくり、売り歩く行商を生業としていました。「ザルづくり」の伝統は今日においても引き継がれ、地区内には「富士勝山スズ竹伝統工芸センター」や「勝山ザル学校」などがあります。

昭和 11 年、外国人観光客を対象に創業を始めた富士ビューホテルは、戦後進駐軍に接収され昭和 61 年には改築されましたが、今も地区を代表する建物で、桜の名所としても地域に親しまれています。

近年、勝山地区では工業の進出も進んでいます。

■長浜地区

長浜地区は、旧足和田村の中心で、河口湖の西側に位置し、奥河口湖とも呼ばれる入り江の続く静かな地区です。

戦前までは、養蚕の盛んな地域でしたが、戦後は田畑の開墾にも力を入れました。

また、奥河口湖の自然を活かし、民宿なども 10 軒近くあります。現在、地区の北東側の山を「桜の名所」という取り組みが行われており、「奥河口湖さくら公園」などが整備されています。

毎年 8 月 15 日に行われる「ふるさと祭り」は、地区の最大のイベントとして、現在も盛大に行われています。



・奥河口湖



・奥河口湖さくら公園

■大嵐地区

大嵐地区は、足和田山のふところに囲まれた小村ですが、「甲斐国志」にもこの地にまつわる様々な記述が見られる歴史のある地区です。山の辺にある蓮華寺は地区住民の拠り所で、県の文化財に指定されている「わに口」は、施主や大工名その他、武田信玄が決起した時期にあたる享禄元年（1528 年）の銘が刻まれている貴重なものです。

大嵐地区は、明治 32 年から 35 年まで鳴沢村と合併していましたが、その後昭和 30 年に足和田村と合併するまで 50 年余を単独で歩んだ独自性の強い地区です。放牧をするほどの乳牛を飼っていましたが、現在では花の栽培に力を入れています。平成 18 年 8 月に町営住宅大嵐団地が完成し、新たなまちづくりの歩みが始まっています。



・町営住宅大嵐団地

■西湖地区

西湖地区は、武田の時代から西海衆と呼ばれ、本栖番所の警護、材木の伐採搬出作業や木炭の出荷に従事していました。天文 21 年（1551 年）、信玄が西海衆に宛てた通信文「西海文書」は、県の文化財に指定されています。

また、この地には富士山麓で最大級の溶岩洞穴であるコウモリ穴や竜宮洞穴があり、2 つとも国の天然記念物に指定されています。

昭和 41 年 9 月 25 日、西湖地区は台風 26 号で壊滅的な被害を受け、青木ヶ原の溶岩台地上に移住し、民宿村として再スタートします。今日では、ヒメマス、へら鮎などの釣りやウインドサーフィンなど、湖上スポーツの地として全国からのファンが集まっています。

特に、根場は古くから養蚕や酪農を営む集落で、茅葺き民家四十数件が軒を連ねる風情豊かな地であったことから、災害前の茅葺き集落の景観を再生させた「いやしの里」創設事業を平成 16 年度から推進し、新たな地域づくりに踏み出しています。



・西湖民宿村のまち並み



・西湖いやしの里根場

■精進地区

精進地区は中道往還の街道筋に位置し、国の天然記念物にも指定されている諏訪神社の「精進の大杉」や江戸時代から継承されていた「大名行列」など街道筋ならではの歴史を有する地区です。

一方、大室山の背後に富士山を眺める「子抱き富士」と呼ばれる景観は素晴らしく、その美しさに魅せられた英国人ホイット・ウォーズ氏が建てた「精進湖ホテル」の存在は、その象徴といえます。

精進湖は、富士山の眺望の他、豊かな山々の恵みや静かでこじんまりとした独特の雰囲気があり、かつては冬のスケートやわかさぎの穴釣りとして多くの来訪者を集めていました。

また、精進湖は昭和 61 年の「かいじ国体」開催以降、カヌーのメッカとしても有名で、平成 18 年には初めて行われた全国高校総体のカヌー競技も開催されています。



・旧中道往還と精進集落



・精進湖と富士山

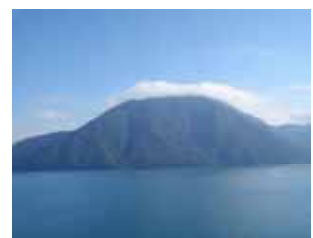
■本栖地区

中道往還の甲斐領内で最も南に位置していた本栖集落は、関所と宿場町として繁栄の歴史を刻んできました。その歴史は、六斎念仏や公家行列など、今も人々の手によって脈々と受け継がれ、確実にその営みを今に伝えていきます。また、戦国の世を今に伝える本栖の石塁は、貴重な歴史遺産です。本栖湖には、多くの文化人が訪れ、与謝野晶子が当地を訪れた際に詠んだ歌が歌碑に刻まれ、湖畔に佇んでいます。

本栖湖も今日においては、釣りやウインドサーフィンなど、全国から来訪者を集めています。また、竜ヶ岳からのダイヤモンド富士は有名です。



・本栖の石塁



・本栖湖と竜ヶ岳

■富士ヶ嶺地区

戦後の昭和 22 年に始まった開拓団の手によって拓かれたこの地区は、幾多の苦難を経て、山梨県で一番の酪農地帯に成長しました。特に水には苦労し、昭和 40 年代になって本栖湖から水道が引かれるまでは、湧水を求め静岡県との県境付近まで、樽を背負って往復するという暮らしぶりでした。毎年行われる乳牛の共進会や開拓祭りは、こうした地区の成り立ちが現われている地区の一大イベントです。

開拓団の人達が辛酸をなめて切り開いてきたこの地に、平成元年にオウム真理教の施設ができましたが、地区民の開拓によって養われた共同の力で、平成 8 年 11 月オウム真理教の完全退去を成し遂げました。



・富士ヶ嶺の牧草地と富士山

(3) 自然環境

本町は、富士箱根伊豆国立公園地域にあって、その象徴的景観である富士山と4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）を中心に、その裾野に展開する青木ヶ原樹海、富士ヶ嶺高原、御坂山地などの優れた自然が、景観の骨格を形づくっています。

①気候

本町は、標高約800mから1,200mの富士北麓の高原地帯にあるため、冬は寒さが厳しく、夏は過ごしやすい多雨冷涼の高原型の気候です。また、全国的には太平洋側に属するため、積雪量は多くありません。一方、富士山や御坂山地に挟まれた地形的な特性から、湖周辺の平坦地と標高の高い山間部では、ある程度気候に差があるのも特徴です。

②地形

本町の地形は、北側の御坂山地と南側の足和田山塊に挟まれた東西に長い凹地形で、富士の溶岩が堰止めてできた富士五湖のうちの4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）が分布し、湖水のまちとして景観の大きな特徴となっています。

町の南側から西側一帯は、富士北麓の標高900m～1,100mの高原地域（火山山麓地）で、概ね5度～10度程度の緩やかな勾配で、湖へと下がっています。

町の北側は、標高1,500m～1,800mの御坂山地の主稜線が東西に走り、町域となるその南側は概ね30度～60度の急斜面で、全体的に急峻な地形を呈しています。

河口湖の湖水面は標高831mであり、西湖、精進湖、本栖湖の湖面はいずれも900mとなっています。河口湖周辺には標高約840m～860mの平坦地が広がっており、本町の市街地や集落地が形成されているほか、西湖、精進湖、本栖湖畔の小規模な平坦地にはそれぞれ集落地が立地しています。

西湖から富士ヶ嶺地区にかけての一帯は、広大な青木ヶ原樹海が形成されています。富士ヶ嶺地区は、富士の裾野に開けた緩やかな傾斜をもつ高原地域（富士ヶ嶺高原）となっており、放牧場、高原野菜用の畑地などが広く分布しています。

③水環境

本町には、富士五湖のうちの4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）があり、それぞれ特色ある景勝地、自然とのふれあいの場として親しまれています。

また、大きな河川はありませんが、富士山が生み出す豊富で良質な地下水は、古くから山麓の人々の生活用水、農業用水として利用されています。



・西湖と富士山

④動植物

本町は、町域の約7割が森林であり、その多くが用材として植林されたアカマツ、スギ、ヒノキ、カラマツ、モミ等の針葉樹、薪炭林などに用いられたクヌギやナラ等の広葉樹といった人工林ですが、青木ヶ原樹海をはじめとする富士山麓や御坂山地などでは、天然性のアカマツ林、広葉樹林、ブナの原生林もみられます。

動物では、豊かな自然環境を生息基盤として、数多くの動物が確認されており、ツキノワグマ、ニホンザル、タヌキ、キツネなどの大型哺乳類をはじめ、イタチ、テン、リス、ヤマネなどがみられます。鳥類では、オオタカ、ハチクマ、ハイタカといった猛禽類の他、里においてもヤマガラやシジュウカラ、オオマシコ、カワセミといった野鳥が多くみられます。

一方で、シカやイノシシなどによる獣害も多く発生しており、課題となっています。



・アカマツ林



・ヤマガラ

(4) 土地利用

本町は、町の 9 割以上が、山林や湖等の自然的な土地利用で占められています。市街地は河口湖南側に形成され、その他湖沿いの平坦地などに集落地が点在しています。

本町の土地利用の大きな特色としては、次のようなものが挙げられます。

■豊かな自然

本町の土地利用は、総面積 158.51km²のうち、森林が 75.4%を占めており、湖や農地等を含めると町の約 9 割以上が自然的な土地利用となっています。

また、おおむね町全域が富士箱根伊豆国立公園地域となっており、富士山の裾野に展開する青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺高原、4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）、原生林や草地、放牧場、高原野菜用畑地など、豊かな自然と四季折々の美しい景観に恵まれています。

■コンパクトにまとまった市街地や集落地

市街地は、河口湖南側の船津、小立、勝山地区に形成されており、特に、船津地区は観光施設、商業施設、行政・文化施設、医療・福祉施設等が集積し、本町の中心的な市街地を形成しています。

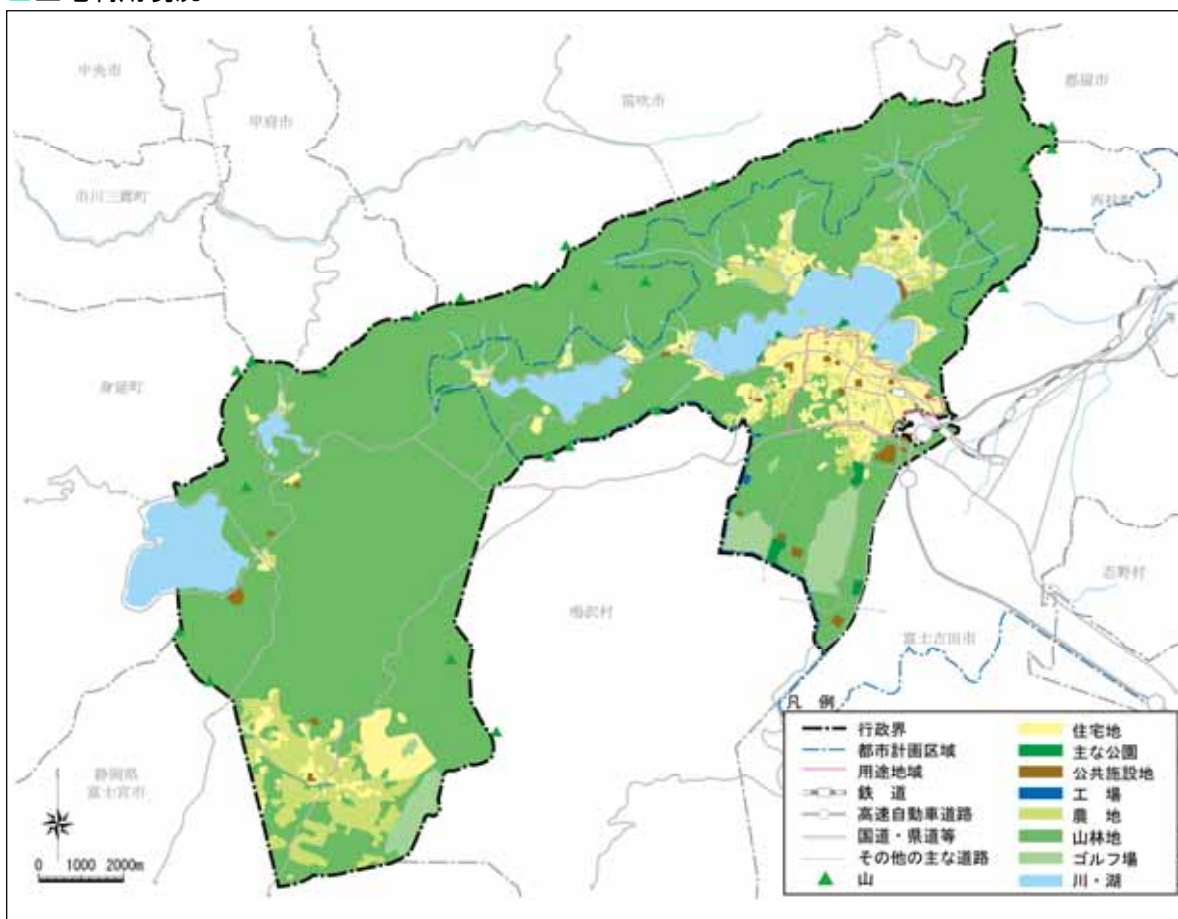
集落地については、浅川、小立、河口、大石、勝山、長浜、大嵐、西湖、精進、本栖、富士ヶ嶺地区などには、古くからの集落地が形成されています。

■ 中心市街地の空洞化と郊外部における宅地化の進行

近年、国道 139 号や河口湖大橋通り（県道富士河口湖富士線）周辺に、沿道型の比較的大型の店舗をはじめとする商業施設、観光施設、町役場等の公共施設の立地が進み、新たな市街地が形成されつつあります。一方、中心市街地については、町役場の移転、河口湖大橋の無料化などの影響もあり、空店舗や空き家の増加、人口の減少など、空洞化が進んでいます。

また、郊外の勝山、小立、大嵐地区や船津地区南部の南台周辺では、蚕食的に宅地化が進行しています。

■ 土地利用現況



(5) 景観に関わる規制状況

本町では、町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域（富士山地域）に指定されているほか、様々な法規制が重層的にかけられており、一定の土地利用、景観コントロールが図られています。

①自然公園法に基づく規制

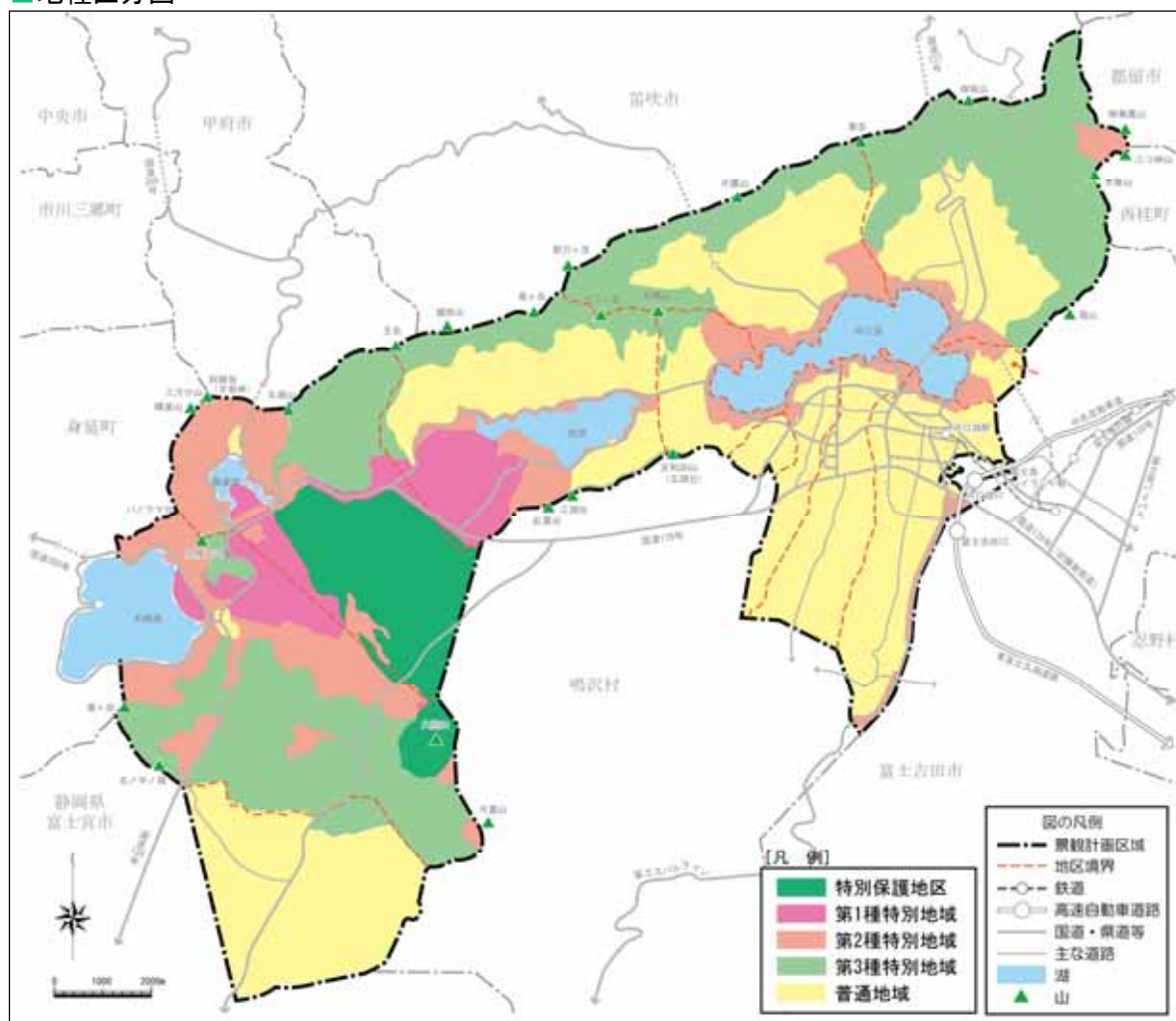
本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域内（富士山地域）に指定されており、地種区分としては特別地域と普通地域の指定がかけられています。

特別地域は、下表のとおり、特別保護地区と1種～3種の地域が指定されており、公園内の風致を維持するため、建物の新築・増改築や木竹の伐採など、それぞれの地域ごとに厳しい制限がかけられています。

■富士箱根伊豆国立公園富士山地域の地種区分と町内の対象地域

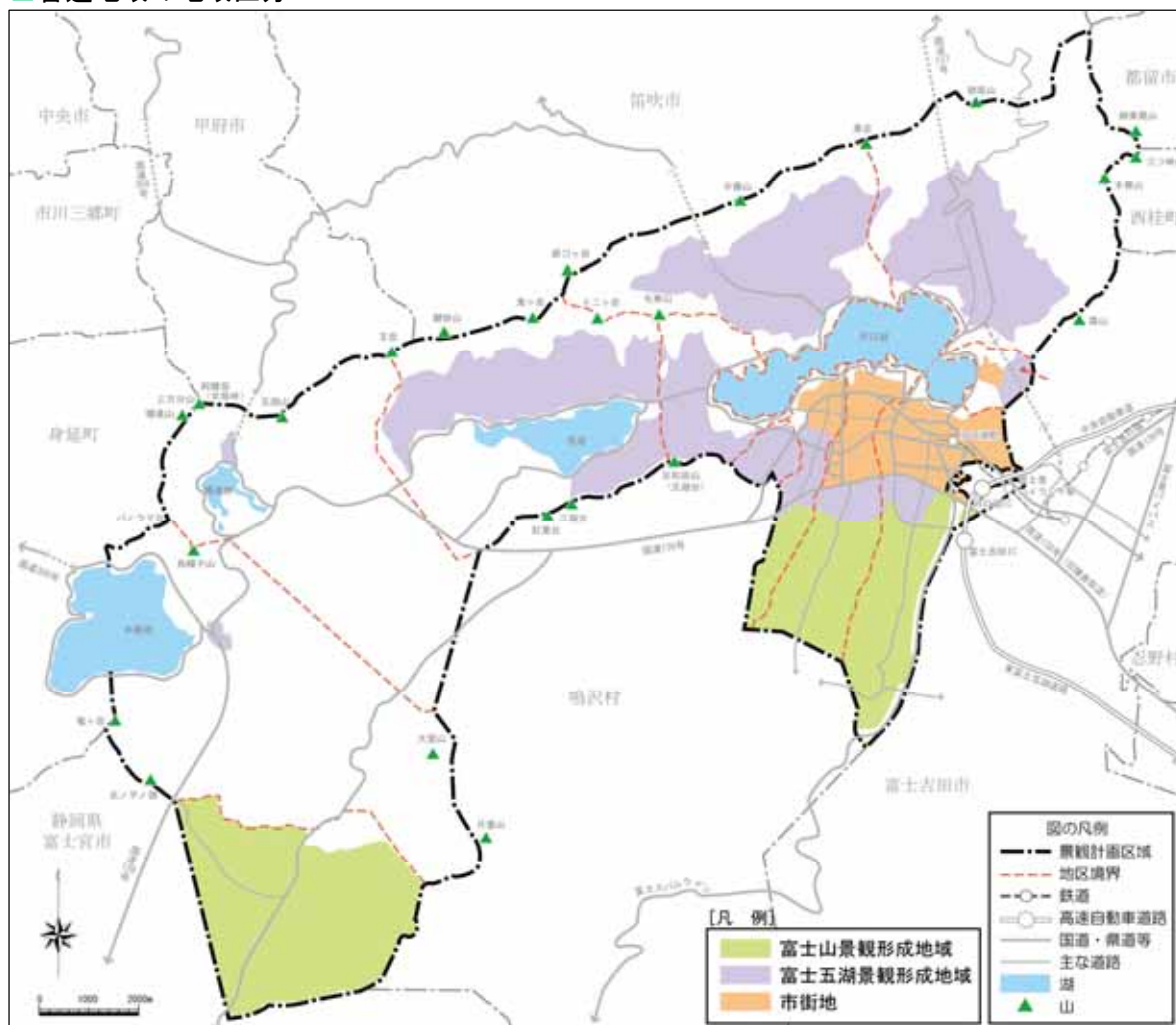
地種区分		面積 (ha)	対象地域
特別地域	特別保護地区	1,139	青木ヶ原樹海の精進地区エリアや大室山周辺
	第1種特別地域	879	青木ヶ原樹海の西湖地区エリアや精進湖、本栖湖より富士山側のエリア
	第2種特別地域	3,379	河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の各湖面の周囲、青木ヶ原樹海の本栖湖地区エリア、三ツ峠山山頂付近
	第3種特別地域	4,344	御坂山地の稜線から比較的標高の高い南面一帯、足和田山山塊の尾根筋、本栖地区南側一帯のエリア
計		9,741	
普通地域		6,083	その他の市街地・集落地周辺、里山、富士ヶ嶺地区のエリア
合 計		15,824	

■地種区分図



普通地域については、「富士五湖景観形成地域」、「富士山景観形成地域」、「市街地」の3つの地域に区分され、地域に応じて、建築物の高さ、容積率、建ぺい率、屋根の形状、外壁等の色などについての規制がかけられています。

■ 普通地域の地域区分



■ 普通地域の規制内容

地域区分	富士五湖景観形成地域	富士山景観形成地域	市街地
高 さ	15m以下	16m以下	18m以下
建築面積	2,000 ㎡以下		—
建ぺい率	30%以下	50%以下	70%以下
容積率	90%以下	200%以下	200%以下 400%以下
付 記	①建物の高さは、最低地盤高さとする ②屋根は勾配屋根とすること ③外壁等の色は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観に配慮すること		

②都市計画法に基づく規制

■都市計画区域

都市計画法に基づく都市計画区域（富士北麓都市計画区域）は、精進地区、本栖地区、富士ヶ嶺地区を除く町域東部に、町の約 42%にあたる 6,715ha の区域が指定されています。

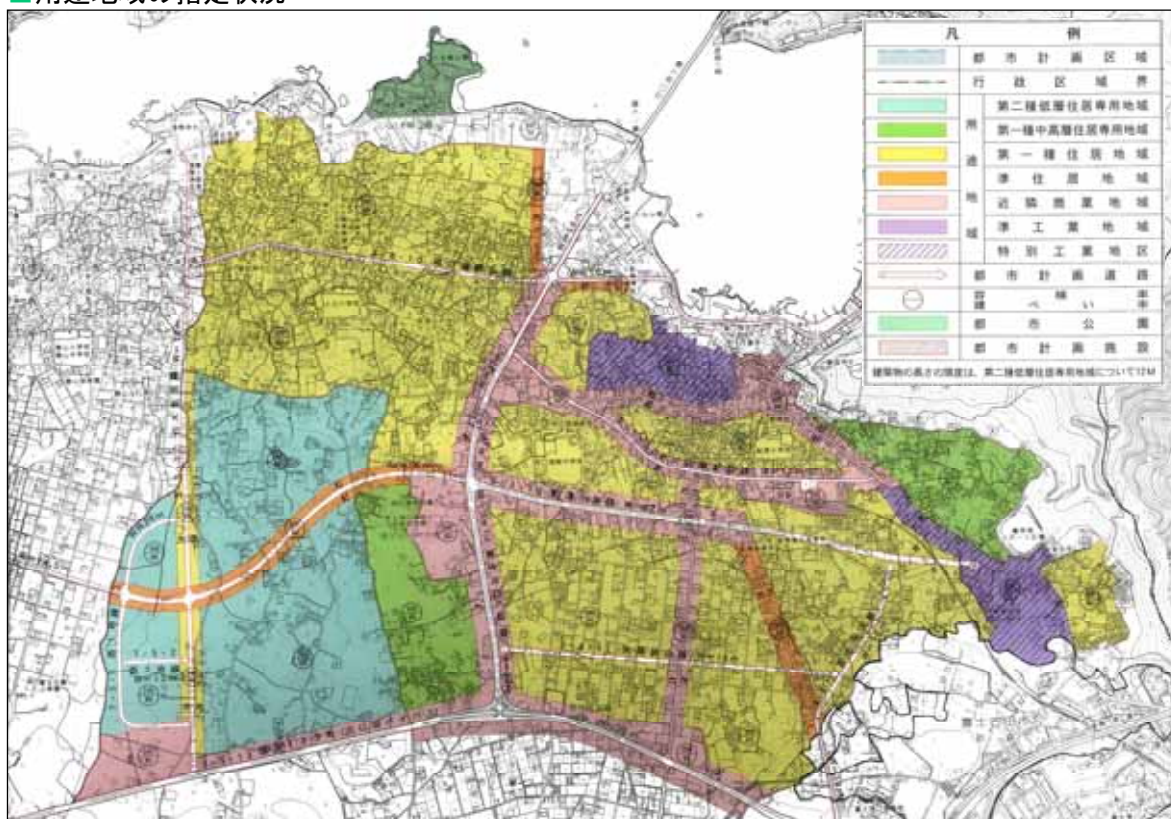
■用途地域

用途地域は、船津地区、小立地区の一部に都市計画区域の約 8%にあたる面積約 517ha の区域が指定されています。

■用途地域の指定状況

区 分	面積 (ha)	比率 (%)	(容積率/建ぺい率)	摘 要
第二種低層住居専用地域	90	17.4	(100/60)	
第一種中高層住居専用地域	38	7.4	(150/60)	
第一種住居地域	252	48.8	(200/60)	
準住居地域	17	3.3	(200/60)	
近隣商業地域	96	18.5	(200/60・80)	
準工業地域	24	4.6	(200/60)	特別工業地区
合 計	517	100.0		

■用途地域の指定状況



・河口湖大橋通りの沿道景観



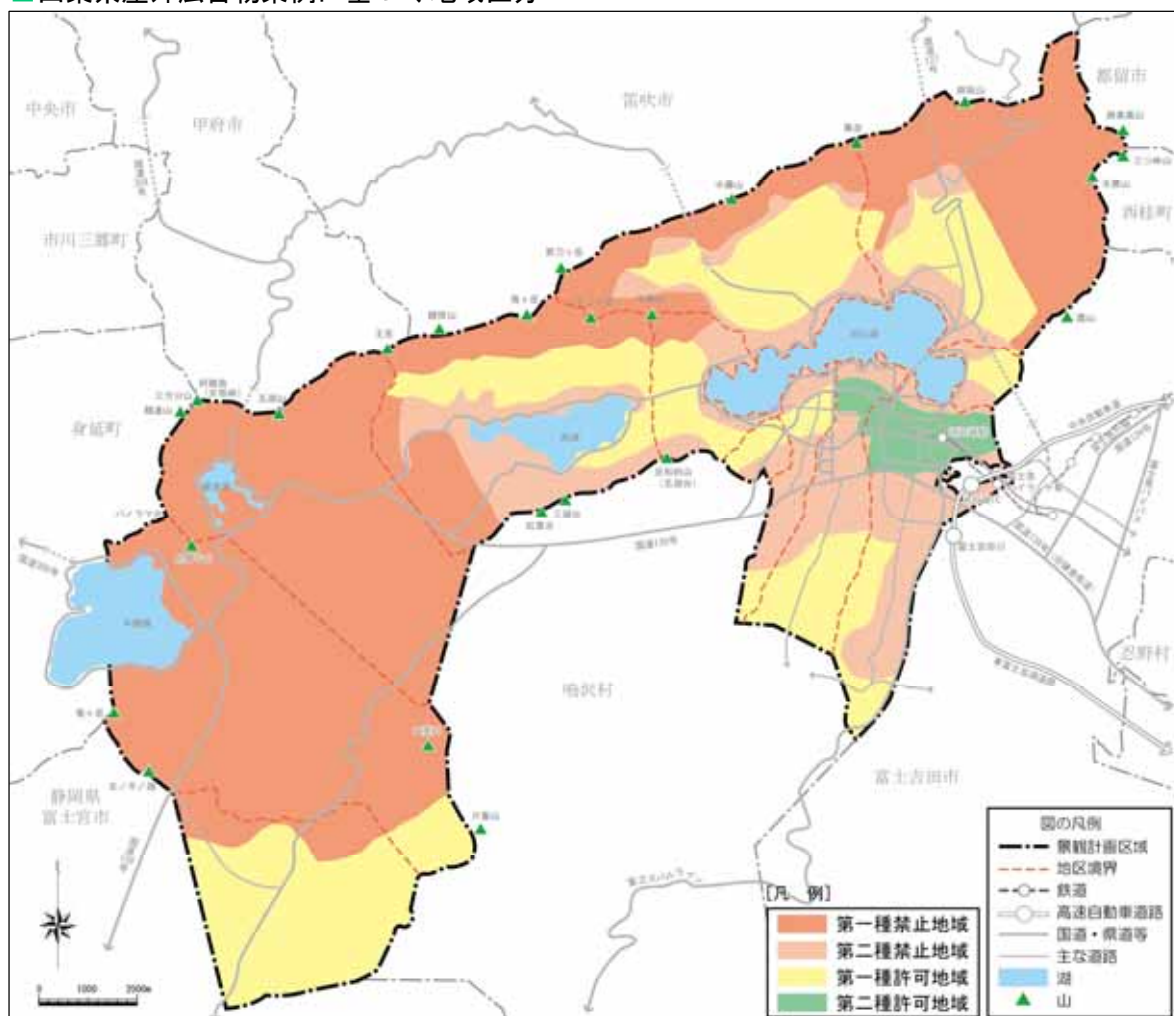
・河口湖駅前線の沿道景観

③屋外広告物に関する規制

現在、本町における屋外広告物等の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日改正）に基づき規制を行っています。

山梨県屋外広告物条例では、禁止地域（第一種、第二種）、許可地域（第一種～第三種）を定め、地域の特徴にあった規制内容が定められており、本町域においては、第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域の4つの地域が指定されています。しかし、条例が住民や事業者などに十分理解されていないといった問題もあり、なかなかルールが徹底されていない状況にあります。

■山梨県屋外広告物条例に基づく地域区分



・湖北ビューライン（河口地区）

④その他の規制

その他の景観に関する規制としては、次のようなものが挙げられます。

■自然環境保全地区

三ツ峠山周辺は、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区（三ツ峠自然保存地区）に指定されています。

■保安林等

御坂山地一帯は、広く保安林に指定され、原則として開発はできません。

また、保安林をのぞく森林の大部分は森林法に基づく地域計画対象民有林に指定されており、林地開発許可制度に基づき1haを超える開発については許可が必要となっています。

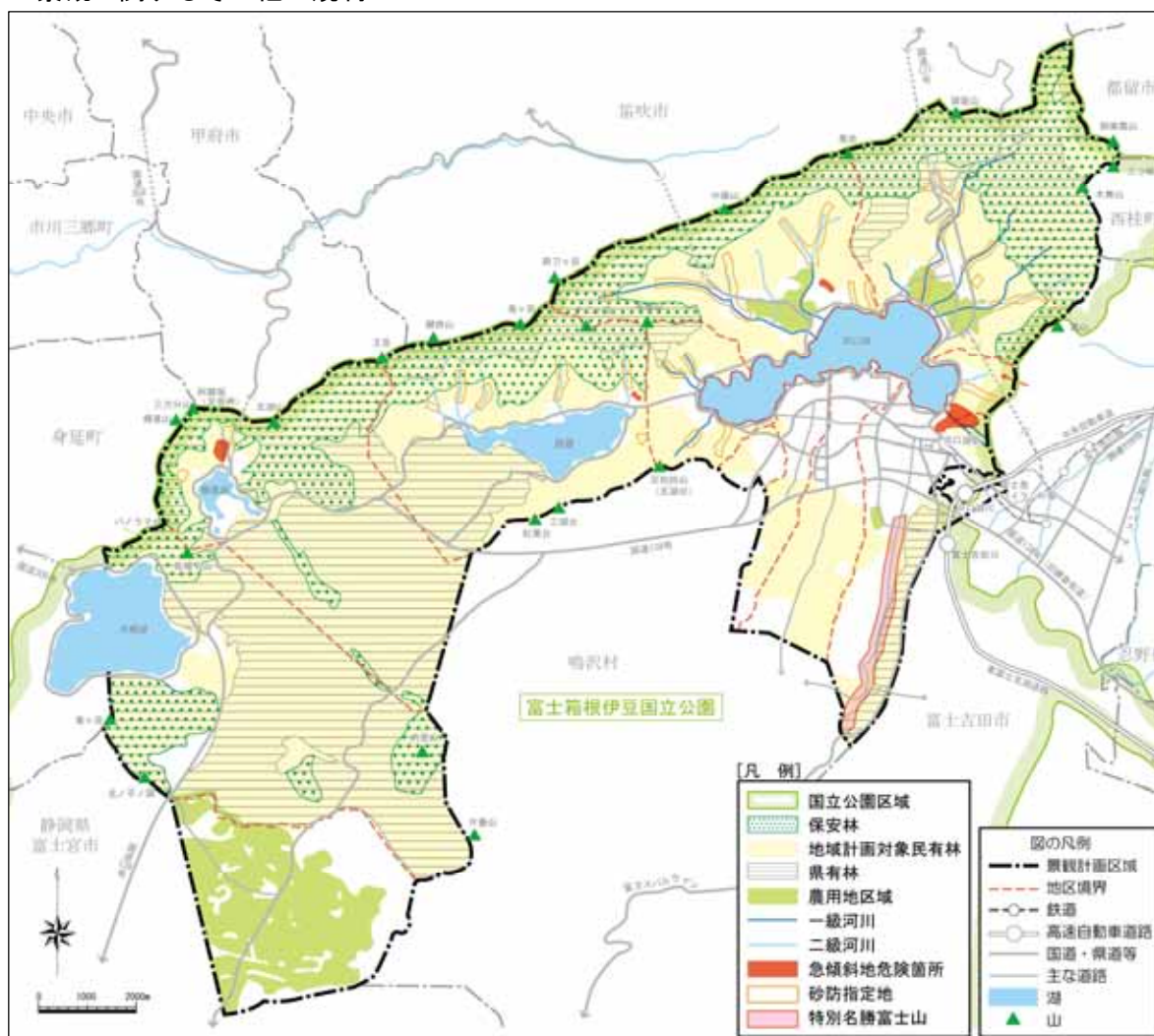
■農用地区域

河口地区、大石地区、富士ヶ嶺地区にまともって分布する農地は、農業振興地域の整備に関する法律に定める「農用地区域」に指定されており、原則として農地転用はできないことになっています。

■特別名勝

町道船津登山道線の沿道周辺については、文化財保護法に基づく「特別名勝富士山」に指定されており、建築物の高さ（13m～15m以下）、富士山の眺望への配慮、建物の外壁の色、勾配屋根とすることなど、一定の制限がかけられています。

■景観に関するその他の規制



2 富士河口湖町の景観の特色

(1) 自然景観

本町は、富士山の眺望、4つの湖、広大な樹海など、我が国を代表する優れた自然景観に恵まれ、四季折々に変化に富んだ美しい風景が展開します。

①シンボル景観である富士山の眺望景観

富士山は、町内のいたるところから眺めることができ、国内随一を誇る標高に加え、広大な裾野をもつ均整のとれた美しい山容は、本町のシンボル景観となっています。

富士山の主要な眺望場所としては、山容全体をダイナミックに展望できる高台に位置する御坂山地や足和田山塊の山の稜線部、湖水景観を近景や中景として富士山を同時に遠望できる河口湖北岸、西湖西岸の根場周辺、精進湖北岸、本栖湖周辺、牧草地などの高原景観を近景や中景としながら富士山を同時に遠望できる富士ヶ嶺地区など、多彩な富士山の眺望場所が町内に広く分布しています。

■富士山や湖の優れた眺望場所

地区名	主な眺望場所
船津・浅川	産屋ヶ崎、天上山展望台、河口湖大橋など
小立・勝山	一湖台、富士ビューホテル、道の駅かつやま周辺など
河 口	御坂峠、天下茶屋、三ツ峠山、河口湖北岸の遊歩道、梨川公園など
大 石	海蔵寺周辺、大石公園・大石自然生活館周辺、新道峠・大石峠など
長浜・大嵐	一湖台、足和田山（五湖台）、毛無山など
西 湖	五湖台、三湖台、紅葉台、根場浜、毛無山、十二ヶ岳、鬼ヶ岳、雪頭ヶ岳、王岳など
精 進	他手合浜、王岳、五湖台、三方分山、パノラマ台など
本 栖	烏帽子岳、竜ヶ岳、パノラマ台、国道 300 号、中之倉*など
富士ヶ嶺	高原一帯（ダイヤモンド富士）

注) * 中之倉は身延町ですが、重要な眺望場所で眺望対象は本町域となるため、記載しています。



・産屋ヶ崎から望む富士山と河口湖

②個性豊かな4つの湖水景観

河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖は、それぞれに異なる規模や形状、周辺環境を有していることから、各湖ごとに特徴ある湖水景観を形成しています。

また、湖水と富士山が織りなす風景は、本町の地域イメージを形成する最も大きな要素となっており、観光リゾート地としての際立った個性を与えています。

河口湖や西湖に多くみられる芦原は、湖水景観の魅力を高めているとともに、ヨシキリなど水辺や草原性の鳥類の生息地であり、湖の浄化にも役立っています。

湖水で行われている釣りや各種水上レクリエーション、湖畔でのキャンプなども、本町らしい景観（風物詩）のひとつとなっています。

<湖水景観の特徴>

■河口湖

富士五湖の中で山中湖に次いで2番目の面積があり、東西に長く入り組んだ湖岸線を有しています。北岸からの富士山の眺望に優れ、加えて湖中にうの島があるなど、全体的に変化に富んだ景観を呈しています。

湖畔は、東部がホテル・旅館・観光施設が集積する観光市街地景観が卓越し、西部および南部湖畔は民宿等が立地しているものの全体的に静かなたたずまいの集落地景観や森林景観を呈しています。北部は施設の立地も少なく、森林や自然な水辺など自然景観が多くを占めています。



・河口湖

■西湖

御坂山地と足和田山塊に挟まれ、湖近くまで山が迫っているため、湖畔には民宿やキャンプ場などがみられますが、いずれも小規模であり目立たず、静寂で落ち着いた自然景観が卓越した湖水景観を呈しています。

湖の南西部では溶岩流が湖に流れ込んだ様子がそのままの形状で残っており、特異で迫力のある景観が展開しています。

湖畔からの富士山の眺望は、足和田山塊で遮られるため、根場付近のみに限定されています。



・西湖

■精進湖

富士五湖の中で最も面積の小さい湖ですが、変化に富んだ形状をしており、富士山の手前に大室山が見える「子抱き富士」の眺望地点として知られています。

湖の中心に向かって青木ヶ原溶岩流が流れ込んでいるため、南側の湖岸は溶岩が多く、北側には砂浜がみられるなど変化に富んだ景観となっています。

北岸周辺にホテル・旅館、キャンプ場、飲食店などが点在していますが、集積は少なく、それ以外は自然景観が卓越した景観となっています。



・精進湖

■本栖湖

水深は138mで富士五湖の中で最も深く、高い透明度を誇り、深く澄んだ色合いの湖面が見られます。

千円札に描かれた逆さ富士の景色でも知られ、ボードセリングなどの水上スポーツを楽しむ景観も本栖湖らしい景観といえます。

本栖湖バス停付近の一带に旅館、民宿、キャンプ場、飲食店などがみられますが、その他の湖畔は、自然な水辺景観が展開しています。



・本栖湖

③広大な原生林がつくる樹海景観

本町の南西部一帯の富士山の溶岩上に広がる樹海（青木ヶ原樹海や剣丸尾樹海）は、首都圏の近傍にありながらも広大な面積を有する原生林として稀有な存在です。ほとんど開発の手が入っていないことから、多様な動植物の生息場所ともなっており、世界に誇れる自然景観（自然遺産）となっています。

また、樹海周辺には船津胎内の溶岩樹形、コウモリ穴、竜宮洞穴、富岳風穴、富士風穴など、富士山の噴火と密接な関わりのある特異な自然景観が多くみられ、林内には、東海自然歩道や散策道が整備されているなど、エコツアーやグリーンツーリズムのフィールドとしても親しまれています。



・青木ヶ原樹海



・コウモリ穴



・青木ヶ原エコツアー

④絶好の眺望場所である町外縁部の山々

本町の北側には御坂山地の主稜線（三ツ峠山、御坂山、黒岳、鬼ヶ岳、王岳、三方分山など）が東西に長く延びて国中地域と北麓地域の境界を成しています。また、本栖湖の南側には天子山地の北端となる竜ヶ岳があり、西湖の南側には足和田山（五湖台、三湖台、紅葉台）が鳴沢村との境界を成し、東部には三ツ峠山から天上山へ延びる稜線が富士吉田市との境界を成しています。

これらの山々からは、富士山や湖をはじめ、周囲の山々やまちなど、すばらしい眺望景観を得ることができます。そのため、それぞれに登山・ハイキングコースが整備され、絶好の展望コースとして人気が高く、町民や登山客等に親しまれています。

これらの山々は、眺望場所としてだけではなく、眺望対象としては日常的に眺める身近な山、地域のランドマークでもあり、湖水景観などと一体的に本町の地域景観を特徴づけています。



・新道峠からの眺望



・十二ヶ岳からの眺望



・足和田山（五湖台）からの眺望

⑤四季を彩る森林景観

本町は、町域の約7割を森林が占めており、湖水景観や山岳景観とともに、本町の自然景観の主な構成要素となっています。

森林は、青木ヶ原樹海の天然林、黒岳周辺のブナの原生林をはじめ、アカマツ、スギ、ヒノキ、カラマツ、モミ等の針葉樹林、クヌギやナラ等の広葉樹林など、多様な林相から成っています。こうした森林は春の新緑、夏の濃緑、秋の紅葉、冬の落葉など、四季折々に風景の変化をつくり出しています。



・新緑の三ツ峠（開運山）



・濃緑の精進湖周辺の山々



・紅葉の王岳

⑥花の名所

本町には、下表のような花の名所が数多く分布しており、本町の景観に彩りを与えています。特に、桜（ソメイヨシノ、シダレザクラ、フジザクラ）、ラベンダー、紅葉などは、観光客にも人気があり、本町の国際観光都市としてのイメージ形成にも寄与しています。

近年、河口湖畔の天上山や浅川浜、西湖畔などにアジサイが植えられ、浅川浜にはさらにスイセンなどが植えられており、花の名所づくりが進められています。

また、御坂山地などではトウゴクミツバツツジ、ニッコウキスゲなどの高山植物が自生しており、登山・ハイキングコースの中の見どころとなっています。特に、三ツ峠山は高山植物の宝庫で、山梨百名山の選定の際、県が募集した百名山に入りたい山のナンバーワンとなった山でもあります。

■ まちなかの花の名所（例示）

種 別	花 期	主な名所
スイセン	3月中～下旬	浅川浜
桜（ソメイヨシノ）	4月中～下旬	産屋ヶ崎、長崎公園、富士御室浅間神社など
フジザクラ	4月中旬～5月上旬	船津胎内周辺、野鳥の森公園、青木ヶ原樹海など
シダレザクラ	4月中旬～5月上旬	富士ビューホテル周辺
シバザクラ	4月中旬～5月中旬	河口湖美術館周辺の湖畔
ミツバツツジ	5月上旬	船津胎内周辺、野鳥の森公園、青木ヶ原樹海など
ワイルドフラワー	5月～9月	長崎公園、大石公園
ラベンダー	6月下旬～7月中旬	八木崎公園、大石公園、大池公園
アジサイ	7月上旬～8月上旬	天上山、浅川浜、西湖湖畔
ツキミソウ	7月上旬～8月下旬	大石公園、円形ホール周辺
コスモス	9月上旬～10月下旬	河口湖畔
紅葉	10月下旬～11月中旬	梨川周辺、河口湖北西岸周辺、富士ビューホテル、野鳥の森公園、青木ヶ原樹海など

■ 山の花の名所（例示）

種 別	花 期	主な名所
カタクリ	4月上旬～	黒岳
トウゴクミツバツツジ	6月上旬～中旬	三ツ峠山、青木ヶ原樹海
スズラン	6月上～下旬	三ツ峠山
アヤメ	6月上～下旬	三ツ峠山、御坂山地
ヤマツツジ	6月上～下旬	御坂山地
ニッコウキスゲ	7月上～下旬	大石峠
オオバギボウシ	7月上旬～8月下旬	三ツ峠山
マツムシソウ	8月上旬～9月下旬	三ツ峠山
フジアザミ	8月上旬～9月下旬	三ツ峠山



・大石公園のお花畑

(2) 歴史文化的景観

本町は、古来より富士山信仰の拠点、甲斐と駿河を結ぶ街道筋の宿場として栄えた歴史があり、往時をしのぶ歴史文化資源も多く、潜在的な景観資源となっています。

①富士山信仰と歴史遺産の景観

富士山は長く遥拝の対象として神聖視され、平安時代初期（9世紀）には、山麓に富士山の噴火を鎮めるための「浅間神社」が建てられました。

その後、平安時代後期（11世紀）には修験道の道場となり、室町時代には村山口（富士宮市）、吉田口（富士吉田市）などの登山道も開かれ、富士山は登拝する山として一般庶民に広く知られるようになりました。近世には、富士山信仰の広まりにあわせて多くの登拝者が訪れました。

それに伴い、各登山道には登拝者を宿泊させ、登拝前の神事を行い、登拝に必要な準備の世話をする「御師（おし）」や「坊（ぼう）」が整えられました。

一方、室町時代末期に始まった「富士講」が、江戸時代中期に非常に盛んになり、吉田口から多くの人々が登拝するようになりました。これに伴ない主たる登山口が現在の富士吉田市に移行し、本町では、かつての賑わいはなくなりましたが、現在でも往時をしのぶ富士御室浅間神社や河口浅間神社、河口地区の御師集落のまち並み、船津登山道周辺には信仰に係わる祠、石碑、各種の祭礼などの歴史遺産が見られ、これらは本町の歴史文化的景観の重要な要素となっています。

②古道と歴史遺産の景観

古来、甲斐と駿河を結ぶ古道としては、富士山東麓の御坂路（鎌倉街道）、富士山西麓の中道往還と若彦路、富士川沿いの駿州往還の四筋の道があり、このうち「御坂路（鎌倉街道）」、「若彦路」、「中道往還」の三筋が本町を通過していました。

これらの古道沿道には、社寺をはじめ、馬頭観音、道祖神、地蔵、石像など往時をしのぶ数多くの歴史遺産が分布しており、潜在的な景観資源となっています。

■御坂路(鎌倉街道)

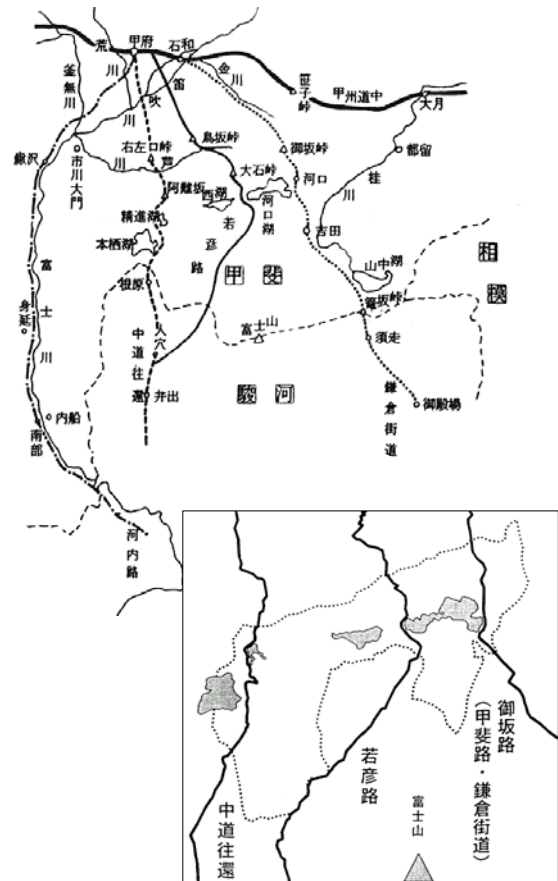
現在の笛吹市石和から御坂峠を越えて本町に入り、簗坂峠を越えて御殿場方面に至る、概ね現在の国道137号、138号のルートにあたります。官道として四筋の中では最も多く利用されていました。現在は、歴史の道100選に指定されています。

■若彦路

甲府市から笛吹市芦川、大石峠を越えて本町に入り、大石、長浜、大嵐、鳴沢から富士山麓の原野を経て、富士宮市上井出にて「中道往還」と連絡するルートにあたります。鎌倉往還の脇往還、富士北麓地域の駿河や国中と往来する生活道路としての役割をもっていました。

■中道往還

甲府市から右左口峠を越え、古関からさらに女坂（阿難坂）峠を越えて本町に入り、精進湖西岸を経て富士宮市に至る概ね国道358号、139号のルートにあたります。中世は軍用道路として使用されましたが、江戸時代には脇街道となり、甲斐と駿河を結ぶ最短ルートとして富士川水運と鮮魚輸送を競ったといわれています。



③御師の歴史的まち並み景観

富士山信徒の受け入れの一切を司るのが御師で、かつては富士山北口では河口（船津を含む）と吉田の二口に限られていました。

先鞭をつけたのが河口の御師たちで、河口十二坊といわれ、最盛期には 140 坊以上の御師集団となって栄えたといわれています。

鎌倉街道の宿場町であった河口は、富士山信仰の拠点として参詣者の案内や宿泊を生業とした御師たちが集住する御師のまちとして知られています。

往時をしのぶ板葺き・茅葺き屋根の面影を残す伝統的な家屋や門も残されており、間口が狭く奥行きが深い短冊形地割を基本とした典型的な堅家*の家並み景観がみられます。



・河口集落のまち並み

■河口の町割りと御師の遺構



④伝統的な集落景観と歴史資源

本町には、富士信仰、旧街道（鎌倉街道、若彦路、中道往還）の歴史を反映して、河口、大石、小立、勝山、長浜、大嵐、西湖、根場、精進、本栖など、往時の名残を留めている伝統的な農山村集落が多く分布しています。

これらの集落地には、古道の歴史的な道筋をはじめ、茅葺きの形態を残す大屋根の民家群、社寺や鎮守の杜となっている社寺林、地域のシンボルとなっている大木、古木、屋敷林、旧街道沿いに多く分布する祠や道祖神、石仏、馬頭観音、塚、集落や農地の古い石垣など、往時の歴史を伝える小さな歴史資源が多く分布し、それぞれの集落の景観を特徴づけています。

⑤その他の歴史文化的景観資源

■文人・芸術家ゆかりの碑など

本町に関わりのある文人・芸術家としては、太宰治、井伏鱒二、谷崎潤一郎、与謝野晶子、岡田紅葉、田中冬二、中原淳一、与勇輝、久保田一竹などがいます。町内にはこれら文人・芸術家に関わる美術館をはじめ、数多くの句碑や歌碑が分布し、町の文化的な景観イメージを牽引しています。



・与謝野晶子の歌碑

■歴史を感じさせる建造物

近代遺産として登録文化財に指定されている「御坂隧道」をはじめ、文化財に指定されていないが歴史を感じさせる建造物として、長浜の発電所、農村集落に分布する茅葺きの形態を残す大屋根の民家群などが挙げられます。これらは学術的な価値以外に、本町の歴史的景観資源としての価値を有するものです。



・御坂隧道

注) * 妻側に入り口をもつ妻入形式の主家および妻側が街道に面した平入形式の主屋をあわせて堅家と呼びます。

(3) 田園景観

富士ヶ嶺地区では広大な酪農景観が広がり、大石地区や河口地区では、里山と一体となった特色ある田園景観が形成されています。

①酪農景観

富士ヶ嶺地区は、富士の裾野を開墾した 1,600ha もの広さをもつ山梨県下最大の酪農地帯であり、富士山を背景に広大な牧草地や点在する牧場等の開放感のある高原の風景は、本町西部に展開する特徴的な景観のひとつとなっています。



・富士山を背景にした広い牧草地



・牛の放牧

②田園景観

大石地区や河口地区には比較的広く農地が分布し、富士山を背景に周辺の里山や集落地と一体となって、のどかな農村景観が広がっており、本町の景観の特色のひとつとなっています。

しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により農地は減少し、耕作放棄地も増加する傾向にあります。

一部にはサクランボやワイン用のブドウ栽培、あるいは観光農園などの新しい農業への試みも行われていますが、全体的には田園景観の荒廃や消失がゆるやかに進行している状況にあります。



・大石地区のトウモロコシ畑



・河口地区の水田地帯

③原風景としての里山の景観

里山は、古くから薪や炭をつくり出し、山菜やキノコを採るなど、地域の生業や生活と深く関わりながら維持されてきた身近な山林で、本町の集落地周辺に広く分布しています。

里山の景観は、集落地や農地と一体となって、農村景観にまとも四季の変化や彩りを与えてくれますが、生活様式の変化から人と里山との関わりが薄れてきたことや、人工林における林業従事者の減少や高齢化などにより、手入れがされず放置されている山林が増加しています。そのため、ふるさとの原風景である里山の景観は、荒廃が進んでいる状況にあります。



・里山に抱かれたたずむ精進集落

(4) 賑わい景観

本町は国際観光地として年間約 469 万人の来訪者があります。とりわけ、施設が集積する主要な商業地や観光地などは、多くの町民や観光客がみられ、賑わいある景観を形成しています。

①商業地景観

■河口湖駅前商店街

本町の玄関口となっており、古くから形成された駅前商店街で、みやげ物や飲食店などを中心に観光客や来訪者が行き交う賑わい景観がみられます。近年、駅舎と駅前広場が整備され新たな駅前景観が創出されました。



・河口湖駅前商店街

■河口湖通り商店街、本町通り商店街など

湖畔のホテル・旅館街とともに、古くから形成された本町の中心的な商店街ですが、近年、空き店舗の増加など、空洞化が進行しています。これらに対し、国道 137 号の拡幅整備が進められている他、地元では活性化や景観まちづくりに向けた取り組みが行われています。



・河口湖通り商店街

■国道139号沿道

4 車線道路の両側にロードサイド型商業施設が立地し、賑わいあるまち並み景観が形成されていますが、近年、大型看板や派手な商業看板などが乱立し、景観的な混乱が生じつつあります。



・国道 139 号の沿道景観

■河口湖大橋通り(県道富士河口湖富士線)沿線

町役場など拠点的な行政文化施設が集積し、ロードサイド型施設の立地も進み、賑わいのあるまち並みが形成されつつあります。

②観光地景観

■河口湖周辺

○河口湖東岸

河口湖大橋より東側の観光ゾーンで、湖畔には大池公園や県営駐車場、湖畔遊歩道などが整備され、ホテルや旅館、土産物店などが多く立地しており、河口湖観光の中心的なゾーンとして、賑わいのある景観を呈しています。



・河口湖東岸の観光ゾーン

○河口湖北岸

河口地区および大石地区の湖畔の観光ゾーンで、美術館や文化交流施設、立ち寄り型の観光施設、レストラン等が多く立地しており、河口湖の主要な観光ゾーンとして、賑わい景観を形成しています。



・河口地区の湖畔観光ゾーン

○河口湖南岸

河口湖南岸の勝山、小立の湖畔観光ゾーンで、湖畔の公園や富士御室浅間神社、観光施設が多く立地しており、河口湖の観光ゾーンのひとつとして、賑わいのある景観を呈しています。

■その他の観光スポット

その他、西湖のいやしの里根場をはじめ、西湖、精進湖、本栖湖、富士ヶ嶺周辺には、水辺や景観を活かした特色ある観光スポットが分布しており、シーズンには賑わいをみせています。



・ハーブフェスティバル (八木崎公園)

③工業地景観

勝山地区の国道 139 号周辺には、工業施設の立地が進んでおり、工業地のまち並みが形成されています。

(5) 暮らしの景観

身近な公共施設や住宅地・集落地のまち並み、年間を通して行われている様々な伝統行事やイベントなどは、地域の暮らしぶりの現われであり、富士河口湖町らしさを形成する重要な景観となっています。

①身近な公共施設の景観

船津、小立、河口、大石、勝山、長浜、大嵐、西湖、精進、本栖、富士ヶ嶺など、地域生活の中心となっており、出張所、小中学校、公民館などの身近な公共施設が立地しています。こうした身近な公共施設は地域の目印、交流の場となっており、人々の意識が集まる場所として、暮らしの景観を特徴づけています。

②住宅地・集落地の景観

■古くからの集落地景観

本町の集落地は、明治期に成立した集落地を母体として発達したもので、4つの湖周辺の平坦地を中心に大小の集落地が分布し、地域の集落景観を形成しています。

これらの集落地は、富士信仰、旧街道（鎌倉街道、若彦路、中道往還）の歴史性や人々の永い営みを反映して、堅家のまち並みや御師の家など、往時の名残を留めている伝統的な集落も多く、趣のある景観を形成しています。

■主な集落地の景観的な概要等

主な集落地	景観的な概要等
小立・勝山	河口湖南岸に古くから形成された集落地で、現在は、小立と勝山の市街地は連担しており、一部に集落の趣を残す市街地景観を呈している。
河 口	江戸末期から近代にかけて御師の集住する集落として発達し、社寺や集落形態などに往時の名残がみられる。周辺は里山に囲まれ、湖側には広く農地景観が展開している。
大 石	古くから形成された農業集落地で、茅葺きの形態を残す大屋根の民家が点在するなど、往時の面影を残す景観がみられる。周辺は里山に囲まれ、平坦地を中心に広く農地景観が展開している。平成22年3月の若彦トンネルの開通により、地域の活性化と景観コントロールが期待される。
長 浜	河口湖の西端にあり、旧足和田村の中心部にあたる。周辺は里山に囲まれ、湖畔に沿った緩傾斜地に民家や畑が点在する趣のある集落地である。
大 嵐	古くから形成された里山に囲まれた静かな集落地で、蓮華寺を中心に古民家、石垣、水路など、往時の面影を残す景観がみられる。
西 湖	西湖の東側に形成された集落地で、周辺は里山に囲まれ、茅葺きの形態を残す大屋根の民家が残るレトロで、趣のある集落地景観を呈している。近年、空き家や廃屋などもみられる。
根 場	古くから形成された集落地であるが、昭和41年の台風災害で壊滅的被害を受け、民宿村として新たな集落景観を形成しつつある。現在は、災害の跡地に「西湖いやしの里」が建設され、茅葺き民家を中心とした当時の家並み景観が再現されている。
精 進	かつては中道往還の伝馬宿として栄えたが、昭和41年の台風による被害を受け、現在の精進湖民宿村に集団移住したため、集落内は空き家や廃屋などが目立っている。路線型の集落景観、天然記念物の大杉、諏訪神社などに往時の面影を残す景観がみられる。
本 栖	中道往還の宿場町として栄え、「本栖千軒」と呼ばれる町場が形成されていたが、現在は、関所跡、社寺などに、往時の面影を残すに留まっている。

■住宅地の景観

住宅地は、古くから形成された船津の中心市街地とその南西郊外部に形成されており、船津の中心市街地の住宅地は比較的古い住宅が密集する住宅地景観を呈していますが、その中に路地や社寺などの景観が住宅地景観と一体となり、趣のあるまち並み景観を形成しています。

中心市街地の南西側や国道139号周辺にかけては宅地化が進みつつあり、新しい住宅地景観が形成されつつあります。

■別荘地・民宿村等の景観

別荘地は、河口、大石、長浜、富士ヶ嶺などに、また、民宿村やペンション村は、河口湖、西湖、精進湖周辺に多く分布していますが、全体的に周辺の自然景観と調和した別荘・民宿地景観を形成しています。

③伝統行事やイベントの景観

町内では、代表的な伝統行事である勝山地区の富士御室浅間神社の「甲斐の勝山やぶさめ祭り」や河口地区の河口浅間神社の「稚児の舞」をはじめ、年間を通じて下表のような祭りや伝統行事、イベントが行われ、多くの町民や観光客が訪れています。また、地域では、これ以外にも小さな祭りや行事なども数多く行われています。

こうした伝統行事やイベントは、本町の風物詩となっており、町のイメージを形成するとともに、富士河口湖町らしさや、地域の個性を特徴づける景観要素となっています。

■富士河口湖町の主な伝統行事・イベント

(平成 24 年 12 月現在)

1月	●本栖竜ヶ岳初日の出イベント (1/1) ●冬花火・湖上の舞 (中旬～2月中旬)		
2月	●西湖・河口湖水まつり (上旬) ●本栖六斎念仏 (中旬) ●富士山の日 (2/23) ●野鳥観察会 (下旬)	8月	●精進湖カヌー選手権 (上旬) ●西湖竜宮祭 (8/2) ●神湖祭 (8/3) ●涼湖祭 (8/4) ●河口湖湖上祭 (8/4～5) ●盆踊り大会 (8/14) ●ガーデニングまつり (8/14～15) ●奥河口湖長浜ふるさと祭り (8/15) ●富士ヶ嶺開拓まつり (上～中旬) ●精進石尊祭 (8/17) ●富士河口湖音楽祭
4月	●河口浅間神社例大祭・稚児の舞 (4/25) ●富士御室浅間神社春の例大祭 (4/25) ●甲斐の勝山やぶさめ祭り (4/29) ●精進湖湖水開き (4/29) ●富士桜・ミツバツツジ祭り (下旬～5月上旬)		
5月	●富士山ご来光号 (5/1～11/14) ●本栖公家行列 (5/17) ●秋葉神社春の例大祭 (5/25)	9月	●富士御室浅間神社秋の例大祭 (9/9) ●八王子神社秋の例大祭 (9/9) ●金山神社・諏訪神社例大祭 (9/9) ●八王子・筒口神社例大祭 (9/18) ●浅間日月神社例大祭 (中～下旬) ●道の駅かつやま感謝祭
6月	●本栖六斎念仏 (6/15) ●西湖ロードレース (第3日曜) ●河口湖ハーブフェスティバル (下旬～7月中旬)	10月	●富士ヶ嶺農業まつり (上旬) ●秋葉神社秋の例大祭 (10/25) ●富士河口湖・もみじマーチ (下旬) ●河口湖バスの祭典 (下旬) ●本栖湖一周マラソン (下旬)
7月	●富士山・河口湖山開き花火大会 (第1土曜) ●ブルーベリー摘み取り農園 (上旬～8月中旬) ●イチゴ摘み取り農園 (上旬～10月上旬) ●天上山アジサイ見学 (中旬～8月下旬) ●河口浅間神社太々神楽祭・稚児の舞 (7/28) ●里宮河口湖まつり (下旬) ●精進湖カヌー大会 (下旬)	11月	●富士河口湖紅葉まつり (上～中旬) ●日刊サイクルグランプリ (第2日曜) ●富士山マラソン (最終日曜)
		12月	●河口湖光のファンタジア (11/1～2/23)

④漁業や農業の景観

河口湖や西湖では、ヒメマス等の養殖筏の作業や釣りなどの漁業の風景がみられます。

また、農地が広く分布する大石地区や河口地区などでは、農家の人々の営農風景やシーズンの観光農園におけるブルーベリー、サクランボ狩りの賑わいある風景などを目にします。

こうした屋外で展開される産業景観は、本町の風物詩として季節感や暮らしの景観を特徴づける景観要素となっています。

(6) 施設の景観

道路や公園、主要な公共施設等の建築物、大きな土木構造物などは、風景のなかでも視認されやすく、地域景観を特徴づける重要な景観要素となっています。

①道路景観

道路は、不特定多数の人が利用する代表的な公共空間であり、沿道景観を含む道路景観は地域景観を形成する重要な景観要素です。また、地域景観といった時に多くの来訪者が見る風景は道路からの眺めであり、道路というのは、大切な視点場でもあります。

本町では、国道 139 号、湖北ビューライン（主要地方道河口湖精進線）、河口湖大橋通り、都市計画道路船津小海線、町道河口湖インター線、河口浅間通り、河口湖畔のウォーキングトレイルなどで景観に配慮した道路整備が進められていますが、まだ一部の道路や区間に限られています。



・湖北ビューライン（河口地区）



・町道河口湖インター線

②公園・広場等の景観

町民や観光客の憩いの場、自然とのふれあいの場、スポーツやレクリエーションの場として利用されている公園・広場等は、まちに潤いや賑わいを与え、まちの目印としても景観上重要な役割を果たしています。

町内の主な公園・広場としては、下表のようなものが挙げられますが、公園・広場以外にも市街地・集落地内や観光地に、ポケットパーク等が整備されており、景観的なアクセントになっています。

■主な公園・広場等

大石公園、河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、天上山公園、小曲展望広場、林作公園、大池公園・梨宮公園、八木崎公園、小海公園、シッコゴ公園、かえで公園、奥河口湖さくら公園、西湖野鳥の森公園、河口湖畔ウォーキングトレイル・遊歩道など



・河口湖総合公園



・大池公園

③主要な公共公益施設等の景観

駅や学校、行政、文化施設をはじめ、町内に数多く分布する各種の観光レクリエーション施設などは、多くの町民や観光客等に利用され、交流や賑わいの景観を形成しています。また、そうした公共公益建造物は、比較的規模が大きなものが多く、個性的なデザインのものもあるため、景観的なシンボル、地域の目印として地域景観を特徴づけています。

■主要な公共公益施設

●主な公共建築物

(町役場等の行政施設、学校等の教育施設、美術館など文化交流施設、町民体育館などのスポーツレクリエーション施設)

●観光レクリエーション施設

(美術館・博物館、見学・体験施設、農産物直売所、温泉入浴施設、キャンプ場など)



・富士河口湖町役場



・勝山ふれあいセンター



・河口湖ハープ館

④土木構造物の景観

大きな土木構造物は、風景の中でも目につきやすく、特に自然景観の中では、デザイン的な工夫や配慮がないと景観阻害要因となりがちです。

今後整備を行う大きな土木構造物については、周辺環境の特性を十分に考慮したうえで、デザイン的な工夫や配慮を行っていく必要があります。

■主要な土木構造物

●道路構造物（国道、主要地方道、県道、主要な町道など）

●橋（河口湖大橋、本栖大橋、赤池大橋、青木ヶ原大橋、瀬々波橋、国道等の高架部など）

●トンネル（新御坂トンネル、御坂隧道、（仮称）新倉トンネル、湖北ビューラインのトンネル群、若彦トンネル、精進湖トンネル、宇の岬トンネル、本栖トンネルなど）

●ロープウェイ（河口湖ロープウェイ）

●道路や治山施設等の巨大な擁壁、法面構造物、堰堤など

●湖・河川の構造物（護岸構造物、水門、堰、水制工など）



・県道富士河口湖芦川線（若彦路）



・河口湖大橋



・河口湖ロープウェイ



・法面構造物



・嘯治水トンネル

3 景観形成に向けた課題

(1) 上位計画等における位置づけ

1) 山梨県における位置づけ

○「美しい県土づくりガイドライン」(平成 21 年3月)

「美しい県土づくりガイドライン」は、県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策を示したもので、本町を含む富士五湖地域に関する景観形成の方向を次のように示しています。

<富士五湖地域の景観形成方針>

■景観形成の目標

『国際観光リゾート地にふさわしい自然と文化の調和した景観』

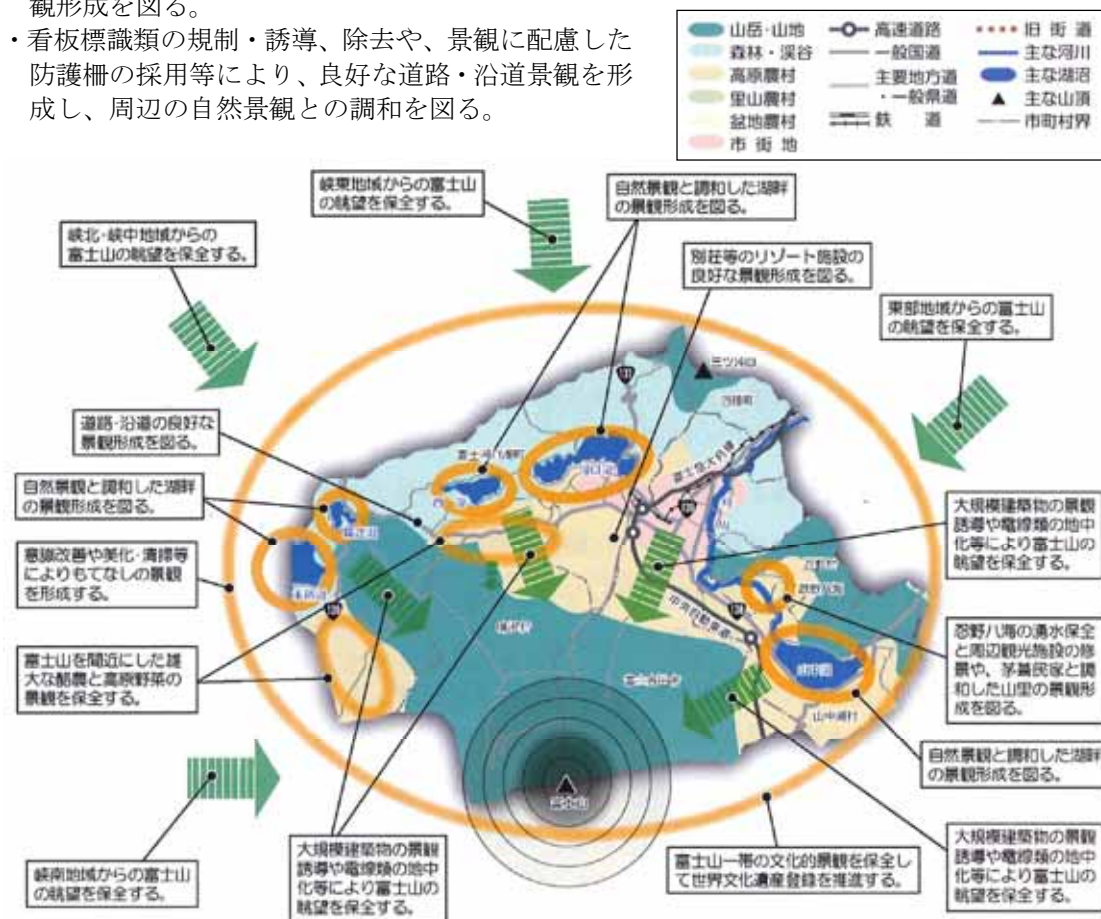
■景観形成の方針

富士山と富士山麓の景観を保全する

- ・富士山体および富士山にまつわる文化的資源を一体的な景観として保全を図り、世界文化遺産登録を推進する。
- ・大規模建築物等の適切な景観規制・誘導や地域全体の電線類の地中化等の推進により、富士山の眺望を保全する。
- ・山麓の樹林等との調和に配慮した、別荘等のリゾート施設の景観形成を図る。
- ・夏季の冷涼な気候を活かした酪農や高原野菜などの、農地景観の保全を図る。
- ・富士五湖周辺の宿泊施設やレクリエーション施設について、周囲の自然景観と調和した秩序ある景観形成を図る。
- ・湖岸道路沿いの駐車場については、景観に配慮した施設配置や修景植栽等により、水際の視点場保全と湖面景観の保全を図る。

来訪者をもてなす景観形成を図る

- ・景観意識の改善やまちかどの美化・清掃に努め、観光リゾート地にふさわしいもてなしの景観形成を図る。
- ・看板標識類の規制・誘導、除去や、景観に配慮した防護柵の採用等により、良好な道路・沿道景観を形成し、周辺の自然景観との調和を図る。



2) 富士河口湖町の上位計画

①「富士河口湖町第1次総合計画」(平成20年3月)

「富士河口湖町第1次総合計画」は、本町の行政施策を総合的に示した町の最上位計画です。その中で、景観形成に関する施策としては、次のようなものを挙げています。

<理念と将来像>

■基本理念

『4つの湖水と富士高原の大地が高(好・交)感度を昂(たか)める個性際だつ「まち」』

■町の将来像

『富士山と湖と高原のまちー日本の湖水地方ー』

「環境にやさしいまち」「観光と産業のまち」「五感文化のまち」「健康推進のまち」「人を思いやるまち」

自然を満喫できるこの地域に住んでみたい、ゆとりある文化的で生活に潤いの持てるこの地域で過ごしたいなど、人間としての恒久的願いである人間回復の地域づくりを目指します。



<景観施策の方向>

■現状と課題

本町は、富士山と湖と樹海を中心に御坂山地の斜面まで、まとまった地域が景勝地となっており、国立公園の指定がされ多くの観光客が訪れる日本の代表的な観光地となっています。

看板類の氾濫、ごみの散乱、幹線道路周辺における電線類の交錯、景観と不調和なガードレール、自動販売機の乱立、管理が行き届いていない農地・空地・遊休地などの景観阻害要因の軽減、さらには国際観光地にふさわしいまとまりのある景観の形成が大きな課題となっており、景観法に基づく景観計画等により良好な景観形成に向けての本格的な取り組みが必要です。

■施策の展開

景観計画等による景観阻害要因の除去によって景観の緩やかな誘導を図り、景観の美しさの水準をあげ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。

行政と住民と専門家等が継続的に景観を形成するように努める長期的な話し合いの場と合意形成の地道な努力と実践的整備活動の事業を進めます。また、景観のアセスメントを行うことで、きめ細かい整備を進めることができるように官民協働の協議会が有効な役割を発揮します。

また、地域別の基礎となる方向性をまとめ、方針について住民合意に基づき要綱の制定に努めます。

■主要な施策(魅力的な景観形成の推進)

- ・景観形成の重要性について十分な周知・啓発を図り住民、行政、事業者、専門家等が一体となり魅力的な景観として価値ある空間を整備します。
- ・景観計画、景観条例による景観形成の推進を図ります。

②「富士河口湖町都市計画マスタープラン」(平成 22 年 12 月)

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」は、本町の都市計画とまちづくりに関する総合指針として、その基本的な方針を定めた計画です。この中で、景観形成に関しては、次のような施策を挙げています。

＜基本方針＞

富士山の恵みに培われた湖や樹海等の原風景など、世界に誇る郷土の美しい自然環境や景観を守り、後世に継承するまちづくりを進めます。



＜富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針＞

■富士山の恵みを誰もが享受できるよう守り育て、次代に継承していきます。

基本方針	施策の方針
①自然公園区域の環境保全	●自然公園区域の環境保全 ●富士山地域管理計画に基づく自然環境・生態系の保全
②豊かな森林資源の保全と活用	●貴重な森林資源の保全 ●森林とのふれあいの場づくりの推進
③湖・河川の水辺環境の保全と活用	●4つの湖と主要河川の水辺環境、地下水等の水質の維持・保全 ●河川上流域からの水環境の保全と回復 ●水辺とのふれあいの場づくりの推進
④貴重な動植物の生息環境の維持・保全	●山地や湖の貴重な動植物の保護、生息環境の維持・保全 ●自然に配慮した施設整備

■美しい風景を慈しみ、知恵と誇りをもって守り・育てる景観まちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①風土の特色ある景観の保全と活用	●自然景観の保全 ●優れた眺望景観の保全 ●特色ある農村集落景観の保全
②魅力的な地域景観資源の保全と活用	●身近な景観資源の保全（社寺林、大木・古木、雑木林等） ●潜在的な資源の顕在化
③景観に配慮したまちづくりの推進	●フィールドミュージアム構想の促進（ビューポイントの選定） ●「環（ぐるり）富士山風景街道」の景観づくりの推進 ●郷土の顔づくりの推進 ●多彩な景観資源を結ぶネットワークの形成
④景観形成に向けた適切な景観コントロールの推進	●良好な眺望域の景観コントロールの推進（建物の高さ・意匠・形態・色彩等の規制誘導） ●景観を妨げる要因の改善（看板、標識、ごみの不法投棄、廃屋、耕作放棄地など） ●良好なまち並みの誘導

■世界に誇る郷土の自然・景観を協働により育み・創造するまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①富士山世界文化遺産登録の推進	●「富士山世界文化遺産登録」の推進
②景観行政の取り組みの推進	●景観条例および景観計画に基づく景観形成の推進 ●重要景観エリア、景観地区の設定 ●景観まちづくりへの支援策の充実 ●その他の総合的な景観づくりの取り組みの推進（屋外広告物整理統合事業、サイン計画に基づく施策の推進）
③住民参加・協働による風土を守り・育むまちづくりの推進	●景観まちづくりに関連する地域ルールづくりの推進 ●住民参加による景観形成活動の促進（景観アセスメント、住民の景観形成活動への支援など） ●景観づくりの啓発活動の推進（景観表彰制度、景観コンクール、景観百選、景観シンポジウムなど）

(2) 景観形成に対する町民の意識

～「富士河口湖町都市計画マスタープラン」アンケート調査から

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」の策定にあたって、アンケート調査を実施しており、景観形成に関しては次のような意向を示しています。

【アンケート調査の概要】

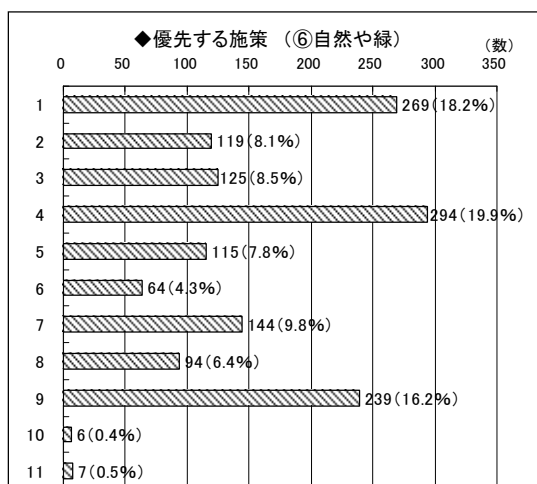
- 調査対象：20歳以上の富士河口湖町の住民 2,000 人（票）（地域別に無作為抽出）
- 調査期間：平成 19 年 3 月 10 日～3 月 28 日
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 回収結果：回収数 753 票、回収率 37.7%

【景観に関する意向】

■豊かな自然や緑について

「水辺の生態系の保全や富士山麓の地下水・湧水地の保全」が最も高く、次いで「富士山麓の優れた自然環境の保全と観光レクリエーション活用の推進」、「サル、イノシシなどの鳥獣害被害対策の充実」の順となっています。

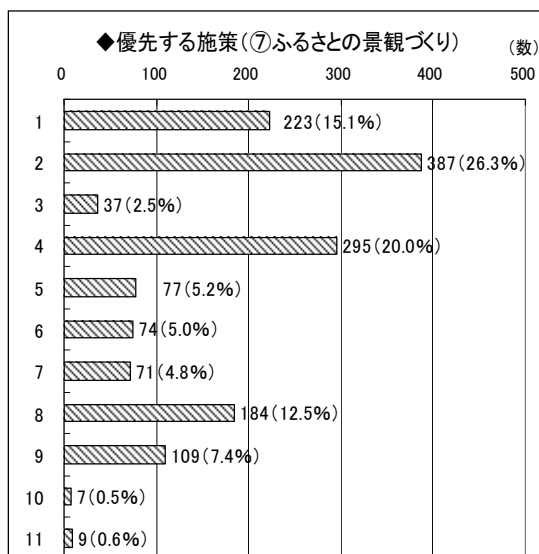
1. 富士山麓の優れた自然環境の保全と観光レクリエーション活用の推進
2. 青木ヶ原などの森林資源の保全
3. 里山や雑木林、屋敷林、古木・大木など身近なみどりの保全
4. 水辺の生態系の保全や富士山麓の地下水・湧水地の保全
5. 貴重な動植物の生息環境の保全
6. 公共施設や民有地などの緑化の推進
7. 街路樹や植樹などによる道路や散策路の緑化推進
8. 地域にふさわしい花や樹林を増やす
9. サル、イノシシなどの鳥獣害被害対策の充実
10. その他
11. 不明



■ふるさとの景観づくりについて

「河口湖、西湖、精進湖、本栖湖などの水辺景観の保全」が突出しており、次いで「富士山の眺望景観の保全と良好な眺望域の景観コントロールの促進」、「富士山や青木ヶ原、御坂山系などの森林景観の保全」の順となっています。

1. 富士山や青木ヶ原、御坂山系などの森林景観の保全
2. 河口湖、西湖、精進湖、本栖湖などの水辺景観の保全
3. 農地や放牧地周辺などの美しい農村景観の保全
4. 富士山の眺望景観の保全と良好な眺望域の景観コントロールの促進
5. 社寺・史跡などの歴史的景観の保全
6. 地域に点在する大木・古木、祠、道祖神などの身近な景観資源の保全と活用
7. 中心市街地や既存の観光拠点の景観づくりの推進
8. 各地域にふさわしい良好なまち並みの誘導
9. まち並み景観に関する地域ルールづくりなど住民参加による景観づくりの促進
10. その他
11. 不明



(3) 景観形成に関するこれまでの取り組み

①景観形成に関わる施策

本町では、合併以前から、次のような景観形成に関わる施策の取り組みを行っています。

■これまで取り組んだ主な景観施策

・平成 2 年 4 月	「勝山村生垣推進に関する補助要綱」の制定
・平成 10 年 4 月	「河口湖町 5 カ年緑化推進計画」の策定と事業の推進
・平成 11 年 3 月	「河口湖町景観ガイドプラン」の策定
・平成 11 年 6 月	「河口湖町自然環境を守り育む条例」の制定
・平成 15 年 10 月	「富士河口湖町サイン計画」の策定
・平成 15 年 11 月	「富士河口湖町生垣推進補助金要綱」の設置
・平成 16 年度	「景観計画」と「景観条例」の策定に向けた各種取り組み
)	（景観調査、住民ワークショップの開催、景観計画策定委員会の開催など）
平成 20 年度	
・平成 17 年 7 月	「山梨県屋外広告物条例」の一部の事務委譲
・平成 19 年 3 月	「富士河口湖町景観計画（素案）の作成
・平成 21 年 6 月	「富士河口湖町景観条例」の制定
・平成 22 年 12 月	「富士河口湖町都市計画マスタープラン」の策定

②景観に関わる主なプロジェクト

本町の景観に関係あるいは景観に影響を及ぼす主なプロジェクトとして次のようなものが挙げられます。

このうち、まちづくり交付金事業の一部、若彦トンネル（平成 22 年 3 月供用）、国道 137 号河口Ⅱ期バイパス（平成 22 年 12 月供用）のプロジェクトについては完了していますが、現在、事業を継続しているものや今後計画しているものが多くあり、今後、景観計画に沿った配慮が求められます。

■まちづくり交付金事業

対象地区	事業の概要
河口湖船津地区	■目的：中心市街地の賑わいの再生、歩行者空間の充実 ■主な事業：河口湖駅前通りの歩道、鎌倉街道・街なか石畳道、湖畔周遊道路、天上山公園周辺、小曲展望広場、街なかポケットパーク、公共駐車場、観光交流センター等の整備
河口湖北岸地区	■目的：観光交流の促進と良好な住環境の創造 ■主な事業：大石健康センター、大石観光交流センター、河口湖地区住民センター、河口浅間神社参道、奥川遊歩道、奥河口湖さくら公園、梨川もみじ公園、若彦路（古道）等の遊歩道の整備
河口湖南部地区	■目的：住空間の再生と定住促進による地域の活性化 ■主な事業：町道勝山富士見線、町道勝山中央通り線、町道マミ穴線、都市計画道路白木里宮線、町営住宅、富士見ポケットパーク等の整備
西湖地区	■目的：良好な景観の創出、観光交流の促進による地域活性化 ■主な事業：西湖いやしの里関連の環境整備（サイン、園路、トイレ等）、湖北シニクトレイル、紅葉台・三湖台散策路、西湖野鳥の森公園の整備など
精進湖・本栖湖地区	■目的：新たな交流拠点の整備と観光交流の促進 ■主な事業：本栖観光案内所、ふれあい交流センター、ふれあい広場、石塁木道、サインの整備、精進湖花植運動の促進など

■景観に関する主なプロジェクト（まちづくり交付金事業以外）

プロジェクト名	概 要
小立地区土地区画整理事業	■目的：スプロール化が進む郊外地の計画的な市街地整備 ■面積：約 34ha（事業年度：平成 17 年度～） ■主な整備内容：都市計画道路船津小海線、区画道路、公園等の整備
都市計画道路 船津小海線街路事業	■目的：船津市街地～勝山地区を結ぶ東西幹線道路の整備 ■整備延長：約 2km、幅員 14.5m～16.0m（事業年度：平成 17 年度～）
西湖いやしの里根場 整備事業	<根場> ■目的：茅葺集落の原風景の創出と景観整備による地域の活性化 ■対象：根場地区（事業年度：平成 16 年度～） ■主な事業：茅葺集落の復元、道路・広場等の整備、施設の修景、緑化など <西湖東岸> ■目的：地域の憩いの場の創出 ■面積：約 5 ha（事業年度：平成 16 年度～） ■主な事業：アヤメ等による植栽・修景整備、遊歩道の整備など
勝山地区屋根・壁統一事業	■目的：自然と調和する建物の統一化 ■対象：勝山地区（事業年度：平成 6 年度～平成 15 年度） ■主な事業：屋根・壁統一化に対する補助金の交付
生け垣推進事業	■目的：みどり豊かなまちづくりと防災性の向上 ■対象：全町（事業年度：平成 2 年度～） ■主な事業：常緑樹（勝山のイチイ）による生け垣化に対する補助金の交付
グリーンミュージアム事業	■目的：みどり豊かなまちづくりの推進 ■対象：全町（事業年度：平成 10 年度～） ■主な事業：公共施設や主要道路沿いの植栽
屋外広告物整理統合事業	■目的：民間の案内看板の整理統合による沿道景観の向上 ■対象：主要幹線モデル路線（事業年度：平成 11 年度～） （国道 139 号、国道 137 号、湖北ビューライン、河口湖大橋通り、町道船津登山道線） ■主な事業：既存看板の撤去、集合看板の設置など
河口地区歴史を生かしたまちづくり事業	■目的：御師のまちをイメージした歴史的まち並みの創出 ■対象：河口浅間神社・国道 137 号沿道周辺（事業年度：平成 21 年度～） ■主な事業：歴史的建造物の保存、御師のまち並みの創出、せせらぎ整備など
若彦トンネルと県道河口湖芦川線整備事業（県施行）	■目的：地域間の連絡強化、地域交流の促進など ■平成 22 年 3 月整備完了、供用開始
国道 137 号河口Ⅱ期バイパス・（仮称）新倉トンネル整備事業（県施行）	■目的：国道 137 号の観光シーズンにおける慢性的な渋滞解消 ■国道 137 号河口Ⅱ期バイパスは平成 22 年 12 月整備完了、供用開始 ■（仮称）新倉トンネルは現在事業中



・西湖いやしの里根場



・国道 137 号河口Ⅱ期バイパス

(4) 景観形成に向けた課題

本町の景観の現状や上位計画等の位置づけ、アンケート調査やワークショップ等における住民意見を踏まえ、今後の景観形成に向けた課題を次のように整理します。

①優れた景観を守ること

富士山の眺望と湖水景観など、わが国を代表する自然景観と人々の永い営みによって形づくられたふるさとの美しい風景を大切に守り、次代に継承していく必要があります。

本町は、富士山の眺望と4つの湖水景観、樹海の景観といった特徴的な景観に加え、御坂山地周辺を含む広い地域が景勝地としての景観を有しており、町域のほとんどが国立公園の特別地域と普通地域に指定されています。

現在、本町を含め、山梨県の富士五湖地域および静岡県の関係市町村が一体となって富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めており、わが国を代表する自然景勝地として優れた自然環境や景観を厳格に守っていくことや歴史文化を継承していくことが求められています。

また、町内には、富士山や湖の景観を背景に、四季を彩る豊かな森林や花の景観、湖岸の水辺や浜、植物の風景、広大な酪農景観や里山と一体となった集落景観、富士山信仰や旧街道の歴史を伝える御師のまち並み景観や伝統的集落のまち並み景観、多彩な伝統行事や祭り、イベントの景観など、美しく個性的な景観が展開しています。

これらの風景は、富士河口湖町らしさ、地域のアイデンティティ（ふるさと意識）を育む町の大切な財産（風景資産）といえます。

わが国を代表する景勝地と本町固有の自然と風土、永い歴史と人々の営みによって形づくられてきた「ふるさとの美しい風景」を大切に守り、次代に継承していくため、富士山の眺望の保全、湖水や森林等の自然環境や景観の保全、優れた自然景勝地にふさわしい良好なまち並みの形成、景観に配慮した施設整備、乱立する看板類等の景観阻害要因の改善といった取り組みを、総合的、計画的に図っていく必要があります。

②景観の魅力を高め、まちづくりに活かすこと

本町の景観の魅力を高め、まちづくりに積極的に活かしながら、地域の活力を高めていくことが必要です。

「山梨県観光入込客統計調査」によると、平成23年における本町の観光客数は、約469万人で、緩やかですが、これまで着実に増加しています。

本町では、「富士河口湖町観光立町推進条例」（平成19年4月）の制定、「富士河口湖町観光立町推進基本計画」（平成21年3月）の策定を行い、観光の振興に向けて積極的な取り組みを行っています。

美しく個性的な景観は、それだけで多くの人々を惹きつけ、訪れてみたい気持ちにさせてくれます。それゆえ、魅力的な景観は、地域の交流や活力を生み出す重要な観光資源にもなります。

こうした観点に立って、本町の多彩な景観の魅力を再認識するとともに、潜在的な景観資源の顕在化、良好な眺望場所の整備、景観スポットの魅力づくり、景観資源を結ぶ散策ルートの整備、景観に配慮した道路や施設の整備、統一感のあるサインの設置、道路やまちかど広場の花植えなど、町民や観光客などがおもてなしを感じる景観づくりを進め、地域の交流と活力を高めていく必要があります。

③良好な景観を妨げている要因を改善すること

良好な景観を妨げている要因をできるだけ除去・改善していく必要があります。

本町のほとんどが国立公園の特別地域と普通地域に指定されており、特に、特別地域においては、工作物等を含め行為に対する厳しい制限がかけられているため、全体的に良好な自然環境や景観が保たれています。

しかしながら、一部の地域では、看板類や幟旗の乱立、富士山の眺望を妨げる電柱や電線類、自然景観に対する配慮に欠けた建築物の色彩、管理者不在の廃屋等（ホテル、旅館、店舗など）、放置された湖畔のボート、空き家、荒れた耕作放棄地、農地の鳥獣害の深刻化、ごみや廃棄物・廃車車両の放置、土石・廃材等の野積み、景観への配慮を欠いたガードレールや法面構造物、標識等の道路施設や湖の護岸、三面張の画一的な河川構造物、自動販売機の乱立などがみられ、良好な景観の妨げとなっているところもみられます。

本町では、県条例に基づく屋外広告物の誘導、屋外広告物整理統合事業による民間の看板類の整理・統合、サイン計画による統一的なサイン整備、電柱や携帯電話のアンテナ鉄塔の色に対する行政指導、景観に配慮した道路や河川の護岸整備など、景観阻害要因の軽減に取り組んでいますが、これらの解決に追いついていけないのが現状です。

本町は、わが国を代表する自然景勝地であるだけに、わずかな景観阻害要因でも目立ちがちです。こうした日常見過ごしがちな身近な景観阻害要因を取り除くだけで、景観の質を確実に向上させることが期待できます。

本町の優れた景観を維持向上していくため、マナーの向上や一定のルールに基づき、こうした景観を阻害している要因について、少しずつ改善していく努力が必要です。

④町民意識の向上と協働による景観づくりの仕組みをつくること

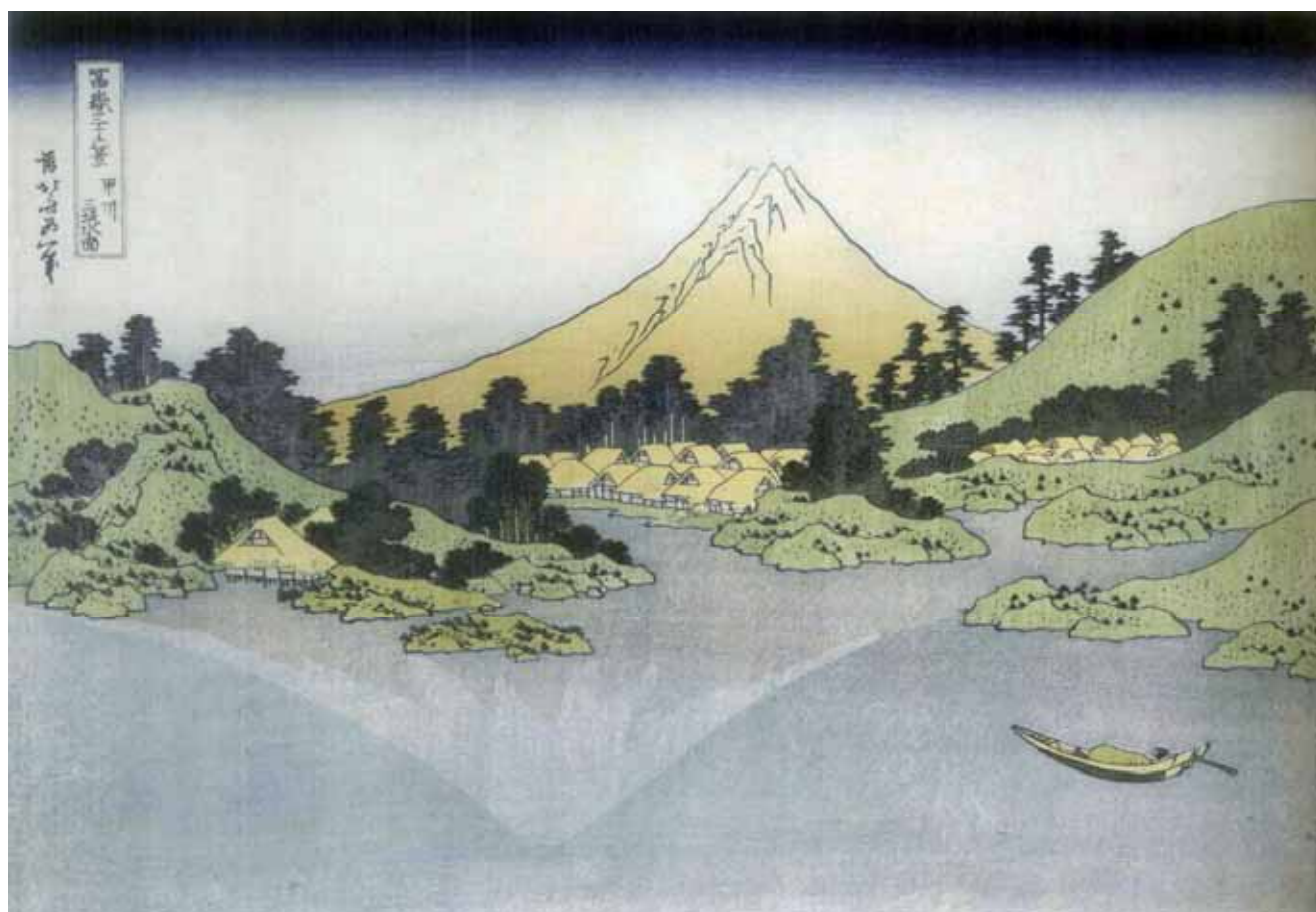
景観に対する意識を高め、住民、事業者、観光客、行政などが協働して景観形成を進めていけるような仕組みを整えていく必要があります。

良好な景観形成を図るためには、住民、事業者、観光客、行政みんなが力を合わせて守り、育てていこうとする共通の意識を持つことが大切です。

本町では、現在、山梨県の富士五湖地域及び静岡県の関係市町村とともに、富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、こうした活動を契機に、これまで当たり前のように享受してきた本町の風景資産の価値をもう一度見つめ直し、景観に対する町民、事業者、観光客の意識を高めていく必要があります。

一方、町内では、船津、小立、河口、大石、勝山、長浜、大嵐、西湖、根場、精進、本栖、富士ヶ嶺などの地区では、住民主体のまちづくりや植樹・花植え、オープンガーデン、草刈り、水路の清掃美化といった草の根的な住民活動が行われています。

こうした住民活動の小さな芽を育て、町民や事業者等の地域が主体となった景観形成活動へと一層発展させていくため、みんなが集える話し合いの場づくりや景観形成活動のネットワークづくり、活動への支援、景観に関する行政の窓口など、景観形成に関する仕組みの充実を図ることが必要です。



・葛飾北斎の富士三十六景「甲州三坂水面」

第2章

良好な景観形成に関する方針



第2章 良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本方針

(1) 基本理念

本町の景観の現状と課題を踏まえ、景観形成に向けた基本理念を次のように設定します。

基本理念

優れた自然と生活・文化が調和する景観の創造

美しく個性的な風景資産を守るとともに、「富士山と湖のまち・国際観光リゾート地」にふさわしい質の高い文化景観を創出することにより、自然と調和する快適で豊かな生活景や観光リゾート景観の形成をめざします。

富士北麓に位置する富士河口湖町は、わが国の象徴でもある富士山をはじめ、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖を擁する「湖水地方」ともいえるべき優れた自然景勝地の景観が全町域にわたって展開しています。

また、町内には富士山の眺望や湖水を背景に、観光リゾート地として育んだ賑わいある景観、四季を彩る豊かな森林や花の景観、湖岸の水辺と植物や浜の景観、富士山と織りなす酪農景観や里山と一体となった農村景観、富士山信仰や旧街道の歴史を伝える御師のまち並み景観や伝統的集落のまち並み景観、多彩な伝統行事や祭り、イベント景観など、美しく個性的な景観が展開しています。

本町の美しく個性的な景観は、自然と共生するための人々の暮らしや様々な営み、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。また、それらは地域の伝統文化に深く結びつくとともに、観光や酪農といった地域産業の振興にも大きく貢献し、私たちの暮らしにも様々な恵みをもたらしています。

美しく個性的な景観は、そこに住む人の心を豊かにしてくれるだけでなく、多くの人々を惹きつけ、訪れてみたい気持ちにさせてくれます。

しかしながら、近年の都市化や生活の変化によって、こうした知恵と秩序が継承されなくなり、ごみや廃棄物の不法投棄、樹木の伐採による森林の減少、手入れが行き届かず荒れた森林、無秩序な開発や宅地化の進行、耕作放棄地の増加、景観への配慮を欠いた建物やガードレール等の道路施設・土木構造物、乱立する看板や幟旗、空き家の増加など、本町の美しく個性的な景観が少しずつ損なわれています。

これまで私たちは、本町の「美しく個性的な景観」をあたかも空気のように、当たり前を受け止め、必ずしも景観に十分配慮してきたとはいえません。

そのため、本町の景観のもつ魅力や価値を再認識し、その風景資産をみんなで守り、次代に継承していくとともに、「富士山と湖と高原のまち・国際観光リゾート地」にふさわしい質の高い景観を創出することを目指します。

(2) 景観形成の目標

基本理念を実現するため、次のような景観形成の目標を設定します。

① 富士北麓の自然・風土・歴史文化に根ざした風景を創る

富士山の眺望と湖水景観を基調に、観光リゾート地の賑わいある景観、花の景観、酪農景観や里山と一体となった農村景観、富士山信仰や古道の歴史を伝える伝統的集落のまち並み景観などが展開する本町の美しく個性的な風景資産を守り、その特色や魅力を観光まちづくりに活かしていくことを目指します。

また、富士北麓の自然と風土、人々の永い営みに育まれてきた生活や歴史文化に根ざした風景づくりを目指します。



② 国際観光リゾート地にふさわしい風格と賑わいのある風景を創る

我が国を代表する富士山の眺望や湖水の美しい景観を厳格に守るとともに、本町固有の歴史・文化、産業、生活に根ざした質の高い景観の創出を図り、国際観光リゾート地にふさわしい風格のある風景づくりを目指します。

また、町の顔やシンボルとなる場所や施設、主要な観光ゾーンの景観整備や魅力づくりを進めるとともに、各種観光施策と連携をとりながら、観光リゾート地にふさわしい賑わいとおもてなしが感じられる風景づくりを目指します。



③ 快適な生活空間と生活景を創る

住宅地や集落地の社寺や屋敷林、古木など、身近でなじみ深い景観を大切に守るとともに、道路や公園、多くの町民が利用する公共施設の景観の向上、富士山の眺望や地域の特徴ある景観に配慮した緑豊かなまち並み景観、祭りやイベントによる賑わい景観の創出など、身近な景観の質と魅力を高めます。

また、そのような景観形成の総体として、快適な生活空間を創出し、その現われである快適な生活景の形成を目指します。



④ 町民が愛着と誇りのもてる風景を創る

本町の美しい風景を守り、良好な景観形成を図っていくためには、行政だけでなく、多くの人々の理解と協力が必要です。

景観に対する意識を高めるとともに、住民参加など、地域ぐるみによる景観まちづくりを進め、町民がまちや地域に愛着と誇りのもてる風景づくりを目指します。

また、町民、観光客、事業者、行政などの協働による景観形成を進めていくため、「景観計画」や「景観条例」に基づく、景観行政の仕組みや体制づくりを進めるなど、持続的な風景づくりを目指します。



2) 本町が目指す景観構造

富士山の眺望や湖、それをとり囲む山地や森林といった自然地形や自然的土地利用を骨格とした景観構造を今後とも保全していくことを基本に、多彩な拠点の魅力を育て、これらを有機的につなげる「風景回廊」をつくることで町全体の景観構造を形成します。

＜景観構造の考え方＞

①優れた自然や地形構造に配慮した景観形成を図る

本町の象徴的な景観である富士山の眺望を大切に守るとともに、景観の土台を形づくっている湖や山地、樹海等の骨格的な自然については厳正に保全し、景観を損なうことのないよう優れた自然や特徴的な地形構造に配慮した景観形成を図ります。

②景観エリアの特性を活かす

風土と人々の永い歴史の営みの中で築きあげられてきた地域固有の景観を大切に守り、これを継承していくとともに、その持ち味を活かした景観形成を図ります。

③多彩な景観拠点(場所)の魅力を育てる

中心市街地や主要な観光ゾーン、優れた眺望場所、魅力的な景観スポットなどは、主要な景観拠点として、景観の質や魅力の向上を図ります。

④多彩な景観拠点を有機的につなげる「風景回廊」を創る

本町の美しく個性的な景観を町民や観光客など多くの人々が楽しめるよう、景観の拠点となるこれらの景観資源を有機的に結び、町内を回遊することができる景観ネットワーク（「風景回廊」）の形成を図ります。

■景観構造を支える主要要素

自然の骨格的景観

- 湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）
- 山並み（御坂山地、足和田山塊）
- ランドマークとなる山（富士山、三ツ峠山、御坂山、黒岳、毛無山、十二ヶ岳、鬼ヶ岳、王岳、三方分山、烏帽子山、竜ヶ岳、足和田山、大室山、片蓋山など）
- 樹海（青木ヶ原樹海など）

景観ゾーン

- 森林ゾーン（樹海、御坂山地、足和田山塊など）
- 田園ゾーン（富士ヶ嶺、河口、大石の農業ゾーン）
- 宅地・別荘地ゾーン（郊外住宅地、別荘地、民宿・ペンション村など）
- 市街地・集落地ゾーン（船津・浅川の既成市街地、河口、大石、長浜、小立、勝山、西湖、根場、精進、本栖などの集落地）
- 湖岸・湖面・河川ゾーン（4つの湖と河川）

景観の拠点

- 中心市街地（船津の中心市街地）
- 地域生活拠点（地域の生活の中心となっている界わい）
- 行政文化拠点（町役場周辺）
- 緑の拠点（主要な公園・広場など）
- その他の拠点（商業、工業、観光交流の拠点など）

景観ネットワーク

- 風景回廊（景観に配慮された主要道路、主要な登山・ハイキング道、ウォーキングトレイルなど）

骨格道路景観軸

- 高規格道路景観軸（中央自動車道、東富士五湖道路）
- 主要な幹線道路景観軸（国道、主要地方道、県道、主要な町道など）

■富士河口湖町がめざす景観構造のイメージ

自然地形や自然的土地利用を骨格とした景観構造を今後とも維持・継承していくことを基本に、多様な景観拠点等を結ぶ「風景回廊」をつくることで、町全体の景観構造を形成します。



凡 例

〈自然の骨格的景観〉	〈景観ゾーン〉	〈景観の拠点〉	〈景観ネットワーク〉
湖	森林ゾーン	中心市街地	風景回廊（道路）
山並み	田園ゾーン	地域生活拠点	風景回廊（歩行者ルート）
富士山（眺望）	宅地ゾーン	行政・文化拠点	〈骨格道路景観軸〉
ランドマークとなる山	市街地・集落ゾーン	緑の拠点	高規格道路
樹海	湖岸・湖面ゾーン	その他の拠点	主要な幹線道路
			主要な幹線道路（計画・構想）

2 景観形成方針（全町共通）

■景観形成方針の体系

景観形成の目標に基づき、本町全域に共通する景観形成方針を次のように設定します。

<基本理念>

優れた自然と生活文化が調和する景観の創造

<景観形成の目標>

- ① 富士北麓の自然・風土・歴史文化に根ざした風景を創る
- ② 国際観光リゾート地にふさわしい風格と賑わいのある風景を創る
- ③ 快適な生活空間と生活景を創る
- ④ 町民が愛着と誇りのもてる風景を創る

<基本方針>

(1) 美しい自然と調和する風景づくり

富士山の眺望と湖の美しい自然景観を厳正に守り、自然と調和する風景づくりを図ります

(2) 歴史文化を感じさせる風景づくり

富士山信仰や古道の歴史文化を景観的に顕在化し、まちづくりに活用していきます

(3) 生き生きとした農の風景づくり

酪農景観や田園景観などの農の風景を守るとともに、地域農業の魅力や活力を高めます

(4) おもてなしを感じさせる風景づくり

国際的な観光リゾート地にふさわしい、おもてなしを感じさせる風景づくりを図ります

(5) 快適で親しみのもてる風景づくり

身近な景観を大切にし、誰もが快適で親しみのもてる風景づくりを図ります

<景観形成方針>

①富士山の眺望を守り、活かす

②湖の景観を守り、活かす

③富士北麓の豊かな自然景観を守り、活かす

④自然や景観に配慮した施設整備を進める

⑤自然とのふれあいを深める

①特徴的な歴史遺産をまちづくりに活かす

②地域の歴史文化資源をまちづくりに活かす

①良好な田園景観を守る

②集落景観の維持・向上を図る

③農の交流を深める

①町や地域のシンボルとなる景観を創る

②魅力的な周遊ルートを創る

③花と緑のまちづくりを進める

④景観を活かした観光・交流を進める

①身近な公共施設等の景観を向上する

②周辺景観と調和するまち並み景観を形成する

③祭りやイベントを活性化させる

④身近な景観資源を守り、活かす

(1) 美しい自然と調和する風景づくり

富士山の眺望と湖の美しい自然景観を厳正に守り、自然と調和する風景づくりを図ります。

①富士山の眺望を守り、活かす

富士山の眺望景観は本町を代表する景観として重要な役割をもっており、富士山の眺望を守り、活かすために次のような取り組みを図ります。

■富士山の良好な眺望場所の確保と魅力を高める

富士山は町内のいたるところから眺められ、特に、河口湖北岸、西湖根場周辺、精進湖周辺、本栖湖周辺、富士ヶ嶺地区、御坂山地や足和田山塊の登山・ハイキングコースなどには、優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

良好な眺望場所については、小広場や休養施設の整備といった魅力の向上を図るとともに、サイン等の設置などによるアクセス改善、電線類、屋外広告物など眺望を妨げる要因について改善に努めます。

また、町民からの公募等により、ビューポイント（「（仮称）富士河口湖百景」）の選定を行い、潜在的な眺望場所の掘り起こしを行うなど、良好な眺望場所の確保とPRを図ります。

<景観形成の対象>

産屋ヶ崎、御坂峠、大石公園、根場浜、中之倉などの代表的な眺望場所*1



・大石公園



・本栖湖中之倉

■まちなかからの富士山の眺望景観を確保する

市街地や住宅地・集落地など、富士山が眺められる範囲においては、富士山と山麓に広がる裾野の美しさ、雄大な景観を損なわないよう山麓の樹海や森林、湖周辺については自然公園法や本計画の景観形成基準*2等に基づいて、開発の抑制、建築物や工作物、屋外広告物等の適切な規制を行うとともに、ごみの不法投棄など、景観を阻害する要因の改善に努めます。

また、山麓の住宅地、集落地、別荘地などについても、富士山の眺望を損なわないよう、景観形成基準に基づいて、緑豊かで景観的整序感のあるまち並みの創出と維持向上を図ります。

<景観形成の対象>

四湖周辺、富士ヶ嶺地区、山麓の樹海・森林地域など



・河口湖大橋通りからの眺望



・ミュージアム前からの眺望

注) *1 その他の良好な眺望場所については、本計画書 20 ページを参照下さい。

*2 詳細は、第3章良好な景観形成のための行為の制限事項を参照下さい。

②湖の景観を守り、活かす

河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖の景観は、富士山と並んで本町を代表的する景観となっています。

湖は、魚類や両生類、水辺に棲む鳥類といった動物に加え、葦などの水生植物等、多様な動植物の生息空間として重要であり、住民の生業の場でもあります。また、水上スポーツやキャンプ等の自然レクリエーションの場として多くの町民や観光客等に親しまれています。

わが国を代表する景勝地である湖の景観を守るため、湖水の水質の維持、景観を特色づけている葦原の保全、自然護岸など、自然や生態系、景観に配慮した構造物の整備、ごみの不法投棄などの景観を阻害している要因の改善や住民参加による環境美化活動等により水辺景観の向上を図ります。

また、キャンプ場など、自然レクリエーションの場となっているところについては、景観に配慮した整備を図り、機能の充実と利便性の向上を図ります。

<景観形成の対象>

河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の水面、水辺、湖畔など

③富士北麓の豊かな自然景観を守り、活かす

富士山の眺望や湖水景観以外の自然景観についても、富士北麓の豊かな自然景観を守り、活かすために次のような取り組みを図ります。

■原生林である樹海を厳正に保全する

富士山の溶岩上に広がる広大な樹海は、多様な動植物が生息する貴重な原生林となっており、学術的な価値も高く、世界に誇る自然環境であるため、厳正に保全します。

また、樹海周辺に分布する船津胎内の溶岩樹形、コウモリ穴や竜宮洞穴、富岳風穴、富士風穴などについても、富士山の噴火と密接な関わりのある特異な自然資源として積極的に保全を図り、景観の維持に努めるとともに、景観的な活用の面からも樹海内に整備されている東海自然歩道や散策道を活用し、エコツアーの推進を図ります。

<景観形成の対象>

青木ヶ原樹海、剣丸尾樹海
船津胎内の溶岩樹形、コウモリ穴、竜宮洞穴、富岳風穴、富士風穴など



・青木ヶ原樹海

■森林を守る

町の約7割の面積を占める森林は、富士山や湖と並んで重要な景観の構成要素となっており、のどかな里山の風景、新緑や紅葉など四季折々の美しい風景を見せてくれ、自然とのふれあいの場として町民や観光客等に親しまれています。

また、森林は、景観だけでなく、生物の多様性を支え、水源涵養、自然災害の防止、レクリエーションなどの多面的な機能をもつ大切な自然資源でもあります。

生物の多様性を維持保全し、美しい景観を守り、自然とのふれあいを高めるため、「富士河口湖町森林整備計画」に基づく森林の保全、森林整備、松くい虫対策などの適正な管理を図るとともに、自然公園法や景観形成基準等に基づき、開発の抑制、建築物や工作物等の適切な規制、ごみの不法投棄などの景観を阻害する要因の改善に努めます。

また、森林療法や森林環境学習、森林レクリエーションの場の整備、バイオマスエネルギー等の活用など、森林のもつ多面的な機能を有効に活用した取り組みを促進します。

<景観形成の対象>

保安林、地域計画対象民有林など

■生き物の生息環境を守る

湖や森の豊かな自然環境に恵まれた本町は、多様な動植物が確認されています。

近年、森林の荒廃や都市化に伴う森林の減少、湖の汚濁、外来種の増加などにより、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。

生き物の生息環境を守るため、生息環境・生態系に配慮した施設整備の推進、生物の生息調査・監視の強化、生息の場である森林や水辺に対する適切な保全措置の検討、住民や観光客等に対する啓発、住民参加による生息環境の保全活動などを促進します。

<景観形成の対象>

湖、河川、森林、農地など

■特徴的な自然を保全する

町内には、これまで挙げた自然景観資源以外にも「山梨県自然環境保全条例」で指定されている「三ツ峠自然保存地区」や文化財保護法に基づく「特別名勝富士山」に指定されている町道富士登山道線沿道の樹林帯など、特徴的な自然景観が分布しており、周辺も含めた景観の維持保全を図ります。



・町道富士登山道線沿道の樹林帯

<景観形成の対象>

三ツ峠自然保存地区、町道富士登山道線沿道の樹林帯、大室山、御坂山地や足和田山塊の登山・ハイキングコースなど

④自然や景観に配慮した施設整備を進める

道路や道路構造物（擁壁や法面等）、湖や河川の構造物（護岸、水門、堰、水制工等）、公園・広場、治山施設（堰堤等）などの施設整備や災害時の復旧工事に際しては、富士山の眺望や美しい自然景観を損なわないよう自然公園法や景観形成基準等に基づいて、適切な規制を図るとともに、多自然型工法や近自然工法など、将来的にもとの自然に回復できるような工法を採用するなど、自然や生態系、景観に配慮した施設整備を推進します。



・自然な水辺になじんだ護岸と園路

<景観形成の対象>

道路や道路構造物（擁壁や法面等）、湖や河川の構造物（護岸、水門、堰、水制工等）、公園・広場、治山施設（堰堤等）などの施設整備

⑤自然とのふれあいを深める

湖で行われる釣りやカヌーなどの各種ウォータースポーツ、登山やハイキング、キャンプなど、自然とのふれあいを深め、地域の活性化を促すため、ふれあいの場の整備充実、各種レクリエーションイベントの開催、森林療法や環境学習、エコツーリズムなどの推進を図ります。



・登山やハイキング（パノラマ台）



・ウインドサーフィン

(2) 歴史文化を感じさせる風景づくり

富士山信仰や古道の歴史文化を景観的に顕在化し、まちづくりに活用していきます。

①特徴的な歴史遺産をまちづくりに活かす

本町には、富士山信仰や古道に関する歴史的な遺産が数多く残されています。

こうした歴史遺産は、地域の成り立ちや歴史文化を知り、富士河口湖町らしさ、ふるさと意識を育む大切な資源であるため、その価値や魅力について再認識するとともに、資源の保全と景観的顕在化に努め、観光やまちづくりへの活用に向けて次のような取り組みを図ります。

■御師 of 歴史的まち並みづくりを進める

鎌倉街道の宿場町であった河口は、富士山信仰の拠点である御師のまちとしても知られ、典型的な堅家の家並み、板葺きや茅葺きの形態を残す大屋根の伝統的な古民家や建造物、河口浅間神社や参道、呑川や水路の遺構、古木・大木、道祖神など、往時をしのぶ歴史的な遺産が多く残されており、本町の代表的な歴史的シンボルゾーンとなっています。

平成 21 年 7 月に「河口地区のまち並みを考える会」が発足し、国道 137 号河口Ⅱ期バイパスの整備を契機に、現在も歴史的遺産の保存とまち並みづくりに向けた官民協働の検討が進められており、今後も引き続きこうした活動を促進します。

<景観形成の対象>

河口地区（御師の集落形態、家並み、古民家や建造物、河口浅間神社と参道、呑川の遺構、古木など）

■古道の歴史をまちづくりに活かす

古来、甲斐と駿河を結ぶ古道のうち、本町を通過するルートとしては、「御坂路（鎌倉街道）」、「若彦路」、「中道往還」の 3 筋があり、これらの沿道には、社寺や道祖神、馬頭観音などの往時をしのぶ歴史遺産が多く分布し、歴史を感じる面影が残されています。

これらの古道については、ルートの再現・整備、沿道の歴史資源の保存と周知、眺望広場の整備、案内・解説板等のサイン類の設置を図るとともに、観光ルートへの組み込み、積極的な PR などにより、古道の景観的顕在化や魅力づくり、さらには観光利用の促進を図ります。

<景観形成の対象>

御坂路（鎌倉街道）、若彦路、中道往還

②地域の歴史文化資源をまちづくりに活かす

本町には、上記以外にも、富士御室浅間神社等の社寺、御坂城址やうの島等の史跡、諏訪神社の大杉等の天然記念物など、数多くの文化財が分布しています。

また、近代遺産としての御坂隧道（登録文化財）や長浜の発電所、文化財には指定されていないが、各集落地の鎮守の森となっている社寺、茅葺きの形態を残す大屋根の古民家、石垣や古木、文人・芸術家ゆかりの碑など、あまり知られていない歴史文化資源も数多くあります。

こうした歴史文化資源については、景観的なスポットとしても顕在化を図り、周辺を含めた魅力づくりを行うとともに、ふるさとの散歩道などの観光ルートに組み込むなど、積極的な PR を図ります。

また、主要な歴史文化資源の周辺については、その趣や雰囲気を損なわないよう、景観に配慮したまち並み景観の形成を図ります。

<景観形成の対象>

- ・文化財周辺（社寺、史跡、天然記念物など）
- ・集落地の歴史文化資源（社寺・参道、社寺林、古民家、石垣や古木、道祖神など）
- ・近代遺産（御坂隧道、長浜の発電所など）、文人・芸術家ゆかりの碑など

(3) 生き生きとした農の風景づくり

酪農景観や田園景観などの農の風景を守るとともに、地域農業の魅力や活力を高めます。

①良好な田園景観を守る

富士河口湖町らしい個性ある田園景観を守るために、次のような取り組みを図ります。

■雄大な酪農景観を維持する

山梨県下最大の酪農地帯である富士ヶ嶺地区は、高原に広大な牧草地と牧場が広がり、富士山を背景に開放感のある景観が展開しており、本町の特色を代表する景観のひとつとなっています。

この美しい景観を保全するため、次に示す優良農地（牧草地等）の保全を図るとともに、富士山の雄大な眺望景観を損なわないよう周辺の美観の維持向上に努めます。



・雄大な酪農景観

■優良農地を守る

本町の農地は、富士ヶ嶺地区、大石地区、河口地区に広く分布し、富士山を背景に周辺の里山や集落地と一体となって、本町の原風景とも言える素朴な農村景観を形成しています。

良好な農の風景を維持・保全していくという観点からも、優良農地の保全や農業基盤整備を推進するとともに、生き生きとした農の風景をつくるため、「富士河口湖町農業基本構想」に基づき、農業の担い手の育成、耕作放棄地の有効利用、野菜・花卉の栽培振興、観光農業の振興を図り、地域農業の活性化を促進します。



・河口地区の優良農地

■耕作放棄地を有効に活用する

増加する耕作放棄地については、農業の担い手育成や農業法人化などの農業施策に加え、景観形成の観点からも観光農園や体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）、景観緑地（お花畑等）など、多面的な活用について検討を図ります。



・耕作放棄地を活用した景観フラワー

■里山の風景を守る

里山は、集落地周辺に広く分布し、集落地や農地と一体となってその地域独特の農村景観を形成し、地域の景観を特徴づけています。

原風景ともいえる里山を大切に守るため、「富士河口湖町森林整備計画」に基づく森林の保全と適正な管理を推進するとともに、町民ボランティア等による里山の手入れや植樹、環境保全対策など、地域ぐるみの里山保全活動を促進します。

<景観形成の対象>

- ・富士ヶ嶺地区の酪農景観（牧草地、牧場、富士山の眺望、集落地の家並みなど）
- ・富士ヶ嶺地区、大石地区、河口地区に分布する農地、耕作放棄地
- ・集落地周辺の里山



・後背の里山と一体になった長浜の集落

②集落景観の維持・向上を図る

本町には、御師のまちである河口をはじめ、大石、小立・勝山、長浜、大嵐、西湖、根場、精進、本栖などに、富士山信仰や旧街道（御坂路（鎌倉街道）、若彦路、中道往還）の歴史を伝える伝統的集落地やレトロで趣のある農村集落地が多く分布し、富士山や湖、森林などの豊かな自然景観を背景に、地域の景観を特徴づけています。

このような個性ある集落景観を守り、魅力を向上するため、次のような取り組みを図ります。

■集落地の景観の維持、魅力の向上を図る

集落地に残る茅葺きの形態を残す大屋根の民家をはじめ、蔵や石積みなどの建造物、地形に沿った道、鎮守の森となっている社寺境内地、大木・古木、道祖神や祠、屋敷林、水路、井戸など、集落地の景観を特徴づけている景観資源については、その維持・保全に努めます。

また、風土と人々の永い営みにより形づくられた集落地独特の趣を損なわないよう、建物の高さや色、垣柵の構造、緑化など、周辺景観と調和するまち並みの誘導を図ります。

＜景観形成の対象＞

- ・集落地内の景観資源（茅葺きの形態を残す大屋根の民家、蔵、石垣、道、社寺、大木・古木、道祖神、祠、屋敷林、水路など）
- ・まち並み（建物の高さや色、垣柵の構造、緑化など）



・河口集落



・長浜集落



・精進集落

■空き家対策、過疎対策を進める

大嵐、西湖、精進、本栖などの過疎化が進み、空き家が増加している集落地にあっては、「富士河口湖町に住もう～移住計画（IJU）」に基づく「空き家情報」や「定住及び二地域居住促進制度」の活用、精進地区で実施した体験ハウスの促進など、空き家の有効活用や過疎対策を促進します。



・大嵐集落

③農の交流を深める

景観的な側面からも農山村地域の魅力と活力の向上を図るため、観光農園、体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）の普及、地産地消を促し住民と観光客等の交流の場となる農産物直売所の拡充、農業体験や農村生活を体験するグリーンツーリズムの普及など、都市と農村の交流を促進します。



・ブルーベリー狩り



・一日体験ジャムづくり

(4) おもてなしを感じさせる風景づくり

国際的な観光リゾート地にふさわしい、おもてなしを感じさせる風景づくりを図ります。

①町や地域のシンボルとなる景観を創る

町の顔やシンボルとなっている市街地、骨格的な道路、主要な観光ゾーン等の景観については、より魅力や賑わいを高めるため、次のような取り組みを図ります。

■町の顔となる場所の景観の向上と魅力を高める

本町の表玄関口である河口湖駅周辺や中心市街地を形成している船津市街地や河口湖畔のホテル・旅館街周辺、行政文化の拠点となっている町役場周辺などについては、本町の顔にふさわしい景観整備やまち並み景観の形成を図るとともに、おもてなしの感じられる緑化を図ります。

<景観形成の対象>

河口湖駅周辺、船津市街地や河口湖畔のホテル・旅館街周辺、町役場周辺

■主要な幹線道路沿道のまち並み景観の向上

甲府方面からの玄関口となる国道 137 号河口Ⅱ期バイパス、富士吉田方面からの玄関口となる国道 139 号、この 2 路線を結ぶ市街地の骨格道路である河口湖大橋通り等の沿道周辺では、今後、宅地化や店舗等の立地が予想されることから、富士山や河口湖等の良好な眺望景観や周辺景観に配慮した計画的な土地利用の誘導や沿道のまち並み景観の向上を図ります。

<景観形成の対象>

国道 137 号河口Ⅱ期バイパス、国道 139 号河口湖バイパス、河口湖大橋通り

■風景回廊の道路景観の魅力を高める

本町のメインストリートとなっている国道 139 号、河口湖駅前通り、河口湖大橋通りをはじめ、4 つの湖や多様な観光拠点等を結び、主要な観光ルートとなっている骨格的な道路については、富士河口湖町の「風景回廊」として位置づけます。

これらの道路は、富士山の眺望、湖等の自然景観、道路景観のシークエンス*、地域景観に配慮した道路のデザイン整備や緑化を図るとともに、沿道の屋外広告物やまち並みの適切な規制・誘導等により、道路景観の維持向上を図ります。

<景観形成の対象>

- 本町のシンボルとなる道路
(河口湖駅から河口湖畔を結ぶ道路、国道 139 号、河口湖大橋通り)
- 市街地のまち並みを形成している骨格道路
(国道 137 号河口Ⅱ期バイパス、都市計画道路船津小海線、河口湖駅前線、河口湖勝山線、河口浅間通りなど)
- その他主要な景観の軸となっている道路
(国道 137 号、国道 300 号、湖北ビューライン、富士スバルライン、県道富士河口湖芦川線、町道船津登山道線、湖畔道路など)

■主要な観光ゾーンの景観の向上と賑わいを高める

眺望に優れ、公園や観光交流施設等が数多く立地する主要な観光ゾーンについては、良好な眺望場所の確保、富士山の眺望や湖畔の景観に配慮した遊歩道や施設のデザイン整備、緑化、屋外広告物やまち並みの適切な規制・誘導等により、景観の向上を図ります。

また、各種活性化イベントを開催するなど、賑わいある景観の創出を図ります。

注) * シークエンスとは、移動する車窓の風景のように連続して変化する景観のことを言います。

＜景観形成の対象＞

- 河口湖エリア
 - ・河口湖北岸（河口湖美術館～梨川もみじ公園周辺、大石公園、奥河口湖さくら公園周辺など）
 - ・河口湖南岸（小海公園、シッコゴ公園、富士御室浅間神社、八木崎公園、大池公園、林作公園、小曲展望広場、天上山公園周辺など）
- 西湖・青木ヶ原樹海エリア
 - （西湖いやしの里根場・根場民宿村周辺、西湖野鳥の森周辺、西湖民宿村周辺など）
- 精進湖・本栖湖・富士ヶ嶺エリア（精進湖畔、本栖湖入り口周辺、富士ヶ嶺畜産団地など）

②魅力的な周遊ルートを作る

本町には4つの湖をはじめ、多様な観光ゾーンを結ぶ主要な観光コースをはじめ、河口湖遊歩道（ウォーキングトレイル）、美しい眺望、自然と花を楽しむ登山・ハイキングコースなど、魅力的な周遊コースが整備されています。

本町の美しい自然景観や特色ある景観の魅力をより多くの人々に知ってもらい、味わってもらうため、観光PRをより積極的に図るとともに、これらの周遊ルートについては、景観阻害要因の改善や修景、魅力スポットや案内板・解説板の整備、新たな眺望場所の確保、眺望や景観に配慮した施設整備など、周遊ルートの修景や魅力づくりを図ります。

また、地域単位で小さな観光コースをつくり、それを主要な周遊ルートにつなげていくことによって、地域と本町全体のイメージアップを図ります。そのため、地域の潜在的な景観資源や魅力を掘り起こし、これらを結ぶ「（仮称）ふるさと散歩道」づくりを推進します。

＜景観形成の対象＞

- 主要な観光周遊ルート
 - （骨格的な道路（風景回廊）、河口湖遊歩道、鎌倉街道、主要な登山・ハイキングコース）
- （仮称）ふるさと散歩道



・河口湖遊歩道



・鎌倉街道



・十二ヶ岳登山道の吊り橋

③花と緑のまちづくりを進める

本町では、桜やラベンダーなど花の名所やモミジなど紅葉の名所が数多く分布しており、近年、天上山や浅川浜、西湖畔などでは花の名所づくりが進められています。

また、市街地や住宅地、集落地においても、地域住民等によるまちかど花壇や庭先の花植えなども行われており、季節に彩りを添えています。

「花と緑の観光リゾート地域」としてのイメージアップを図るため、まちかど花壇の設置、主要な道路や学校などの公共施設の緑化、耕作放棄地を活用したお花畑づくり、住宅地や集落地の庭先の花植えや生け垣の設置、大規模店舗等の敷地内緑化など、「花と緑のまちづくり」を促進します。

＜景観形成の対象＞

花の名所、まちかど花壇、主要な公共施設、耕作放棄地、住宅地や集落地、大規模店舗など



・まちかど花壇（勝山地区）

④景観を活かした観光・交流を進める

本町の景観の魅力を多くの人に知ってもらい、楽しんでもらうため、景観マップの作成と積極的なPR、景観資源を活かした新たな観光ルートやエコツアーの開発を行うとともに、「富士河口湖町観光立町推進基本計画」（平成21年3月）に掲げる各種観光施策と連携し、景観を活かした観光交流を促進します。

(5) 快適で親しみのもてる風景づくり

身近な景観を大切にし、誰もが快適で親しみのもてる風景づくりを図ります。

①身近な公共施設等の景観を向上する

行政文化施設、小中学校などの公共建築物、身近な道路や公園等は、多くの町民に利用され、日常的に町民が目にする施設であり、まちや地域の目印となるものです。これらの身近な公共施設等の景観の向上を図るため、次のような取り組みを図ります。

■公共建築物の景観向上

多くの町民に利用されている町役場や出張所、各種行政文化施設、小中学校や公民館、福祉施設などの身近な公共施設については、富士山の眺望や周辺景観に配慮したデザインの施設整備や敷地の緑化を図ります。



・生涯学習館・子ども未来創造館

■身近な道路や公園等の景観向上

身近な生活道路や公園・広場等については、景観に配慮した施設整備を図るとともに、住民参加による清掃、緑化、草花の手入れ等の美化活動により景観の向上を図ります。

<景観形成の対象>

公共建築物（町役場・出張所、各種行政文化施設、小中学校、公民館、福祉施設など）

主要な生活道路、身近な公園・広場



・まちなか石畳道（弁天通り）

②周辺景観と調和するまち並み景観を形成する

富士山の眺望を確保し、周辺景観と調和する良好なまち並みの形成を図るため、自然公園法や景観形成基準等に基づいて、地域の特性に応じたまち並み景観の誘導を図ります。

■集落地のまち並み景観の形成

河口や大嵐をはじめ、本町には富士信仰や古道の歴史を伝える伝統的な集落地が多く分布しており、茅葺きの形態を残す大屋根の民家が並ぶ家並み、集落の背景をなす里山、蔵や石積みなどの建造物、鎮守の森、大木・古木、道祖神や祠、生け垣などが、集落の景観を特徴づけています。

風土と人々の永い営みにより形づくられた集落独特の雰囲気や趣を損なわないよう、景観資源の保全を図るとともに、景観に配慮した建築物や工作物の誘導や地域にふさわしい緑化などを促進し、周辺景観と調和したまち並み景観の形成を図ります。



・路地の奥にたつ御師の家の門（梅谷の門）

■住宅地・別荘地・民宿村のまち並み景観の形成

河口湖周辺の住宅地、各地域に分布する別荘地・民宿村については、森林等の無秩序な開発の防止を図るとともに、景観に配慮した建築物や工作物の誘導、生け垣等の前庭緑化、ごみの不法投棄の防止、景観を阻害する要因の改善などにより、地域景観と調和したまち並み景観の形成を図ります。



・新興住宅地のまち並み（勝山地区）

■ 中心市街地のまち並み景観の形成

本町の中心市街地を形成する河口湖駅前、河口湖畔のホテル・旅館街、古くから形成された趣のある旧市街地については、道路や歩行者空間の景観整備や電線類の地中化、特色あるまちなか緑化、屋外広告物の適正な規制・誘導、空き店舗を活用した賑わいスポットづくり等を推進するとともに、観光施策と連携しながら、まちの顔にふさわしい賑わいあるまち並み景観の形成を図ります。



・ 河口湖畔の観光市街地

■ 沿道商業地のまち並み景観の形成

商業施設等の立地が進んでいる国道 139 号や河口湖大橋通りについては、一定のルールに基づき、建築物の高さや色、屋外広告物の規制・誘導により、富士山の眺望に配慮し、地域景観と調和したまち並み景観の形成を図ります。



・ 国道 139 号沿道のまち並み

■ 工業地のまち並み景観の形成

小立・勝山地区の工業集積地については、景観に配慮した建築物や工作物の誘導、敷地内緑化の促進など、周辺景観と調和したまち並み景観の形成を図ります。

< 景観形成の対象 >

- 集落地（河口、大石、大嵐、長浜、勝山、小立、西湖、精進、本栖など）
- 住宅地・別荘地・民宿村（小立・船津地区の国道 139 号以南、河口湖周辺、西湖周辺、本栖湖周辺、富士ヶ嶺など）
- 中心市街地（河口湖駅前周辺、本町通り商店街や河口湖通り商店街、河口湖畔のホテル・旅館街など）
- 沿道商業地（国道 139 号沿道、河口湖大橋通り沿道など）
- 工業地（小立・勝山地区等の工業集積地）

③ 祭りやイベントを活性化

本町では、年間を通して伝統行事や祭り、各種イベントが各所で行われており、多くの町民や観光客等が訪れ、賑わいある景観を形成しています。

こうした祭りやイベント等は、その地域の歴史・文化や暮らしぶりを伝える大切な景観資源です。そのため、できるだけ保存・継承を図るとともに、既存イベントの充実や新たな地域イベントの創出を図るなど、地域の活性化を促進し、元気な地域景観づくりを図ります。



・ 湖上祭の花火



・ 河口浅間神社の稚児の舞

④ 身近な景観資源を守り、活かす

集落地などで多くみられる大木・古木、社寺と鎮守の森、生け垣や屋敷林、雑木林、小川のせせらぎ、古民家、蔵や石積み、祠や道祖神などは、地域の景観を特徴づけています。

こうした暮らしになじみ深い身近な景観を大切に守るとともに、案内板や解説板等の設置による景観スポットとしての整備やこれらを結ぶ「(仮称) ふるさとの散歩道」づくりなど、身近な景観資源の顕在化とまちづくりへの活用を促進していきます。



・ 道祖神（勝山地区）

3 景観ゾーン別景観形成方針

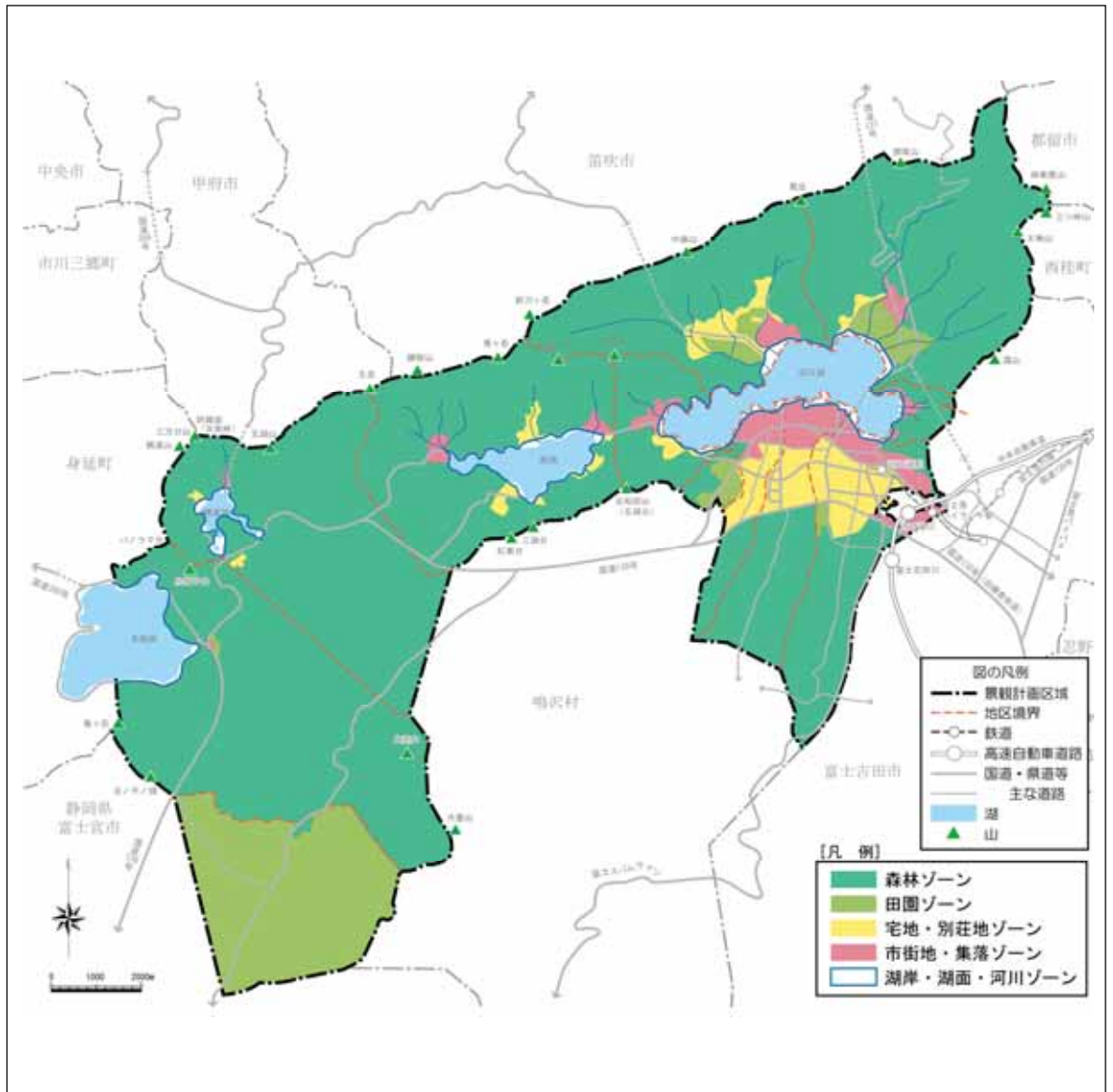
(1) 景観ゾーンの設定と区分

本町の景観を、主として土地利用的な観点から、同質性が認められる範囲をひとつのゾーンとして大別すると、下表に示す5つの景観ゾーンに区分することができます。

■景観ゾーンの設定

景観ゾーン	概 要	
森林ゾーン	・御坂山地、足和田山塊、富士山麓の樹海を中心とした豊かな自然環境を有する森林ゾーン。 ・本町の面積の7割以上を占めており、原生林から里山の林まで多様で豊かな森林景観は、本町の重要な景観要素となっている。	 ・富士山麓の樹海
田園ゾーン	・富士ヶ嶺高原に広がる大規模な酪農牧草地、河口・大石地区と、大嵐地区周辺にまとまって分布する農地（田、畑）の展開するゾーン。 ・森林景観や湖水景観と並び、本町のふるさと景観を形成する景観であるが、近年、減少や荒廃が懸念されている。	 ・大石地区の農地
宅地・別荘地ゾーン	・河口湖、西湖、精進湖周辺に立地する住宅地、別荘地、民宿・ペンション村の景観が卓越するゾーン。 ・比較的成り立ちが新しく、周辺の自然景観との調和が求められるゾーンである。	 ・西湖民宿村
市街地・集落ゾーン	・船津を中心とした既成市街地、河口、大石、長浜、小立、勝山、大嵐、西湖、根場、精進、本栖など古くから形成された伝統的集落地等の景観が卓越するゾーン。 ・近年、景観変化が大きいゾーンであり、まちづくりにあたって景観的な配慮が求められるゾーンである。	 ・河口集落
湖岸・湖面・河川ゾーン	・河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の湖岸、湖面と河川を中心とした水と水辺の景観が卓越するゾーン。 ・富士山の眺望と並んで本町のイメージを牽引し、ふるさと景観を形成する重要な景観要素となっている。	 ・精進湖

■ 景観ゾーン区分図



・ 黒岳上空からみた河口湖

(2) 景観ゾーンごとの景観形成方針

1) 森林ゾーンの景観形成方針

森林ゾーンは、樹海をはじめ本町の約7割以上の面積を占める森林景観が卓越する景観ゾーンで、湖水景観とともに、本町の重要な景観要素であるため、次のような方針に基づいて景観の保全と向上を図ります。

景観形成方針

①樹海の厳正な保全

貴重な原生林である樹海については、国立公園法等に基づき森林や貴重な動植物、溶岩地形など、優れた自然資源を厳正に保全し、樹海景観の維持を図ります。

②森林の適正な維持管理

「富士河口湖町森林整備計画」に基づき、森林の保全、森林整備、間伐、松くい虫対策など、適正な維持管理により、森林景観の維持を図ります。

③森林開発の抑制

森林に対して比較的开发の規制の緩い国立公園普通地域の民有林については、極力、開発の抑制を図るとともに、やむを得ず開発を行う場合は、残地森林の確保や植樹等により、森林景観の維持に努めます。

④自然環境や森林景観に配慮した施設整備

林道や治山施設、登山道、建築物や工作物の整備にあたっては、多自然型工法をはじめ、自然景観と調和する素材や色の使用など景観に配慮した施設整備を図るとともに、ごみの不法投棄の防止など、景観を阻害している要因の改善を図ります。

⑤適切な眺望場所の確保

御坂山地や足和田山塊の稜線など、登山道やハイキングコースに適切な眺望場所の確保に努めるほか、主要な眺望場所については、一部枝払いや下草刈りなど眺望確保のための改善整備についても検討します。

⑥貴重な動植物の保全

森林地域における貴重な動植物の生息地や生息環境の保全を図り、景観的にも動植物とふれあえる環境づくりに努めます。

⑦森林の有効活用

森林療法や森林環境学習、エコツーリズムの推進、森林レクリエーション施設の整備、バイオマスエネルギーの活用など、森林のもつ多面的な機能を活かした取り組みを促進することにより、森林景観の維持向上に努めます。



・広大な青木ヶ原樹海

2) 田園ゾーンの景観形成方針

田園ゾーンは、高原牧草地や田園景観が卓越する景観ゾーンで、良好な農村景観の維持向上を図るため、次のような方針に基づいて景観の形成を図ります。

景観形成方針

①酪農景観の保全

富士ヶ嶺地区の富士山を背景にした雄大な酪農景観については、優良農地（牧草地等）の保全を図り、富士山の眺望など良好な景観を損なわないよう、牧場施設や牧草地の美観の維持向上に努めます。

②田園景観の維持向上

優良農地の保全や農業基盤整備を推進するとともに、富士山や湖の眺望の確保、田園景観と調和する農業関連施設の整備、ごみや農業廃棄物の不法投棄の防止、景観阻害要因の改善などにより、田園景観の維持向上を図ります。

③耕作放棄地の景観利用

景観形成の観点から、観光農園や体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）、景観緑地（お花畑等）など、多面的な活用について検討を図ります。

④里山の保全

良好な田園景観を支える里山を守るため、森林整備計画に基づく森林の保全と適正な維持管理、町民ボランティア等による里山保全活動の促進を図ります。

⑤農村交流の促進

田園ゾーンの魅力と活力向上を図るため、観光農園、体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）の普及、農産物直売所の拡充、グリーンツーリズムの普及など、農業を通じた交流を促進し、生き生きとした農村・農業景観の形成を図ります。

3) 宅地・別荘地ゾーンの景観形成方針

宅地・別荘地ゾーンは、河口湖周辺の郊外部や湖周辺で立地が進む住宅地、別荘地、民宿・ペンション村の景観がみられるゾーンで、富士山の眺望や自然景観と調和する良好なまち並み景観を形成するため、次のような方針に基づいて景観形成を図ります。

景観形成方針

①富士山や湖の眺望の保全

富士山や湖を眺められる住宅地等については、良好な眺望を損なわないよう、屋外広告物等の適切な規制やごみの不法投棄の防止など、景観を阻害する要因の改善に努めます。

②宅地化が進む郊外住宅地の適正なまち並み景観の誘導

宅地化が進んでいる河口湖南部や北部の郊外住宅地については、適切な土地利用の誘導を図るとともに、自然公園法や景観形成基準に基づいて周辺景観と調和する良好なまち並み景観の規制・誘導を図ります。

③沿道商業地の適正なまち並み景観の誘導

商業施設等の立地が進んでいる国道 139 号や河口湖大橋通り沿道等については、建築物や工作物、屋外広告物等の適正な規制・誘導により、富士山の眺望や周辺景観と調和した整序感のあるまち並み景観の形成を図ります。

④別荘地等のまち並み景観の維持向上

湖周辺や森林、田園に隣接して立地する別荘地、民宿・ペンション村については、緑豊かな周辺環境と景観を維持するとともに、良好なまち並み景観の維持向上を図ります。また、ごみの不法投棄の防止など、景観を阻害する要因の改善に努めます。

4) 市街地・集落ゾーンの景観形成方針

本町の中心市街地の景観や古くから形成された集落地景観を主体とする景観ゾーンで、次のような方針に基づいて地域の特性に応じた良好な景観形成を図ります。

景観形成方針

①富士山や湖の眺望の保全

富士山や湖の良好な眺望を損なわないよう、市街地や集落地の適正なまち並み景観の誘導を図るとともに、屋外広告物等の適切な規制・誘導や景観を阻害する要因の改善に努めます。

②中心市街地の賑わいある景観の創出

河口湖駅前から河口湖畔のホテル・旅館街については、道路や歩行者空間の景観整備や電線類の地中化、屋外広告物の適正な規制・誘導を図るなど、本町の顔にふさわしい賑わいとおもてなしが感じられる景観の創出を図ります。

③地域の特性に応じた良好な集落景観の形成

古くから形成された伝統的集落をはじめ、風土と人々の永い営みにより形づくられた集落地独特の趣を損なわないよう、特色ある景観資源の保全と顕在化を図るとともに、周辺の自然や景観と調和した良好なまち並み景観の形成を図ります。

5) 湖岸・湖面・河川ゾーンの景観形成方針

湖岸・湖面・河川ゾーンは、湖水景観を中心とした景観ゾーンで、富士山の眺望と同様に本町を代表する景観であり、優れた湖水景観の保全と魅力の向上を図るため、次のような方針に基づいて景観形成を図ります。

景観形成方針

①湖水景観の保全

湖水の水質の維持、自然な水辺を感じさせる葦原の保全、魚類などの生物の生息環境の保全、自然や景観に配慮した護岸や各種の施設整備、ごみの不法投棄の防止などにより、豊かな湖水景観の保全を図ります。

②湖畔景観の魅力の向上

湖畔からの富士山や湖の眺望を損なうことのないよう、良好な湖畔のまち並み景観の誘導、適正な屋外広告物等の規制・誘導、景観を阻害する要因の改善に努めます。

また、湖畔道路や遊歩道、親水空間、眺望場所の景観に配慮した整備や湖畔の緑化等により、湖畔景観の魅力の向上を図ります。

③自然レクリエーションの活性化

釣りや各種水上レクリエーション、キャンプ場など、活動を行うフィールドについては、景観に配慮した整備や景観的な魅力向上を図るとともに、観光施策と連携し、レクリエーション活動の活性化を促進します。

4 地区別景観形成方針

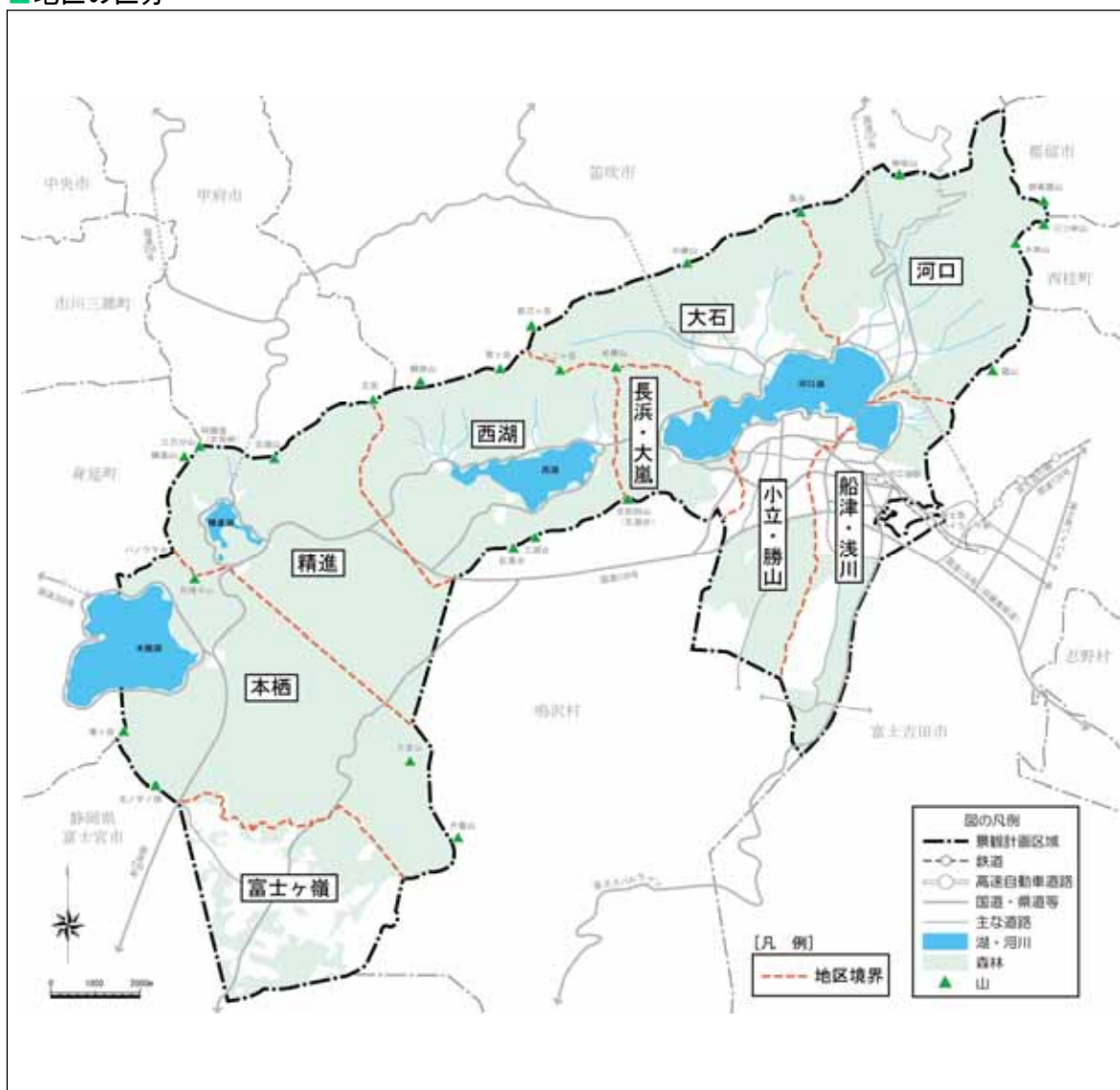
(1) 地区の区分

本町の地区は、第1章－⑤－(2)まち・地域の成り立ちで記述したとおり、明治時代に成立した村が基本となって今日まで継承されています。これらの12地区は、それぞれに特色ある歴史を有しており、意識的なまとまり感や地域の暮らしの単位を形成しています。

そのため、景観的な地区区分を行うにあたっては、前述の12地区を基本としますが、河口湖南岸地域は、地区の面積の大小や景観要素の粗密度合など、6地区ごとの計画とすると計画立案上バランスを欠くため、河口湖南岸の6地区は、東西方向に隣接する2地区ずつをまとめ、便宜上、長浜・大嵐地区、小立・勝山地区、船津・浅川地区の3地区として表記します。

以上の点から、本町の景観的な地区区分は、下図に示すとおり9つの地区に区分します。

■地区の区分



（２）地区ごとの景観形成方針

1) 船津・浅川地区

目標

賑わいと歴史性を活かした景観づくり

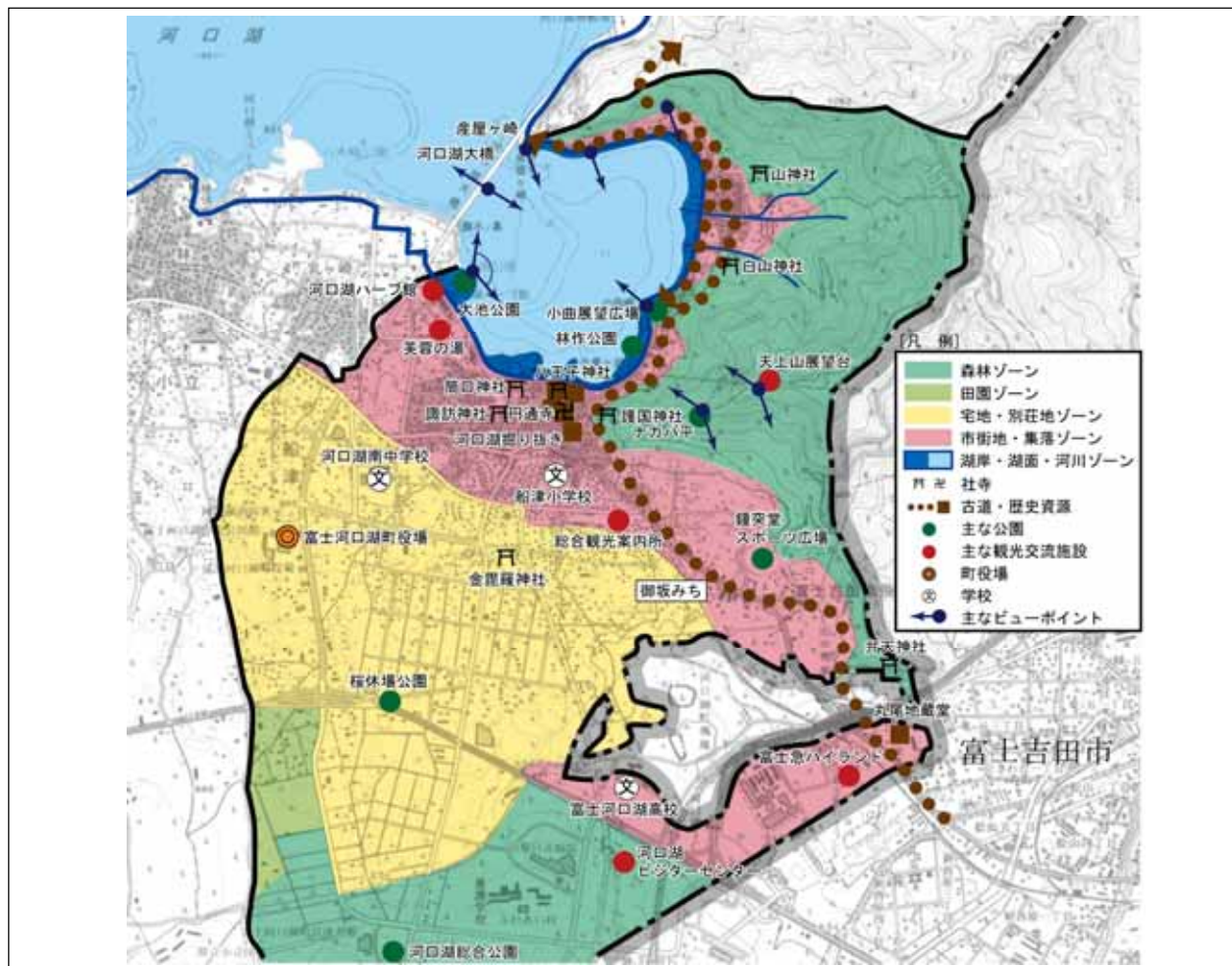
河口湖観光の中心地であり、公園や宿泊・観光施設などが集積する湖岸周辺、やや高台にあり船津で最も歴史が古く狭い路地に沿って趣ある家並みが続く旧市街地、新興住宅地化した国道139号周辺のまち並みと幹線道路沿道の商業のまち並み、富士山麓の森林帯を構成する南部の森林、林間に点在する公園・スポーツ施設など、様々な顔があります。

多彩な景観資源の保全と顕在化、景観資源を活かした地域の魅力づくり、富士山や湖水、森林など、優れた景観に配慮した良好なまち並み景観の誘導などにより、「賑わいと歴史性を生かした景観づくり」を目指します。

基本方針

- 富士山と河口湖の眺望を保全する
- 河口湖観光の中心として、まちの魅力や賑わいを感じられる景観を形成する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 富士山の眺望や湖水景観など、周辺景観と調和し、整序感のある良好なまち並み景観を形成する(市街地、宅地化が進む郊外住宅地や幹線道路沿道など)
- 歴史資源(鎌倉街道等)や良好な景観資源を顕在化し、まちづくりに活かす
- 主要な道路景観の魅力を高める(河口湖駅前通り、河口湖大橋通りなど)

■景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

天上山周辺と国道 139 号以南の森林ゾーンは、富士山や湖の眺望景観の維持保全の観点からも、地区の景観形成上の観点からも、重要な役割を果たしています。景観を損なわないよう森林の保全を図るとともに、景観的活用の観点から、一部、天上山公園や小曲展望広場の整備に加え、ハイキングコース、眺望場所等の整備を図ります。



・ナカバ平

■田園ゾーン

国道 139 号南側のかつて原野であった一団の農地ゾーンで、国道 139 号からの富士山の良好な眺望を確保するためにも、農地の保全を図るとともに、耕作放棄地等については、景観緑地（お花畑等）として活用するなど、景観の維持に努めます。



・国道 139 号南側の農地

■宅地・別荘地ゾーン

中心市街地南側一帯の宅地化が進んでいるゾーンで、商業施設等の立地が進んでいる国道 139 号や河口湖大橋通り沿道については、建築物や屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。

また、郊外住宅地については、都市計画との連携を図りながら、適切な土地利用やまち並み景観の誘導を図ることにより、富士山の眺望や周辺景観と調和した整序感のある景観形成を図ります。



・河口湖大橋通り

■市街地・集落ゾーン

本町の中心市街地を形成する河口湖駅前付近、河口湖畔のホテル・旅館街、古くから形成された趣のある旧市街地等の市街地ゾーンで、道路や歩行者空間の景観整備や電線類の地中化、特色あるまちなか緑化、屋外広告物の適正な規制・誘導等により、本町の顔にふさわしい魅力があり賑わいとおもてなしの感じられる景観の創出を図ります。



・河口湖通りのまち並み

■湖岸・湖面・河川ゾーン

公園、駐車場、遊歩道等が整備された湖岸のゾーンで、施設の修景、緑化、屋外広告物の適正な規制・誘導等により、良好な景観の維持向上を図ります。

また優れた眺望場所である産屋ヶ崎の保全と魅力の向上を図るとともに、小曲展望広場の魅力の向上を図ります。



・小曲展望広場からみた湖畔中心部

<主要な景観形成の対象>

- 富士山や湖の眺望
- 中心市街地のまち並み（河口湖駅前、湖畔のホテル・旅館街、旧市街地）
- 湖および湖畔の公園・遊歩道
- シンボルとなる道路景観（国道 139 号、河口湖大橋通り、都市計画道路河口湖駅前線など）
- 幹線道路沿道の商業地のまち並み（国道 139 号、河口湖大橋通り）
- 宅地化が進む郊外住宅地のまち並み（旧市街地南部一帯）
- 活用すべき歴史文化資源（鎌倉街道、良好な眺望場所、旧市街地の社寺や路地など）

2) 小立・勝山地区

目 標

緑豊かで落ち着きとまとまりのあるまち並み景観づくり

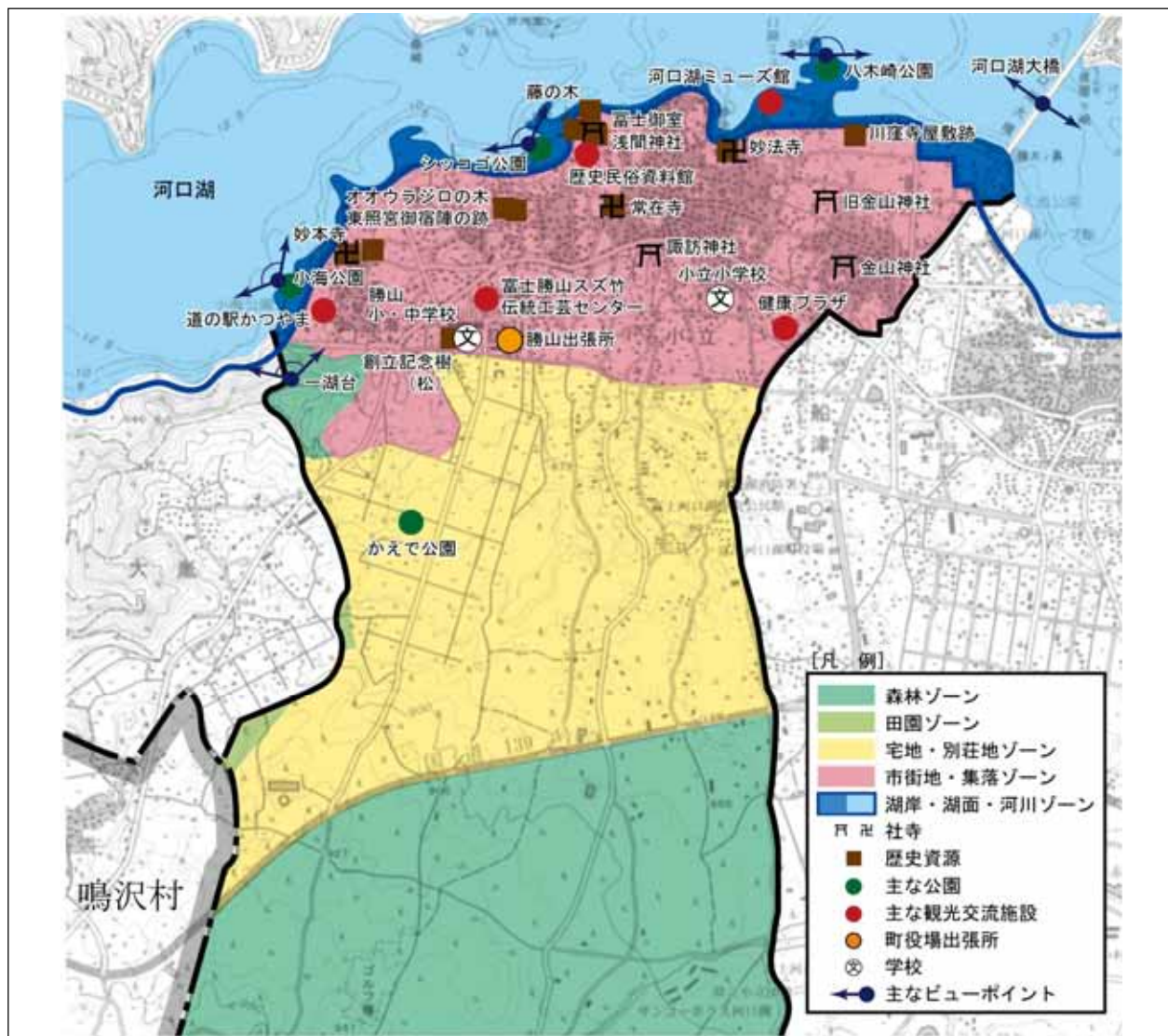
河口湖や御坂山地の山並みの眺望に優れ、各種公園が立地する緑豊かな湖畔、高台の県道鳴沢富士河口湖線沿いに形成された旧市街地、イチイの生け垣や伝統的な建築物など集落の趣がある緑豊かなまち並み、住宅や工場等の立地が進む郊外部、富士山麓の森林帯を構成する南部の森林など、全体的に富士山の眺望に優れ、緑豊かで落ち着いた雰囲気のあるまち並み景観が保たれています。

良好な自然景観やまち並み景観の保全を図るとともに、自然環境や周辺景観に配慮した景観整備や修景、まち並み景観の誘導により、「緑豊かで落ち着きとまとまりのあるまち並み景観づくり」を目指します。

基本方針

- 富士山と河口湖の眺望を保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める(眺望、緑、水際など)
- 緑豊かで趣のある旧市街地の良好なまち並み景観の維持向上を図る
- 宅地化が進む郊外住宅地の自然と調和した整序感のあるまち並み景観を誘導する
- 主要な道路景観の魅力を高める(湖畔道路、県道鳴沢富士河口湖線など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

足和田山の東端となる山地と地区南部一帯の森林ゾーンは、富士山の眺望や河口湖の景観形成上、重要な役割を果たしており、景観を損なわないよう森林の保全を図ります。また、景観的活用の観点から東海自然歩道でもある一湖台へのハイキングコースの整備を図ります。



・一湖台からの眺望

■宅地・別荘地ゾーン

旧市街地と国道139号に挟まれたゾーンで、ゾーン東側の林間住宅地については開発を抑制し、現在の緑豊かで静かな環境や良好な景観の維持に努めます。

小立土地区画整理事業地区や既存工業地など、西側の宅地化が進むゾーンでは、都市計画との連携を図りながら適切なルールに基づく土地利用やまち並み景観の誘導を図ることにより、河口湖方面からの富士山の眺望の確保と整序感のあるまち並み景観の形成を図ります。



・宅地化が進む郊外住宅地

■市街地・集落ゾーン

河口湖勝山線周辺に形成された旧市街地・伝統的集落地ゾーンで、趣のある家並みに配慮したまち並み景観の誘導、イチイの生け垣の普及、伝統的な建築物や身近な歴史的景観資源の保存と活用、散策ルートの整備、空き家の有効利用などにより、河口湖方向からの富士山の眺望確保と伝統的集落地にふさわしい良好な景観の形成を図ります。



・集落地の家並み

■湖岸・湖面・河川ゾーン

市街地・集落ゾーンと連担しつつも、緑や公園等が多く立地する湖岸ゾーンで、既存公園の修景、水辺の葦原や湖畔の樹林の保全、新たな眺望場所の確保、湖畔の遊歩道、親水空間の修景整備、看板や廃屋などの景観阻害要因の改善などにより、湖畔の景観の維持向上を図ります。



・八木崎公園付近の自然な水辺



・シッコゴ公園と湖畔の遊歩道

<主要な景観形成の対象>

- 富士山や湖の眺望
- 旧市街地や伝統的集落地のまち並み（イチイの生け垣、伝統的建築物など）
- 宅地化が進む郊外住宅地等（新たな住宅地、土地区画整理事業地、工業地など）
- 湖岸（水辺の葦原、公園、遊歩道、樹林地など）
- 主要な道路（湖畔道路、県道鳴沢富士河口湖線など）

3) 河口地区

目 標

富士山信仰の歴史と観光リゾート文化が共生する景観づくり

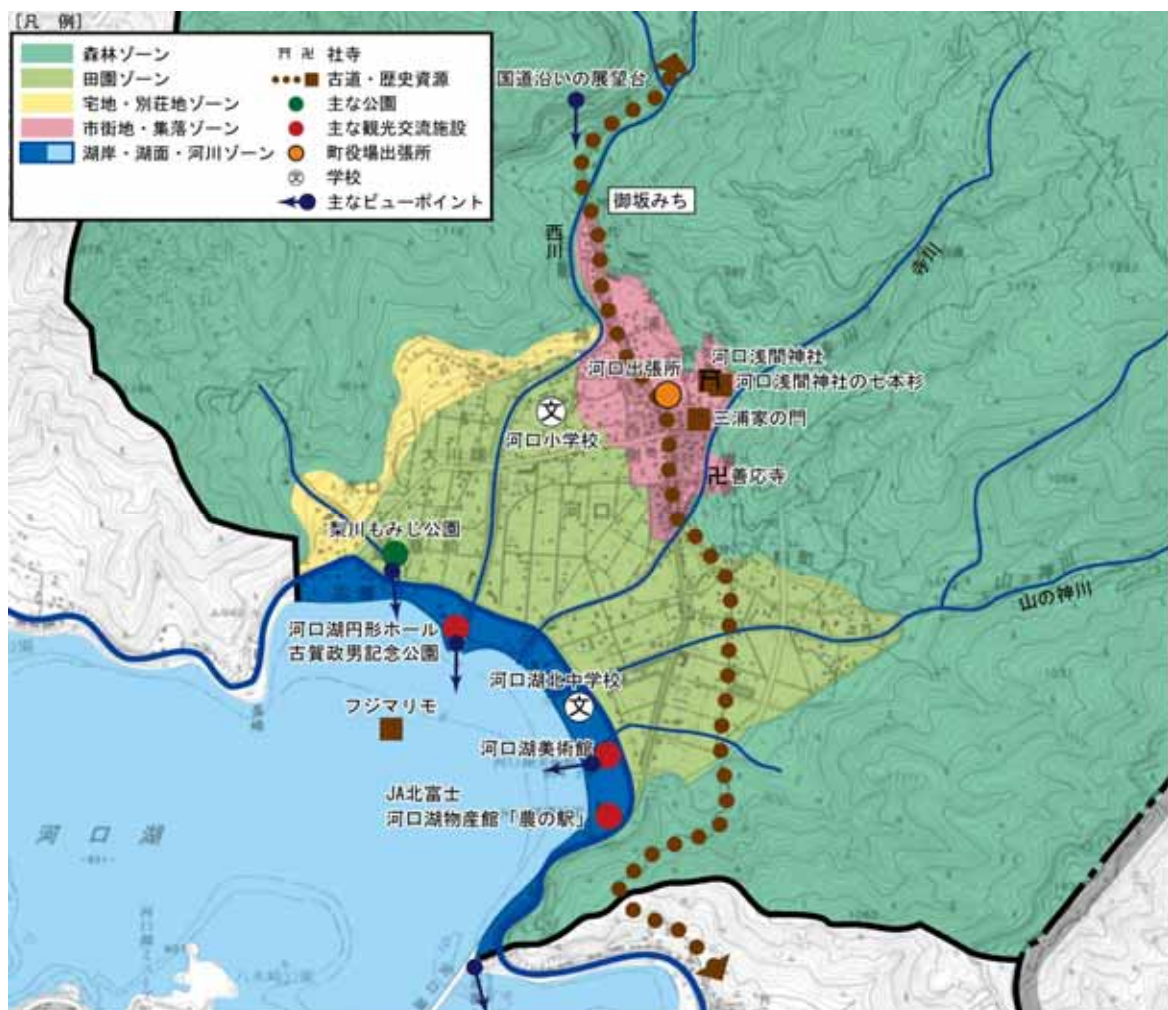
富士山信仰の歴史を伝える御師集落のまち並みと河口浅間神社の杉木立、鎌倉街道などの歴史的景観、優れた富士山の眺望、湖岸の遊歩道や紅葉回廊、湖畔の賑わいある観光ゾーン、のどかな農村景観など、歴史的景観、賑わい景観、田園景観が共存しています。

昔からの居住者に加えて別荘居住者や観光客が互いに協力しあいながら、優れた自然景観や眺望景観の保全、歴史資源を活かした景観まちづくりの推進、芸術文化の香り高く質の高いまち並み景観の誘導などにより、「富士山信仰の歴史と観光リゾート文化が共生する景観づくり」を目指します。

基本方針

- 景観資源を顕在化し、歴史的なまち並み景観を再生する(御師集落、鎌倉街道など)
- 富士山と河口湖の眺望を保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 景観に配慮し、整序感のあるまち並み景観を誘導する(湖畔の観光ゾーンなど)
- 農村景観の維持向上を図る
- 主要な道路景観の魅力を高める(河口浅間通り、国道 137 号河口Ⅱ期バイパス、湖北ビューラインなど)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

地区の北側および東側一帯に広がる森林ゾーンは、地区の背景を成す緑地景観として景観上重要な役割を果たしており、厳正な保全を図ります。また、景観的活用の観点から、稜線上や登山ハイキングコースにある主要な眺望場所等の整備を図ります。

■田園ゾーン

山の辺では集落と田畑が、平坦地では新興住宅と田畑が混在するゾーンで、ゾーンの西側は富士山の眺望に優れ、本町の中ではまとまった田園景観を形成していることから、優良農地の保全、無秩序な宅地化の抑制、富士山の眺望に配慮した施設整備、ごみや農業廃棄物の不法投棄の防止などにより、良好な田園景観の維持向上を図ります。

■宅地・別荘地ゾーン

低地北西部の山麓にある別荘地や宅地は、富士山の眺望を確保するとともに後背の森林景観と調和した整序感のあるまち並み景観の形成を図ります。

■市街地・集落ゾーン

鎌倉街道に沿って形成された御師の集落形態が残るゾーンで、御師のまちとして培った歴史性と多彩な歴史遺産を活用し、景観的にも歴史が感じられるまち並みの再生を図ります。

集落内を貫通している河口浅間通りは、国道 137 号河口Ⅱ期バイパスの開通に伴って改修が行われており、他にも歴史ある集落地の景観を損なわないよう、景観に配慮した道路整備を推進します。

■湖岸・湖面・河川ゾーン

富士山の眺望に優れ河口湖と富士山を同時に眺望できる湖岸ゾーンについては、湖水の水質の保全、湖畔遊歩道や梨川もみじ公園を中心とした親水空間や歩行者空間の整備充実を図ります。

観光施設が立地する湖畔ゾーンについては、富士山の眺望の確保、屋外広告物の適正な規制・誘導、整序感のあるまち並み景観の誘導等により、景観の維持向上を図ります。



・御坂峠から見た富士山



・田園と新興住宅



・山裾に展開する宅地・別荘地



・御師集落の核となっている河口浅間神社



・湖畔の遊歩道



・河口湖と富士山

<主要な景観形成の対象>

- 富士山と湖の眺望（逆さ富士など）
- 河口集落のまち並みと歴史資源（御師のまちの歴史資産、鎌倉街道など）
- 湖および湖岸の公園・遊歩道
- 湖畔の各種観光施設等のまち並み
- 田園景観（農地など）
- 景観に配慮すべき主要道路（河口浅間通り、国道 137 号河口Ⅱ期バイパス、湖北ビューラインなど）

4) 大石地区

目 標

河口湖と富士山の眺望を活かし、多彩で活力ある農の風景づくり

河口湖越しにみる富士山の眺望、大石公園などやすらぎを感じさせる湖畔、「大石浅間神社」や「大石紬伝統工芸館」を中心とした茅葺きの形態を残す大屋根の民家が並ぶ伝統的な集落地、果樹園や田畑が広がり、ブルーベリーなどの果樹栽培も盛んな田園地帯、樹林と草花に彩られたペンション村など、全体的に河口湖と富士山の眺望に優れ、田園・集落景観を中心に特色ある景観が見られます。

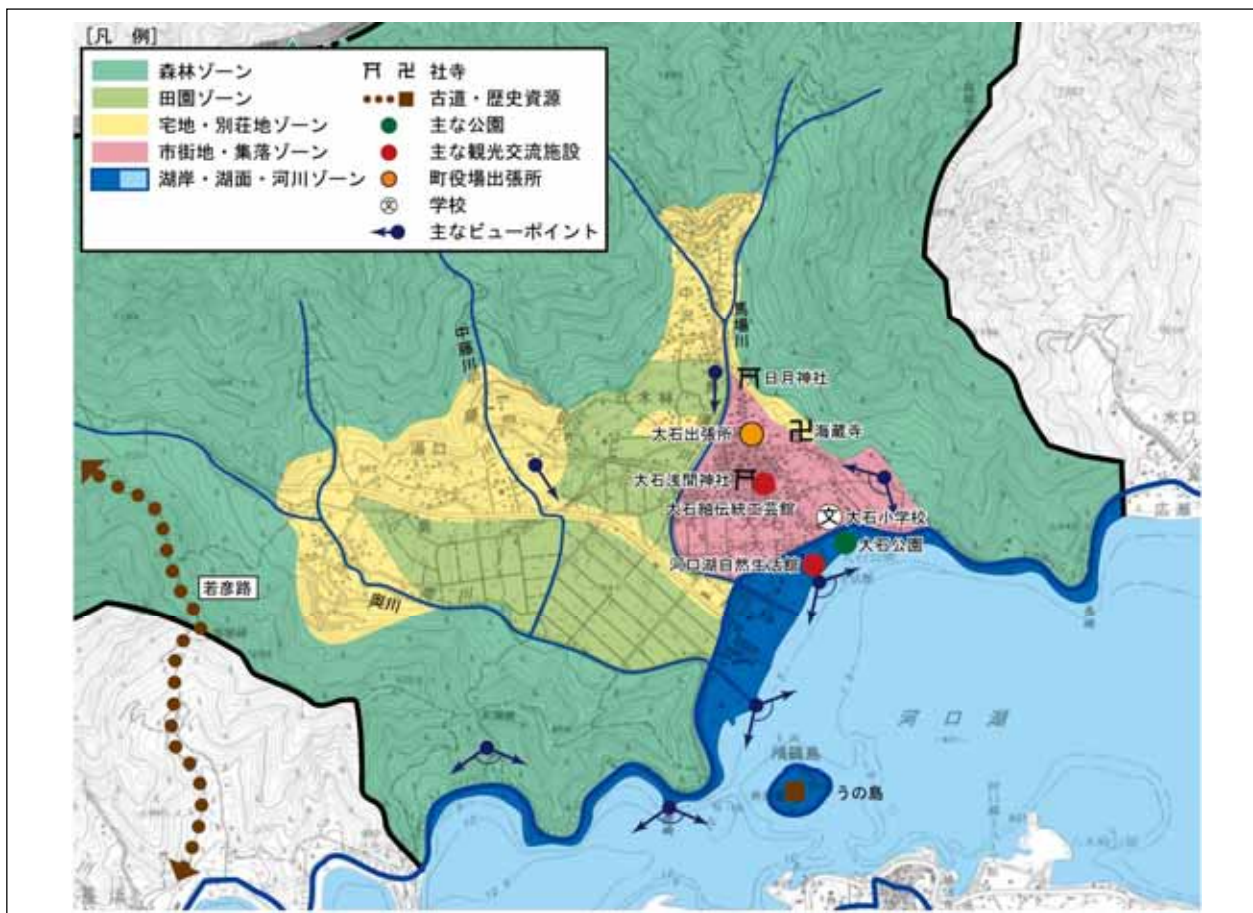
平成 22 年 3 月には笛吹市芦川地区を結ぶ若彦トンネル（県道富士河口湖芦川線）が開通し、観光地としての発展が期待されています。

特に、地区に広がる農の風景は、本町を代表する良好な農村景観であり、河口湖と富士山をひとつの風景としてみることができるとともに、湖畔の観光ゾーンの魅力の向上と併せて、地域の持ち味を活かした農村景観の質的向上、観光農園を中心とした地域農業の活性化を図ることにより、「河口湖と富士山の眺望を活かし、多彩で活力ある農の風景づくり」を目指します。

基本方針

- 特色ある農の風景を保全し、魅力を高める(伝統的集落地、水田、畑、果樹園等の農地など)
- 富士山と河口湖の眺望を保全する
- 歴史的景観資源を顕在化し、まちづくりに活かす(若彦路、社寺など)
- 湖畔の景観を維持し、魅力を高める
- 景観に配慮し、整序感のある家並み景観を誘導する(集落地、湖畔の観光地など)
- 主要な道路景観の魅力を高める(湖北ビューライン、県道富士河口湖芦川線など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

周囲を囲む森林ゾーンは、地区の背景を成す緑地景観として、また、良好な農村景観を形成する里山として重要な役割を果たしており、厳正な保全を図ります。また、新道峠や大石峠などの登山・ハイキングコースにある主要な眺望場所等の整備を図ります。

■田園ゾーン

集落地周辺の緩やかな傾斜地上に広がる田畑や果樹園を主体とした田園ゾーンで、富士山の眺望に優れ、広く特色ある農村景観を形成していることから、優良農地の保全、周辺景観に配慮した施設整備などを図ります。また、都市計画とも連携しながら平成 22 年 3 月に開通した県道富士河口湖芦川線沿道の土地利用、建築物、工作物、看板類の適切な誘導、景観を阻害している要因の改善などにより、良好な田園景観の維持向上を図ります。

■宅地・別荘地ゾーン

ペンション村をはじめ、山麓に形成された別荘地ゾーンで、現在の環境と景観を維持し、富士山と河口湖の眺望や後背の森林景観と調和した整序感のある宅地・別荘地景観の形成を図ります。

■市街地・集落ゾーン

古くから形成された茅葺きの形態を残す大屋根の民家が点在する伝統的な集落地ゾーンで、趣のある集落景観の持ち味を損なわないよう、歴史的な家並みの保存や周辺景観と調和する良好なまち並み景観の形成を図ります。

また、大石浅間神社等の鎮守の杜、古道（若彦路）、良好な眺望場所、大石紬伝統工芸館など、多様な地域景観資源を顕在化し、それらを活かした地域の魅力づくりを図ります。

■湖岸・湖面・河川ゾーン

湖岸ゾーンについては、湖と流入する奥川や馬場川等の水質の保全、湖岸の草原群生地や良好な植生の保全、うの島の景観の保全、眺望場所や親水空間の整備、景観に配慮した護岸や施設整備などにより、良好な自然景観の保全と魅力の向上を図ります。

大石公園をはじめ、観光レクリエーション施設が立地する湖畔ゾーンについては、整序感のあるまち並み景観の誘導や屋外広告物の適正な規制・誘導、廃屋や廃業したホテルなどの景観を阻害している要因の改善を図ることにより、湖畔の景観の維持向上を図ります。



・大石峠からみる大石地区の眺望



・広い田園地帯



・ペンション村の家並み



・大石集落のまち並み



・大石公園から見る富士山と河口湖

<主要な景観形成の対象>

- 富士山と湖の眺望（逆さ富士など）
- 農地の景観（水田、畑、果樹園、里山）
- 伝統的集落地の家並みと歴史的景観資源（茅葺きの形態を残す大屋根の民家群、社寺、古道など）
- 湖水・湖岸（草原群生地、うの島、湖の護岸など）
- 湖畔の各種観光施設等のまち並み
- 景観に配慮すべき主要道路（湖北ビューライン、県道富士河口湖芦川線など）

5) 長浜・大嵐地区

目 標

奥河口湖の風情がただよう懐かしい集落景観づくり

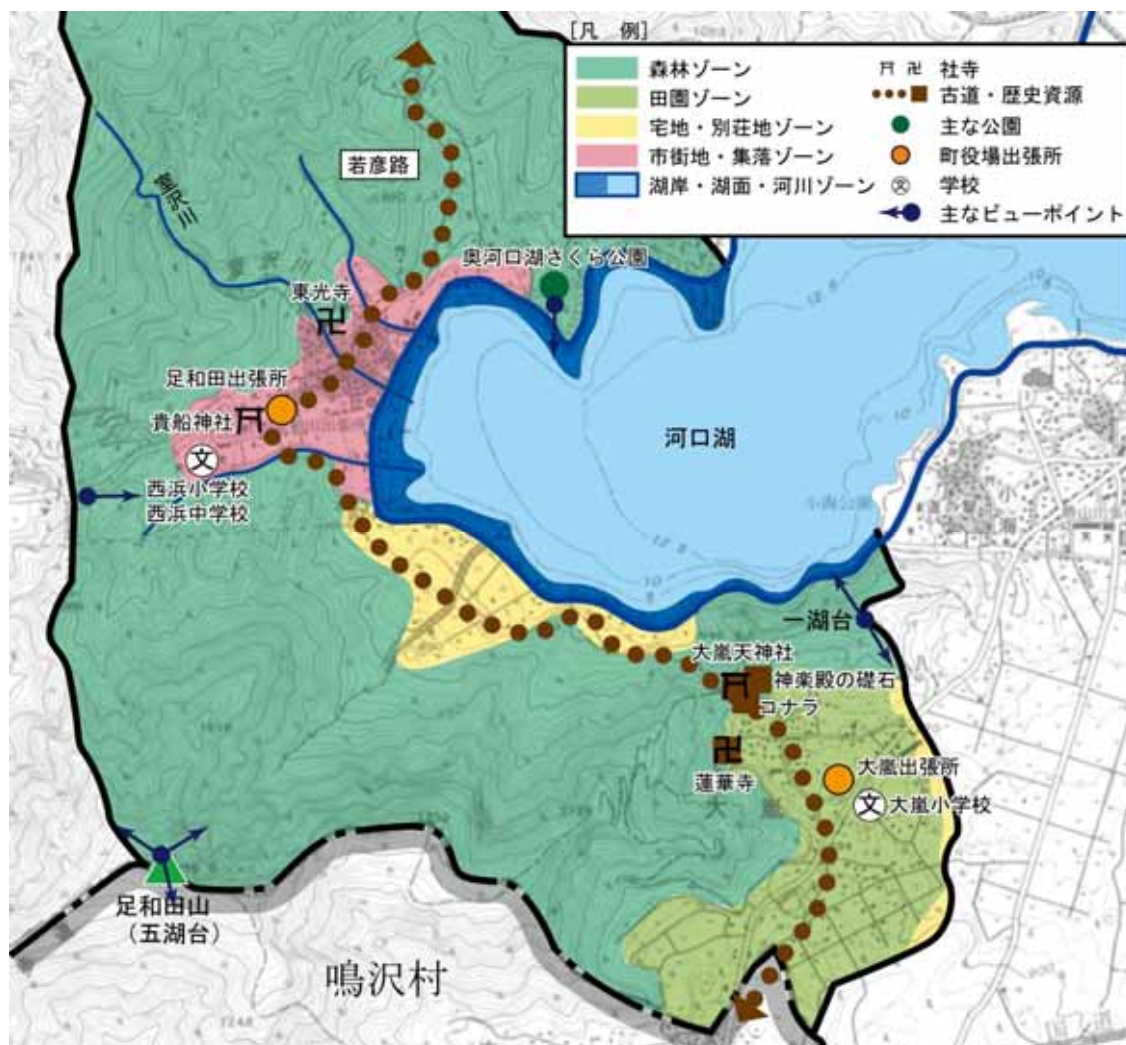
若彦路の街道筋でもあった長浜集落では、東光寺からの河口湖の眺め、暮らしぶりを伝える折曲した坂道、畑、石垣、民家など、同じく大嵐集落では、集落を囲む里山、農地、茅葺きの形態を残す大屋根の民家、屋敷林、野仏、石垣、蓮華寺等の古刹、湧水、ホテルなどがみられ、各々、特徴ある集落景観を形成しています。

長浜集落では、奥河口湖の中心集落として、観光的にも価値のある集落景観や魅力づくりを図ります。また、過疎化が進む大嵐集落では、身近な景観資源を活かした集落景観や魅力づくり、空き家を活用した移住や田舎暮らしの促進などを図ることにより、「奥河口湖の風情がただよう懐かしい集落景観づくり」を目指します。

基本方針

- 特色ある集落景観を保全・再生し、魅力を高める(長浜集落、大嵐集落)
- 富士山と河口湖の眺望を保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 景観に配慮し、整序感のある家並み景観を誘導する(集落地、民宿・別荘地など)
- 主要な道路景観の魅力を高める(湖北ビューライン、湖畔道路など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

河口湖を取り囲む森林ゾーンは、奥河口湖の自然景観や里山の風景を形成する上で重要な役割を果たしており、厳正な保全を図ります。また、毛無山、足和田山（五湖台）、一湖台などの眺望地点においては、良好な眺望景観の確保、眺望地点の整備を図ります。



・毛無山の森林景観

■田園ゾーン

集落と農地が一体となった大嵐の伝統的な農村集落ゾーンで、里山や農地の保全、耕作放棄地の景観的な活用を図るとともに、身近な景観資源を活用したまちづくりの推進、空き家を活用した移住や田舎暮らしの促進、廃屋や廃棄物等の景観阻害要因の改善などにより、懐かしい趣を残しながらも魅力が感じられる農村景観の形成を図ります。



・大嵐の農村集落

■宅地・別荘地ゾーン

湖畔の別荘地や民宿が立地するゾーンで、森と湖に寄り添って暮らす良好な環境や景観を維持し、周辺景観と調和した整序感のある家並み景観の形成を図ります。



・湖畔の住宅・別荘地

■市街地・集落ゾーン

長浜集落のゾーンで、地形に沿って民家が集約的に立地し、河口湖最奥から眺められる趣のある集落景観の保全を図るとともに、湖岸の魅力づくりと併せて、主要な道路、建築物、構造物の修景、特色ある緑化などにより、奥河口湖の中心集落にふさわしい歴史と風情の感じられる景観形成を図ります。



・長浜集落のまち並み

■湖岸・湖面・河川ゾーン

豊かな自然環境と景観を呈する湖岸ゾーンで、既存公園の魅力の向上、眺望場所や湖畔の整備など、ロングビーチの名にふさわしい良好な湖岸景観の維持向上を図ります。



・長浜の浜辺



・長浜からみた奥河口湖の眺め

<主要な景観形成の対象>

- 長浜集落の景観（折曲した坂道、畑、石垣、民家など）
- 大嵐集落の景観（里山、農地、茅葺きの形態を残す大屋根の民家、屋敷林、野仏、石垣、蓮華寺、湧水、ホタルなど）
- 河口湖の眺望（長浜東光寺、湖畔の眺望場所など）
- 富士山の眺望（毛無山、足和田山（五湖台）、一湖台など）
- 湖水・湖岸（ロングビーチなど）
- 景観に配慮すべき主要道路（湖北ビューライン、湖畔道路など）

6) 西湖地区

目 標

豊かな森に抱かれた静かで素朴な湖畔と集落景観づくり

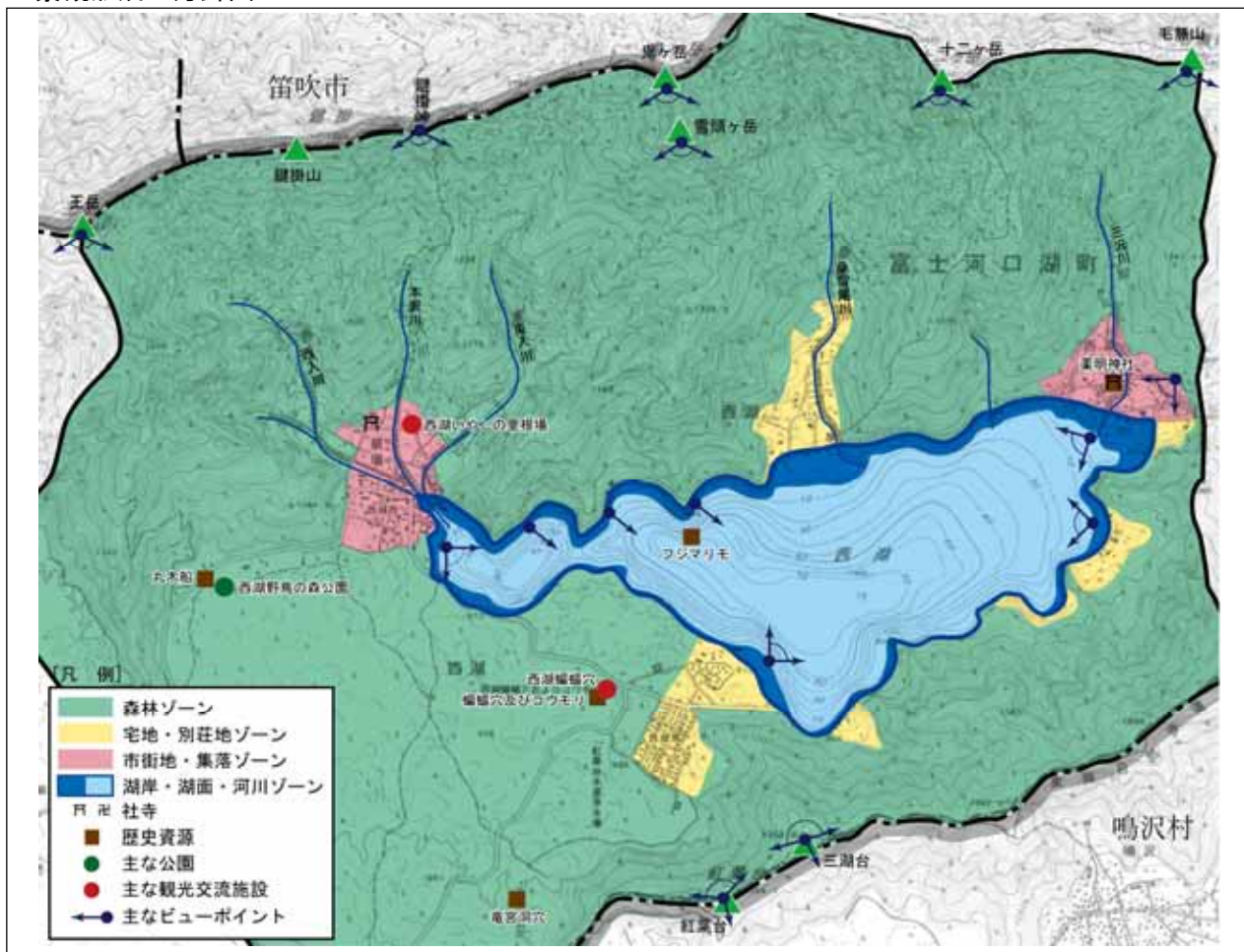
西湖を中心に御坂山地と足和田山塊の山林および青木ヶ原樹海の一部を擁する地区で、集落地としては、茅葺きの形態を残す大屋根の民家、門構え、火の見櫓などレトロで懐かしい雰囲気をもつ西湖集落、多くのキャンプ場が立地し、湖岸道路からの眺めがすばらしい桑留尾、民宿、ペンション、キャンプ場が立地し、南アルプスを背景に樹海と西湖の景観が美しい向浜、民宿村が立地し、いやしの里根場事業により茅葺き民家集落が再現された根場、落ち着いた雰囲気のある西湖民宿村などがあり、地形によって集落が分節化され、それぞれに特色ある景観が形成されています。

特色ある景観資源のまちづくりへの活用、富士山や湖の優れた眺望の保全、湖や湖畔の景観の維持向上、民宿村や伝統的集落の家並みや集落景観の維持向上などを図ることにより、「豊かな森に抱かれた静かで素朴な湖畔と集落景観づくり」を目指します。

基本方針

- 富士山と西湖の眺望を保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 周辺の自然景観に調和し、整序感のある家並みと集落景観を誘導する
(西湖集落、根場集落、湖畔の民宿・観光施設など)
- 優れた眺望場所を整備する
- 主要な道路景観の魅力を高める(湖北ビューライン、湖畔道路など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

西湖を取り囲む御坂山地と足和田山塊の森林ゾーンは、西湖の自然景観や集落の背景を成す里山景観として重要な役割を果たしており、厳正な保全を図ります。また、王岳、鍵掛峠、鬼ヶ岳、雪頭ヶ岳、十二ヶ岳、毛無山、紅葉台、三湖台、足和田山（五湖台）など登山・ハイキングコース上の主要な眺望場所やルートを整備を図ります。



・湖面に緑を映す雪頭ヶ岳と十二ヶ岳

■宅地・別荘地ゾーン

湖畔の民宿村、ペンション、キャンプ場、観光レクリエーション施設が立地するゾーンで、良好な自然環境や景観、優れた眺望景観を損なわないよう自然景観と調和した整序感のある家並みや集落景観の形成を図ります。



・緑豊かな西湖民宿村

■市街地・集落ゾーン

古くからの集落地である西湖集落については、茅葺きの形態を残す大屋根の民家や門構え、火の見櫓、社寺等の景観資源の保全に努めるとともに、空き家を活用した移住や田舎暮らしの促進等により、レトロで懐かしい雰囲気を損なわないよう、周辺景観と調和した統一感のある集落景観の形成を図ります。



・西湖集落の家並み

根場については、西湖いやしの里根場を核とした観光地としての魅力づくりや景観形成を図ります。また、周辺の里山と一体となった農地については、いやしの里にふさわしい静かで落ち着いた田園景観の維持向上を図ります。



・西湖いやしの里根場

■湖岸・湖面・河川ゾーン

西湖の湖岸を中心としたゾーンで、景観に配慮した湖畔道路の整備（ガードレール、法面等）、湖岸の護岸整備、湖畔道路や沿道の修景・緑化、観光関連施設の看板等の適正な規制・誘導等により、良好な湖水景観の維持向上を図ります。



・根場浜からみる西湖と富士山



・景観的配慮が求められる水辺



<主要な景観形成の対象>

- 優れた眺望場所（桑留尾、向浜、根場浜など）
- 西湖の湖水・湖岸
- 西湖集落の景観（茅葺きの形態を残す大屋根の民家や社寺、レトロな家並みなど）
- 根場集落の景観（西湖いやしの里根場を中心とした農村景観）
- 景観に配慮すべき主要道路（湖北ビューライン、湖畔道路など）
- 湖畔の観光施設等

7) 精進地区

目 標

自然豊かな森の中に湖水と古道の歴史が映える景観づくり

精進地区は、大半が御坂山地と青木ヶ原樹海の森林に覆われ、集落は精進湖の北側に立地しています。かつては中道往還の伝馬宿として民家 350 軒が町場を形成し、栄えていましたが、台風災害で昭和 48 年に大半が精進湖民宿村へ集団移住しました。

精進集落は、宿場特有の間取りや建築様式をもつ古い民家、古刹である諏訪神社や大杉、街道筋の面影など、独特の集落景観を呈しています。

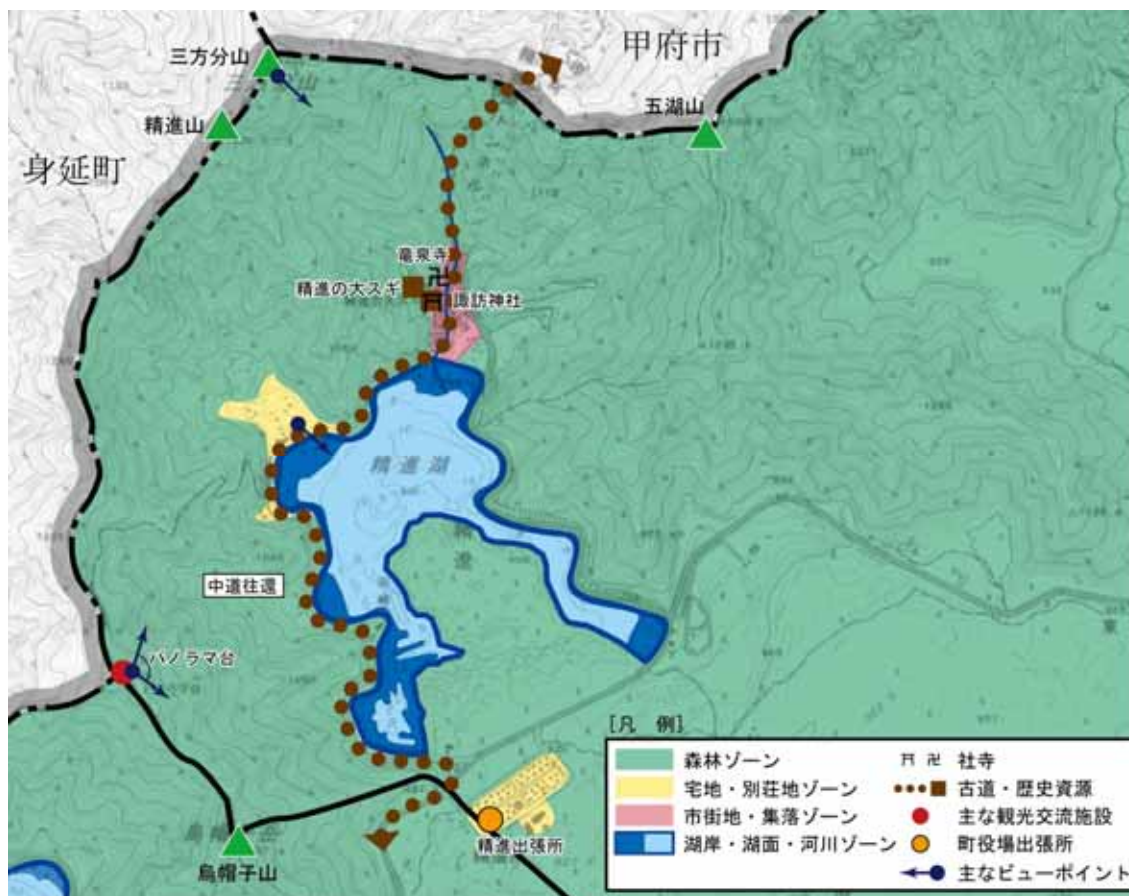
また、精進湖の景観は東洋のスイスと呼ばれ、富士山の前景として眺める良好な湖水景観が広がっており、近年はカヌーのメッカとして親しまれています。

雄大な自然景観や眺望景観の保全、優れた眺望場所の整備、湖や湖畔の景観の保全と魅力の向上を図り、精進集落の歴史資源を活かした景観まちづくりの促進、豊かな自然に囲まれた精進民宿村の家並みや景観の維持向上を図ることにより、「自然豊かな森の中に湖水と古道の歴史が映える景観づくり」を目指します。

基本方針

- 富士山と精進湖の眺望や樹海の景観を厳正に保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 歴史を伝える集落景観の保全と魅力を高める(精進集落)
- 周囲の自然景観に調和し、整序感のある家並みや景観を誘導する(精進湖民宿村など)
- 主要な道路景観の魅力を高める(国道 139 号、国道 358 号、県道精進湖畔線など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

精進湖を囲む青木ヶ原樹海と御坂山地の森林ゾーンは、地区の大半を占める景観要素で、地域景観はもとより、富士山や精進湖の眺望景観にとっても重要な役割を果たしており、厳正な保全を図ります。また、王岳、五湖山、三方分山、パノラマ台など、登山・ハイキングコース上の主要な眺望場所やルートの整備を図ります。



・青木ヶ原樹海と精進湖



・三方分山の緑



・五湖山から見る富士山

■宅地・別荘地ゾーン

湖畔の宿泊施設が立地する他手合浜周辺と精進湖民宿村のゾーンで、良好な自然環境や景観、優れた眺望景観を損なわないよう自然景観と調和した整序感のある家並みと景観の形成を図ります。



・他手合浜付近の宿泊施設



・精進民宿村

■市街地・集落ゾーン

精進集落のゾーンで、古道の歴史が映える集落景観づくりを目指し、宿場特有の間取りや建築様式をもつ古い民家、古刹である諏訪神社や天然記念物の大杉、中道往還の道筋等の歴史的景観資源の保全と、これらの資源を活かした集落景観や魅力づくり、空き家を活用した移住や田舎暮らしの促進などを図ります。



・中道往還の道筋に並ぶ精進集落



・精進の大杉

■湖岸・湖面・河川ゾーン

湖岸を中心としたゾーンで、水辺や溶岩がつくり出した特異な景観の保全、景観に配慮した湖畔道路や湖岸整備、湖畔道路や沿道の修景・緑化、観光関連施設の看板等の適正な規制・誘導等により、優れた湖水景観の維持向上を図ります。



・他手合浜



・精進湖と子抱き富士

<主要な景観形成の対象>

- 精進集落の景観（古民家、社寺、中道往還の道筋、身近な歴史的景観資源など）
- 富士山と精進湖の眺望（他手合浜周辺など）
- 青木ヶ原樹海
- 精進湖の湖水・湖岸
- 景観に配慮すべき主要道路（国道 139 号、国道 358 号、県道精進湖畔線など）
- 湖畔の観光施設等

8) 本栖地区

目 標

明るい湖水景観と雄大な森林景観の中に佇む本栖千軒を偲ばせる景観づくり

本栖地区は大半が御坂山地西端の山稜と青木ヶ原樹海の森林に覆われ、集落は本栖湖の東側に立地しています。本栖集落は古くから宿場町として栄え、かつては「本栖千軒」と呼ばれるまち並みがあり、往時を伝える関所、本陣、船着き場など、潜在的な歴史資源も多く分布しています。

本栖湖は、豊かな自然と自然に近い湖岸が残されています。富士山の眺望と本栖湖に映える逆さ富士は、1,000円札に代表されるように、多くの人に知られ、この美しい風景の湖水や湖畔は、ウインドサーフィン、釣り、キャンプなど、アウトドアのメッカとして親しまれています。

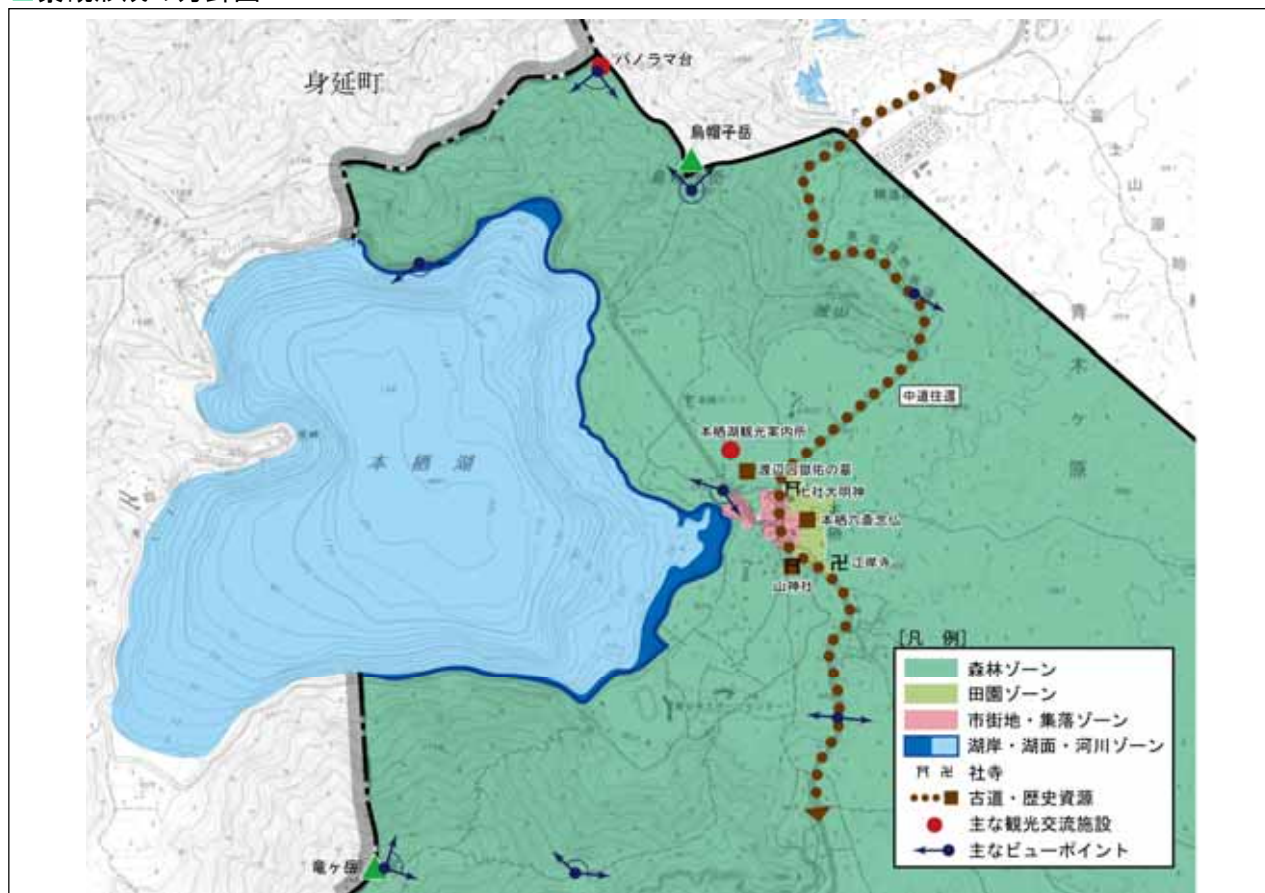
雄大な自然景観や眺望景観の保全、優れた眺望場所の整備を図るとともに、良好に保たれている本栖湖の自然湖岸の保全と魅力の向上を図ります。

本栖集落については、歴史的景観資源を活かした景観まちづくりや周辺景観と調和する整序感のあるまち並み景観の形成を図ることにより、「本栖千軒を偲ばせる景観づくり」を目指します。

基本方針

- 富士山と本栖湖の眺望を保全する
- 湖畔の美しい景観を維持し、魅力を高める
- 本栖千軒をしのばせる集落景観の魅力を高める
- 周辺の自然景観に調和し、整序感のある家並みや景観を誘導する(集落地、湖岸東側の観光施設など)
- 主要な道路景観の魅力を高める(国道139号、国道300号、県道本栖湖畔線など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

本栖湖を囲む樹海や山岳の森林ゾーンは、地区の大半を占める景観要素で、地域景観はもとより、富士山や本栖湖の眺望景観にとっても重要な役割を果たしています。

そのため、森林景観の厳正な保全を図るとともに、ダイヤモンド富士で知られる竜ヶ岳からの富士山の眺望景観の保全および活用を図ります。その他にも、東海自然歩道や登山・ハイキングコース上の主要な眺望場所とルートを整備を図ります。

また、本栖湖東岸の本栖の森については、景観上重要であることから積極的に保全を図るとともに、やむを得ず遊歩道等の施設整備を行う場合においては、自然や森林景観を損なわないよう景観に配慮した最小限の整備を図るよう努めます。



・本栖湖を囲む山の緑



・竜ヶ岳からみたダイヤモンド富士

■田園ゾーン

本栖集落の東側にある一団の農地ゾーンで、本栖集落と一体的となった農村景観を形成していることから、その特色を損なわないよう良好な田園景観の維持向上を図ります。



・本栖集落



・集落地と農地

■市街地・集落ゾーン

国道 139 号と国道 300 号の交差点周辺の本栖集落のゾーンで、「本栖千軒を偲ばせる景観づくり」を目指し、関所跡、本陣などの歴史的景観資源を活かした景観まちづくりや周辺景観と調和する整序感のある家並みと景観の形成を図ります。



・本栖中心部のまち並み



・本栖関所跡

■湖岸・湖面・河川ゾーン

湖岸を中心とするゾーンで、湖面に限らず岸辺一帯は自然に近い生態域と湖岸景観が保たれており、この優れた自然環境や景観の維持向上を図ります。また、景観に配慮した湖畔道路や沿道の修景・緑化、サイン類の適正な規制・誘導等により、湖水景観の維持向上を図ります。



・中之倉からみた本栖湖と富士山

<主要な景観形成の対象>

- 本栖集落の景観（集落の家並み、関所跡・本陣などの歴史的景観資源）
- 富士山と本栖湖の眺望
- 自然に近い湖水・湖岸の水辺
- 本栖の森
- 景観に配慮すべき主要道路（国道 139 号、国道 300 号、県道本栖湖畔線など）
- 湖畔の観光施設等

9) 富士ヶ嶺地区

目 標

富士と草原が織りなす大景観づくり

富士ヶ嶺高原と呼ばれる富士山麓の高原ゾーンで、富士山を背景とした広大な酪農景観は富士ヶ嶺を代表する特徴的な景観となっています。ダイヤモンド富士の景観も本地区を代表する景観のひとつです。

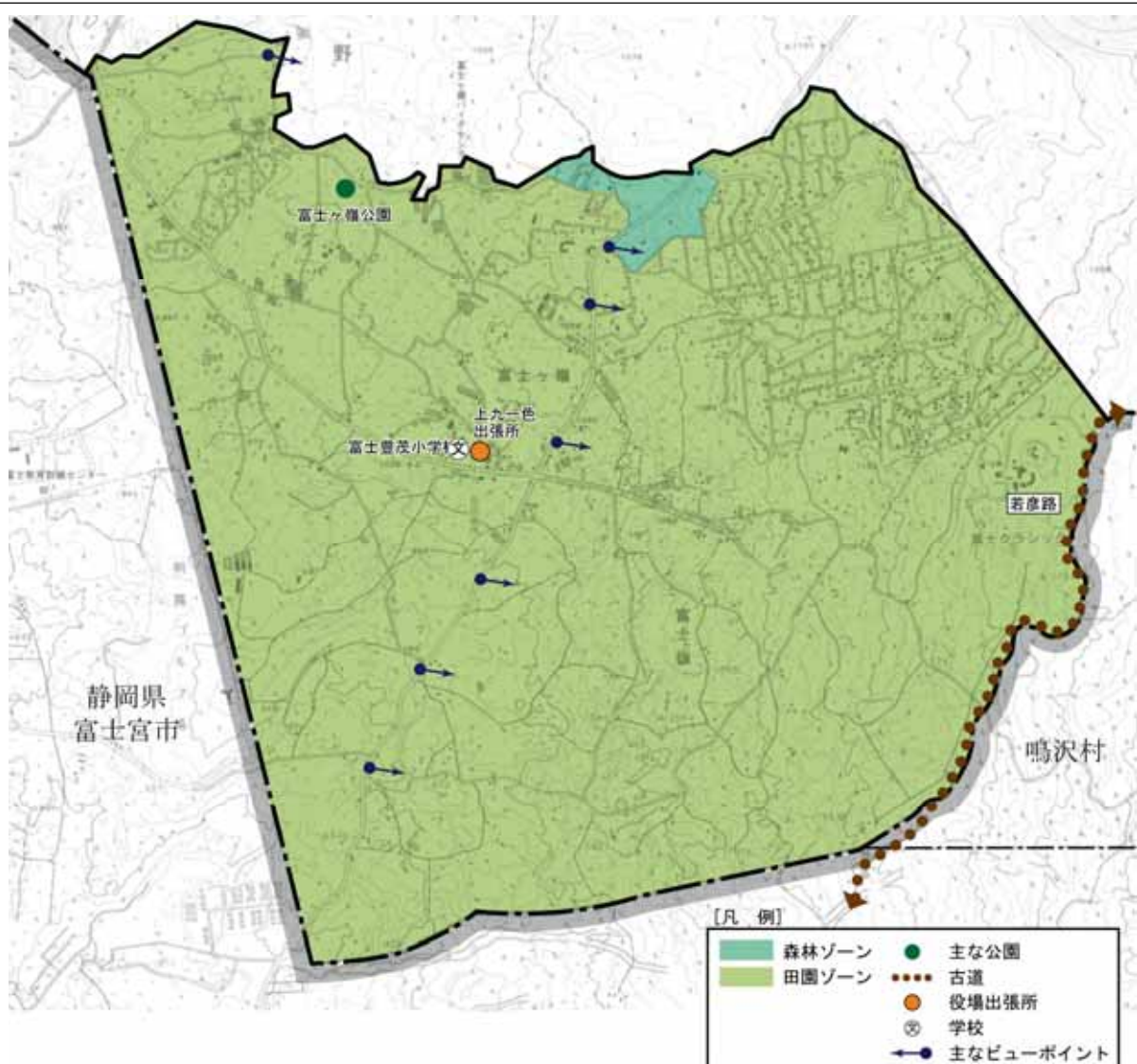
また、新緑や紅葉、高原特有の霧、雪などの四季を感じさせる風景、地域の自主的活動による沿道や庭先の草花植栽なども景観に彩りを添えています。

地域の自然や暮らしぶりがそのまま風景となる「富士と草原が織りなす大景観づくり」を目指し、雄大な自然景観の保全を図ります。

基本方針

- 富士山の眺望を保全する
- 良好な酪農・田園景観の維持向上を図る
- 景観に配慮し、整序感のある家並み景観を誘導する(集落地、別荘地など)
- 主要な道路景観の魅力を高める(県道富士宮鳴沢線、町道富士ヶ嶺1号線など)

景観形成の方針図



景観形成の方針

■森林ゾーン

大室山や樹海に連なる森林ゾーンは、地区の大半を占める景観要素で、地域景観はもとより富士山や本栖湖の眺望景観にとっても重要な要素です。そのため、森林景観の厳正な保全を図ります。

また、森林ゾーンに入り込むように別荘地やゴルフ場などが広く分布しており、景観に配慮した建築物や工作物の規制・誘導、主要な道路の景観整備、適切な別荘地や施設の維持管理の促進などにより、樹林に囲まれた良好な地域景観の維持向上を図ります。



・割石峠付近の別荘地



・ドクタービレッジ



・ゴルフ場

■田園ゾーン

本地区の田園ゾーンは、広大な高原に牧草地や開拓による入植を起源とする集落が点在しており、本町だけでなく山梨県を代表する酪農景観が展開しています。ダイヤモンド富士をはじめ、富士山の優れた眺望の確保、農地の保全、景観に配慮した建築物や工作物の誘導や主要な道路の景観整備、沿道や庭先の緑化の推進、イチリンソウなどの希少種の保全、看板類やごみの不法投棄などの景観阻害要因の改善などにより、良好な地域景観の維持向上を図ります。

また、集落地や別荘地についても、周辺景観と調和する整序感のある家並みと景観の誘導を図ります。



・広大な牧草地と富士山



・牧柵で仕切られた牧場



・広々とした農地景観



・緑豊かな集落地景観



・町道富士ヶ嶺1号線と富士山

<主要な景観形成の対象>

- 富士山の眺望（ダイヤモンド富士など）
- 農村景観（草原、農地、点在する集落、酪農施設など）
- 別荘地景観（別荘地など）
- 景観に配慮すべき主要道路（県道富士宮鳴沢線、町道富士ヶ嶺1号線など）

5 景観形成推進ゾーンの方針

(1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観形成方針に基づいた良好な景観形成を効果的に進めていくためには、町民、事業者、行政が一体となって地域ごとにきめ細かい取り組みを行い、成果を目に見えるようにしていくことが重要です。しかしながら、これらを直ちに全町レベルで展開することは困難です。

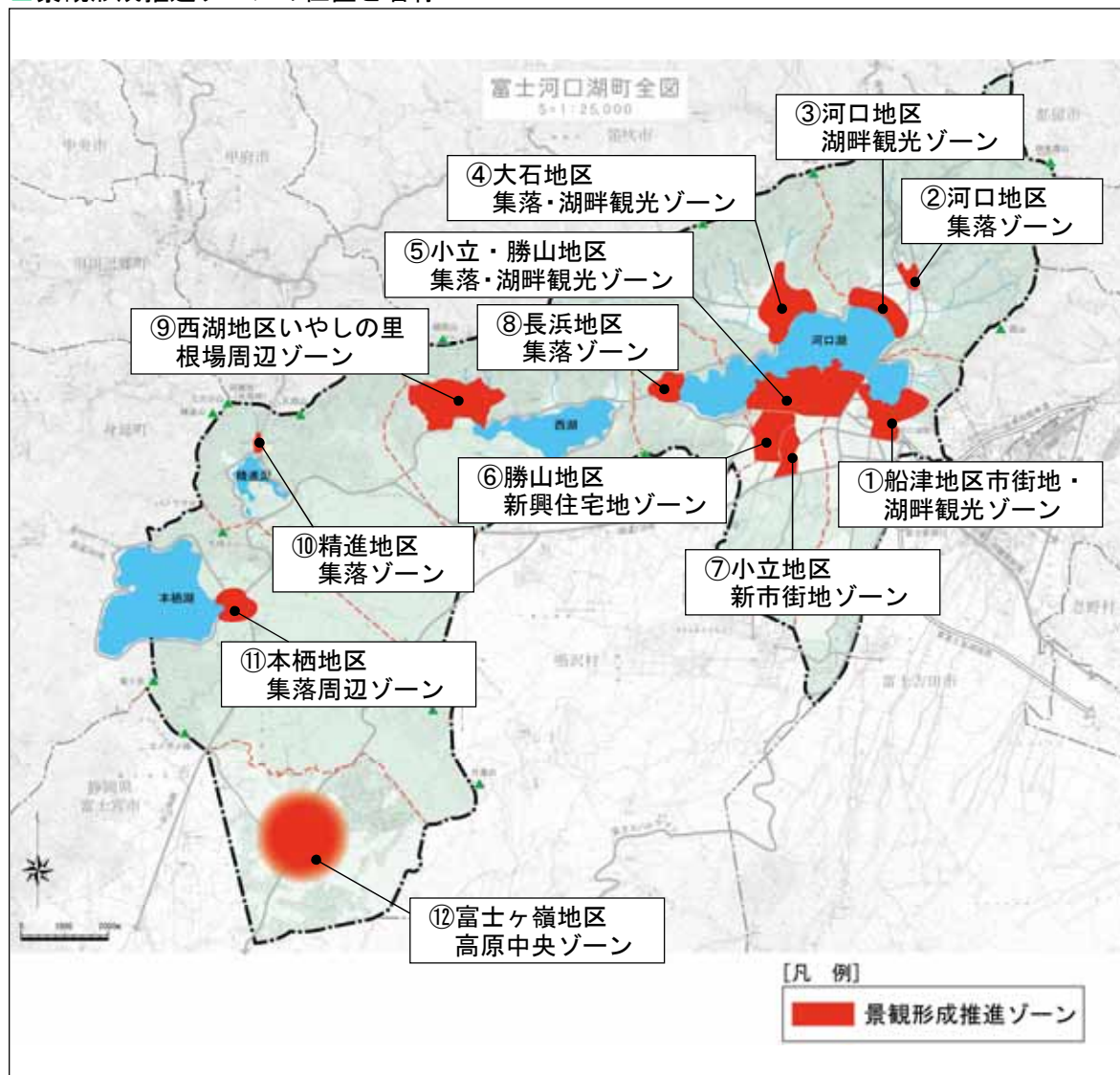
このため、本町の中でも、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから無理のない着実な取り組みを進めていきます。

ここでは、以上の考え方に基づいて、下図に示す 12 箇所の「景観形成推進ゾーン」を選定します。

■景観形成推進ゾーンの選定の考え方

- 富士河口湖町の顔・シンボルとなっているところで、良好な景観形成が必要なゾーン
- 際立った特徴と高い景観的資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いゾーン
- 特徴的な景観まちづくりに関するプロジェクトが実施あるいは計画されているところ
- 地域住民による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われているところ など

■景観形成推進ゾーンの位置と名称



(2) 景観形成推進ゾーンごとの方針

1) 船津地区市街地・湖畔観光ゾーン

■現状と課題

- 本町の玄関口となっている河口湖駅周辺、公園や宿泊・観光施設などが集積する湖畔周辺、船津で最も歴史が古く、商店街や狭い路地に沿って趣ある家並みが続く旧市街地など、様々な顔を持ち、本町の中心市街地、本町を代表する観光ゾーンとなっています。
- これまで、まちづくり交付金事業を活用した道路、歩行者ルート、公園・広場、コミュニティ施設等の整備や商店街活性化などの取り組みが行われています。
- 中心市街地、本町を代表する観光ゾーンにふさわしいまち並み景観として、その質的向上を図るとともに、多彩な景観資源を活かした魅力づくりや活力ある景観の創出が望まれます。

■景観形成の目標

中心市街地、代表的な観光ゾーンにふさわしい魅力と活力ある景観の創出

■景観形成方針

①河口湖駅周辺の整備と景観の向上を図る

駅舎や駅前広場、駅前通り等の整備に併せ、商店街の活性化や花植え等の特色ある緑化、電線類の地中化、看板類や建築物等の適正な規制・誘導により、本町の玄関口にふさわしい良好なまち並み景観の形成を図ります。



・整備された河口湖駅

②湖畔観光ゾーンの整備と魅力を高める

シンボルとなる天上山公園の整備（アジサイ、ルート、サイン等の拡充）、古道（鎌倉街道）を活用した散策路、小曲展望広場等の眺望広場の整備、湖畔道路や公園、遊歩道等の修景や緑化、電線類の地中化、看板類や建築物等の適正な規制・誘導により、代表的な観光ゾーンにふさわしい魅力ある景観形成を図ります。



・天上山公園のアジサイ



・石畳整備された鎌倉街道



・小曲展望広場と河口湖

③船津市街地の活力や魅力の向上を図る

本町通り・河口湖通り商店街については、商店街の活性化（空き店舗の活用など）と併せて、道路の修景、国道137号の拡幅整備、にぎわい交流広場やポケットパークの整備、花植え、看板類や建築物等の適正な規制・誘導などにより、中心商店街にふさわしい魅力づくりと良好なまち並み景観の形成を図ります。

また、中心市街地については、家並み、路地空間、社寺など、趣のある雰囲気をもたないよう景観的に配慮するとともに、身近な魅力や景観資源を結ぶ散策ルート（まちなか石畳道など）の整備を推進します。



・にぎわい交流広場

④シンボル道路の景観的魅力を高める

河口湖駅と湖畔のホテル・旅館街を結ぶ河口湖駅前通りと国道137号は、シンボル道路として、道路の修景、花植えなど特色ある緑化、電線類の地中化、看板類の適正な規制・誘導など、道路景観の向上を図ります。



・河口湖駅前通り

2) 河口地区集落ゾーン

■現状と課題

- 鎌倉街道の宿場町、富士山信仰の拠点である御師のまちとして栄えた歴史をもつ河口集落を核とするゾーンで、河口浅間神社と参道、堅家の家並み、大屋根の古民家や歴史的建造物、旧富士講の参詣道、御師の門、川口左衛門の屋敷跡、たつ道と呑川などの遺構、古木・大木、道祖神など、往時をしのぶ歴史的景観資源や遺産が多く残されています。
- 平成 21 年 7 月に「河口地区のまち並みを考える会」が発足し、歴史的景観資源や遺産を活かしたまちづくりの検討が進められています。こうした景観まちづくりの芽を大切に育て、本町の代表的な歴史的シンボルゾーンにふさわしい良好な景観形成を図ることが望まれます。

■景観形成の目標

富士山信仰と古道の歴史が感じられ、暮らしづくりが人を魅きつけるまち並み景観の形成

■景観形成方針

①歴史的景観や遺産を活かした景観まちづくりを進める

多様な歴史的景観資源の保存を図るとともに、古民家や歴史的建造物の改築、歴史的景観資源の周りの修景、まちかどや辻、サイン等の整備、歴史的景観資源を結ぶ歩行者ルートの整備、景観マップづくりなど、歴史的景観や遺産を活用した景観まちづくりの促進を図ります。



・三浦家の門

②歴史を感じさせる統一感のあるまち並み景観の形成を図る

堅家の家並みなど、独特の集落形態を保全するとともに、歴史ある集落の趣を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図ります。また、景観に配慮した道路や河川構造物等の整備、まちかどの修景や花植えなどにより、統一感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・御師集落を貫く河口浅間通り沿いのまち並み

③シンボルとなる古道(鎌倉街道)の魅力づくりを進める

国道 137 号河口Ⅱ期バイパスの供用開始に伴い、幹線道路から生活道路に移行した河口浅間通りは、地域の主要な生活道路、シンボル道路として、古道(鎌倉街道)の歴史を感じさせる道路の修景や沿道の良好なまち並み景観の形成を図ります。

また、国道 137 号河口Ⅱ期バイパス沿道についても、地域景観に配慮した整備・景観の誘導を図ります。

3) 河口地区湖畔観光ゾーン

■現状と課題

- 河口湖北岸の観光ゾーンで、河口湖越しに見る富士山の眺望に優れ、河口湖美術館をはじめ、美術館、観光施設、飲食施設等が多く立地しています。
- 富士山と河口湖の優れた眺望を最大限に活かし、河口湖北岸の観光ゾーンにふさわしい魅力ある景観形成が望まれます。

■景観形成の目標

富士山と河口湖の眺望を活かした賑わいと魅力ある景観の形成

■景観形成方針

①湖岸の景観的魅力を高める

湖畔遊歩道や梨川もみじ公園など既存施設の修景を図るとともに、新たな眺望場所や親水空間の整備、景観に配慮した湖や河川護岸の整備、特色ある緑化などにより、湖岸の魅力の向上を図ります。



・湖畔遊歩道からの眺望

②湖畔のまち並み景観の向上を図る

湖畔道路の修景や緑化、富士山や河口湖の眺望に配慮し、周辺と調和した建築物や工作物の適切な誘導により、整序感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・湖北ビューライン沿道のまち並み

4) 大石地区集落・湖畔観光ゾーン

■現状と課題

- 河口湖北岸の伝統的な集落地と湖畔の観光ゾーンで、集落地は、富士山と河口湖の眺望に優れ、大石浅間神社周辺は、茅葺きの形態を残す大屋根の民家が残るまち並みなど、懐かしい趣のある集落景観を形成しています。また、湖畔は、大石公園をはじめ、観光施設等が立地し、観光ゾーンを形成しています。平成22年3月には若彦トンネル（県道富士河口湖芦川線）が開通し、観光地としての発展も期待されています。
- 伝統的集落のまち並み景観の維持向上を図るとともに、富士山とうの島を正面に見る河口湖の優れた眺望を最大限に活かし、河口湖北岸の観光ゾーンにふさわしい魅力ある景観形成が望まれます。

■景観形成の目標

懐かしい趣のある集落景観の維持向上と、河口湖を前景に見る富士山の眺望を活かした湖畔景観の形成

■景観形成方針

①伝統的な集落地の景観的な魅力を高める

大屋根民家の家並みや社寺、古木、古道などの歴史的景観資源の保全、地域の核となる大石浅間神社や大石紬伝統工芸館周辺の修景、まちかどや辻、サイン等の整備、景観資源を結ぶ歩行者ルートの整備、良好な眺望場所の整備など、地域のもつ魅力や景観資源を活かしたまちづくりの促進を図ります。

また、富士山の眺望や伝統的な集落地の趣を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図り、整序感のある良好な集落景観の形成を図ります。

②湖岸の魅力づくりと湖畔のまち並み景観の向上を図る

湖岸については、葦原群生地やうの島の景観の保全、眺望場所や親水空間の整備、景観に配慮した護岸や施設整備など、良好な自然景観の保全と眺望景観の魅力向上を図ります。

また、大石公園など施設が立地する湖畔一帯については、湖北ビューラインの修景や緑化、富士山や河口湖の眺望に配慮した建築物や工作物の適切な誘導、廃業施設などの景観阻害要因の改善により、整序感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・大石集落と河口湖の眺望



・富士山と湖畔のラベンダー

5) 小立・勝山地区集落・湖畔観光ゾーン

■現状と課題

- 河口湖南岸の市街地と湖畔の観光ゾーンで、県道鳴沢富士河口湖線沿いに形成された市街地は、社寺や伝統的な建築物、路地空間、イチイの生け垣など、緑豊かな集落地の趣を残しており、勝山地区の生活の中心として、小中学校や各種公共施設も多く立地しています。また、湖畔は緑豊かで、河口湖の眺望に優れ、各種公園、観光交流施設、富士御室浅間神社などが立地し、河口湖南岸の特色ある観光ゾーンを形成しています。
- 伝統的な集落の趣を残す市街地のまち並み景観の維持向上を図るとともに、河口湖南岸の湖畔観光ゾーンにふさわしい魅力ある景観形成が望まれます。

■景観形成の目標

趣ある市街地のまち並み景観の維持向上と、湖畔観光ゾーンの魅力を高める景観の形成

■景観形成方針

①趣ある市街地のまち並み景観の魅力を高める

主要な地域幹線道路である県道鳴沢富士河口湖線の修景や緑化、イチイの生け垣の普及、伝統的な建築物の保存と再生、主要な公共施設の修景・緑化、地域の景観資源を結ぶ散策ルートの整備、空き家の有効利用などを図ります。また、湖畔からの富士山の眺望に配慮し、集落地の趣を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図り、整序感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・立派なイチイの生け垣

②湖畔観光ゾーンの景観の向上と魅力づくりを図る

湖岸の葦原や湖畔の樹林の保全、湖畔道路、小海公園等の既存公園、既存観光施設等の修景と緑化、眺望場所や湖畔遊歩道、親水空間の修景整備、看板や廃屋などの景観阻害要因の改善などにより、湖畔観光ゾーンの景観の維持向上と魅力づくりを図ります。

6) 勝山地区新興住宅地ゾーン

■現状と課題

- 勝山地区市街地の南側で宅地化が進みつつある新興住宅地ゾーンで、周辺は樹林地に囲まれ、緑豊かなまち並みが形成されています。現在、東西方向に都市計画道路船津小海線の整備が予定されており、道路整備に伴い、土地利用や景観への影響が予想されています。
- 景観に配慮した幹線道路整備と周辺の自然と調和した良好なまち並み景観の形成が望まれます。

■景観形成の目標

地域景観に配慮した幹線道路の整備と、良好なまち並み景観の形成

■景観形成方針

①景観に配慮した幹線道路の整備を図る

都市計画道路船津小海線の整備に際しては、景観に配慮した道路整備や緑化を図るとともに、沿道の土地利用や建築物・工作物および屋外広告物等の適正な誘導を図り、魅力ある道路景観の創出と良好なまち並み景観の形成を図ります。



・船津小海線と河口湖大橋通り交差点の花壇

②周辺と調和する住宅地の良好なまち並み景観を誘導する

住宅の立地が進んでいる界わいには、公園や広場等の整備を図るとともに、湖畔からの富士山の眺望の確保や周辺との調和に配慮した建築物や工作物の適切な誘導を図り、整序感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・整備された新興住宅地の道路



・新興住宅地のまち並み

7) 小立地区新市街地ゾーン

■現状と課題

- 上記6)勝山地区新興住宅地ゾーンの東側に隣接する小立土地区画整理事業地区(面積 34.2ha)で、現在、都市計画道路船津小海線をはじめ、道路や公園等の基盤施設の整備が進められています。
- 新しい住宅市街地の良好な景観形成を目指し、幹線道路をはじめ、景観に配慮した公共施設の整備と周辺の自然と調和した統一感のあるまち並み景観の形成が望まれます。

■景観形成の目標

新しい住宅市街地として地域景観と調和し、統一感のある良好なまち並み景観の形成

■景観形成方針

①景観に配慮した公共施設の整備を図る

都市計画道路船津小海線をはじめ、道路や公園等の公共施設の整備に際しては、景観に配慮した施設整備や緑化を図ります。



・基盤整備が進む住宅地

②一定のルールに基づき良好なまち並み景観を誘導する

住宅地や幹線道路沿道およびショッピングセンター等については、景観計画の他にも「地区計画」の活用など、一定の地域ルールに基づき、湖畔からの富士山の眺望の確保や周辺景観との調和に配慮した建築物や工作物および屋外広告物等の適切な誘導、緑化などを図り、統一感のある良好なまち並み景観の形成を図ります。



・フォレストモール富士河口湖

8) 長浜地区集落ゾーン

■現状と課題

- 河口湖西岸の若彦路の宿町として古くから形成された伝統的集落地で、河口湖と後背の山に囲まれ、社寺や古木、折曲した坂道、畑、石垣、伝統的民家、集落内の水路など、趣のある集落景観を形成しています。また、足和田地区の生活の中心として、小中学校や各種公共施設、観光宿泊施設も立地しています。
- 伝統的集落のまち並み景観の維持向上を図るとともに、河口湖の眺望や地域の景観資源を最大限に活かし、奥河口湖と呼ばれる観光ゾーンにふさわしい魅力づくりや良好な景観形成が望まれます。

■景観形成の目標

奥河口湖の観光ゾーンにふさわしい魅力づくりと、良好な集落景観の形成

■景観形成方針

①古道(若彦路)を中心とした集落景観の魅力を高める

古道(若彦路)を中心に、歴史的景観資源(東光寺や貴船神社、古木や道祖神など)をはじめ、長浜発電所、旧道トンネル、良好な眺望場所(東光寺、奥河口湖さくら公園など)、趣のある集落地の風景(石垣、坂道、伝統的民家と家並み、水路など)など、身近な景観資源の顕在化を図るとともに、これらを結ぶ散策ルートの整備(まちかどや辻、サイン等の整備)を図ります。

また、趣のある集落地の風景を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図り、良好な集落景観の維持向上を図ります。



・高台に建つ東光寺

②湖岸・湖畔ゾーンの景観的魅力を高める

湖北ビューラインや湖畔道路の修景・緑化、特徴的なロングビーチの景観保全や親水空間の整備、景観に配慮した護岸整備など、良好な自然景観の保全と魅力の向上を図るとともに、主要な道路沿道については、河口湖や良好な自然景観を損なわないよう看板や標識、建築物や工作物の適切な誘導を図ります。

9) 西湖地区いやしの里根場周辺ゾーン

■現状と課題

- 「いやしの里根場」を中心とした周辺の里山・田園ゾーンで、昭和41年の災害により失われてしまった茅葺き民家群の再生(「西湖いやしの里根場整備事業」)が行われました。いやしの里根場は、富士山や樹海の眺望に優れ、周辺の田園や里山と一体に、地域の新たな魅力スポットとして多くの町民や観光客に親しまれています。
- 今後とも周辺景観に配慮した事業を推進するとともに、周辺の里山や農地を含め一体的に景観の維持向上を図ることが望まれます。

■景観形成の目標

里山に抱かれた集落の原風景再生による魅力ある観光ゾーンとしての景観形成

■景観形成方針

①景観に配慮した事業の推進を図る

いやしの里根場とその周辺については、引き続き、茅葺き民家をはじめ、石垣、水路、生活道路、植樹など、景観に配慮した整備を推進するとともに、本町の新しい観光ゾーンとして活性化を図ります。

②周辺の里山・田園ゾーンの景観的魅力を高める

茅葺き民家群の家並み景観は、周辺の里山・田園の景観と一体的に形成されているため、里山や農地については、計画的に保全を図るとともに、整備(里山の手入れや植樹、農地の整備)、耕作放棄地の有効活用、里山や農地を活用したグリーンツーリズムなどの促進を図ります。



・いやしの里根場の家並み



・周辺の里山と一体となった家並み景観

10) 精進地区集落ゾーン

■現状と課題

- 中道往還の伝馬宿として古くから存続する山間の伝統的集落地で、精進湖北岸から後背の山に向かって中道往還沿いに形成されています。古刹である諏訪神社や天然記念物の大杉、街道筋の宿場特有の間取りや建築様式をもつ古い民家や家並みなど、独特の趣がある集落景観を形成しています。
- 住民の多くが精進湖民宿村に移住したため、空き家や廃墟なども多く見られますが、湖の北岸から見る富士山や樹海、精進湖や溶岩などの眺望に加え、街道筋を感じさせる景観的な魅力を備えており、観光的な価値を見だし、地域の再生と活性化が望めます。

■景観形成の目標

中道往還の歴史性を活かした集落景観の形成と地域の活性化

■景観形成方針

①古道(中道往還)の歴史を活かし、集落景観の魅力を高める

古道(中道往還)を中心に、諏訪神社や天然記念物の大杉、古い民家、街道筋をしのばせる家並み、道祖神など、歴史的景観資源の顕在化を図ります。また、これらを結ぶ散策ルート(まちかどや辻、サイン等)の整備、歴史性や集落景観に配慮した道路や河川の整備など、集落地の景観的な魅力づくりを推進します。

また、街道筋の趣のある集落地の景観を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図り、歴史的な家並み景観の維持・向上を図ります。



・中道往還に沿って妻入民家が並ぶ精進集落

②景観の魅力を生かして地域の活力を高める

現在、空き家を利用した体験ハウスの試みが行われていますが、集落地の魅力づくりと併せて、地域交流イベントの開催、空き家を活用した移住や田舎暮らしの促進など、地域活力の向上を図ります。

11) 本栖地区集落周辺ゾーン

■現状と課題

- 古くから中道往還の宿場町として栄え、かつては「本栖千軒」と呼ばれるまち並みが形成されていたところで、往時を伝える社寺や関所や本陣跡、船着き場などの歴史的景観資源も多く分布しています。また、湖畔は大規模駐車場、宿泊施設や土産物店等が立地する本栖湖観光ゾーンの玄関口となっています。
- 本栖湖の玄関口にあり、本栖湖の優れた眺望と豊かな自然、古道と本栖千軒の歴史性などの魅力を備えており、観光的な価値を見だし、地域の再生と活性化が望めます。

■景観形成の目標

「本栖千軒」をしのばせる集落景観の形成と本栖湖の玄関口としての魅力の向上

■景観形成方針

①歴史資源を活かした集落景観の魅力を高める

古道(中道往還)をはじめ、山神社、江岸寺、七社大明神などの社寺、関所や本陣跡、石畳、本栖公家行列などの歴史的景観資源の顕在化を図るとともに、これらを結ぶ散策ルートの整備(まちかどや辻、サイン等の整備)など、歴史的景観資源を活かしたまちづくりの促進を図ります。

また、趣のある集落地の風景を損なうことのないよう、建築物や工作物の適切な誘導を図り、歴史的な集落景観の形成と魅力の向上を図ります。



・江岸寺

②本栖湖の玄関口としての景観的魅力を高める

集落地の魅力づくりと併せて、眺望場所の整備、国道139号と国道300号の交差点(本栖交差点)周辺の修景や特色ある緑化、花植えなど、本栖湖の玄関口にふさわしいおもてなしを感じさせる景観づくりを促進します。

12) 富士ヶ嶺地区高原中央ゾーン

■現状と課題

- 富士ヶ嶺高原の中央部、県道富士宮鳴沢線と町道富士ヶ嶺1号線の交差点周辺の農業集落ゾーンで、富士豊茂小学校や町役場出張所、公民館や保育所等の公共公益施設が立地し、富士ヶ嶺地区の生活の中心となっています。
- 豊富な農畜産物など、観光的な魅力も十分に備えており、富士山と高原の酪農景観などの優れた景観の保全を図るとともに、景観資源を活かした地域の再生と活性化が望まれます。

■景観形成の目標

地区の中心にふさわしい良好な集落景観の形成と地域の活性化

■景観形成方針

①地区中心の魅力づくりと良好な集落景観の形成を図る

現在、地域住民により取り組みが行われている草花の緑化活動を一層促進するとともに、主要道路（県道富士宮鳴沢線、町道富士ヶ嶺1号線など）の修景、まちかど広場やイベント広場の整備、良好な眺望場所の整備、公共施設の修景、景観に配慮した建築物や工作物の適切な誘導、イチリンソウなどの希少種の保全、看板類やごみの不法投棄などの景観阻害要因の改善など、富士ヶ嶺地区の生活の中心地にふさわしい魅力づくりと良好な集落景観の形成を図ります。



・町道富士ヶ嶺1号線沿道の花植え

②景観資源を活かして地域の活力を高める

地区の魅力づくりと併せて、富士山の眺望や高原に広がる酪農景観など、地域の景観資源を活かし、現在実施されている「富士ヶ嶺ファームフェスタ」などの各種活性化イベントの開催等を通じ、地域の活力向上を図ります。



・富士ヶ嶺ファームフェスタ



・牧草地と富士山



・歌川広重の富士三十六景「甲斐御坂越」

第3章

良好な景観形成のための 行為の制限事項



第3章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1 行為の制限に関する基本的な方針

(1) 基本的な考え方

市街地や住宅地・集落地等のまち並み景観、水田、畑、樹園等の田園景観などは、個々の建築行為や土地の開発行為がひとつひとつ積み重なって形成されていくものです。良くも悪くも、これらの行為の積み重ねが、その地域の景観に大きな影響をもたらします。

富士山と湖水の眺望、豊かな自然、地域固有の景観を維持・保全し、富士河口湖町らしい良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、自然景観や特色ある地域景観と調和し、整序感のあるものにしていくことが必要です。

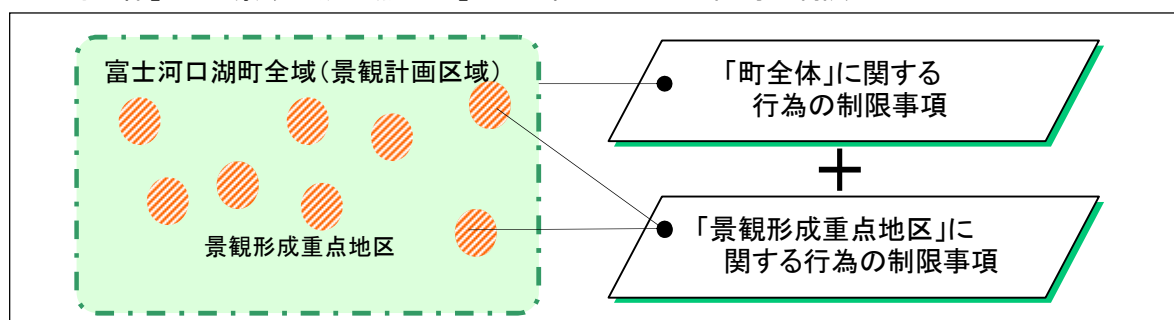
このため、景観計画では、次のような考え方に基づいて、建築物等の行為に関する一定のルールを定め、計画的な景観コントロールを図っていきます。

①町全体の行為制限と景観形成重点地区の行為制限

本町では、まず町全体を対象とする行為制限事項を定め、景観行政をスタートさせていきます。それに加えて、第2章－⑤景観形成推進ゾーンの方針の中で位置づけた「景観形成推進ゾーン」においては、本町の中でも先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきゾーンとして、今後、景観形成の優先順位の高いゾーンから順次「景観形成重点地区」*に指定し、住民との話し合いにより、地域の特性にふさわしいきめ細かい行為制限を定めていくことを想定しています。

このように本町では、町全体に関する行為制限と景観形成重点地区に関する行為制限の2つのルールを定め、景観コントロールを図ります。

■「町全体」と「景観形成重点地区」の2本立てによる行為の制限



②町全体の行為制限の考え方

町全体の行為制限については、地域の特性に応じた良好な景観形成を図る観点から、景観計画区域（町全域）を3つの「景観形成地域」に区分し、景観形成地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を促進します。

③町全体の行為の手続きの考え方

本町では、ほぼ全域が国立公園区域に指定されており、自然公園法に基づき詳細かつ厳しい行為制限がされています。このため景観法に基づく手続きと自然公園法に基づく手続きができるだけ重複しないよう手続きの適切な役割分担を図ります。

その他、次のような各種法や条例に基づく土地の開発や建築行為等に関して一定の制限がされており、これらの法令との連携や整合を図ります。

○自然公園法、都市計画法、森林法、農地法など

○山梨県の条例（山梨県自然環境保全条例、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例など）

○富士河口湖町の条例（富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例など）

注）*景観形成重点地区については、第5章－②－(4)－②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進を参照下さい。

(2) 景観形成地域

①本町の景域区分の考え方

本町の景観を大局的にみると、大きく「自然の景域」、「人為的な景域」の2つの景域に大別することができます。

このなかで、湖と湖畔周辺は、富士山や周辺の山々を背景に、湖面といった「自然の景」と、湖岸、湖畔の観光レクリエーション施設などの「人為的な景」が重なり合うところで、富士河口湖町のイメージを牽引する極めて重要な景域といえます。

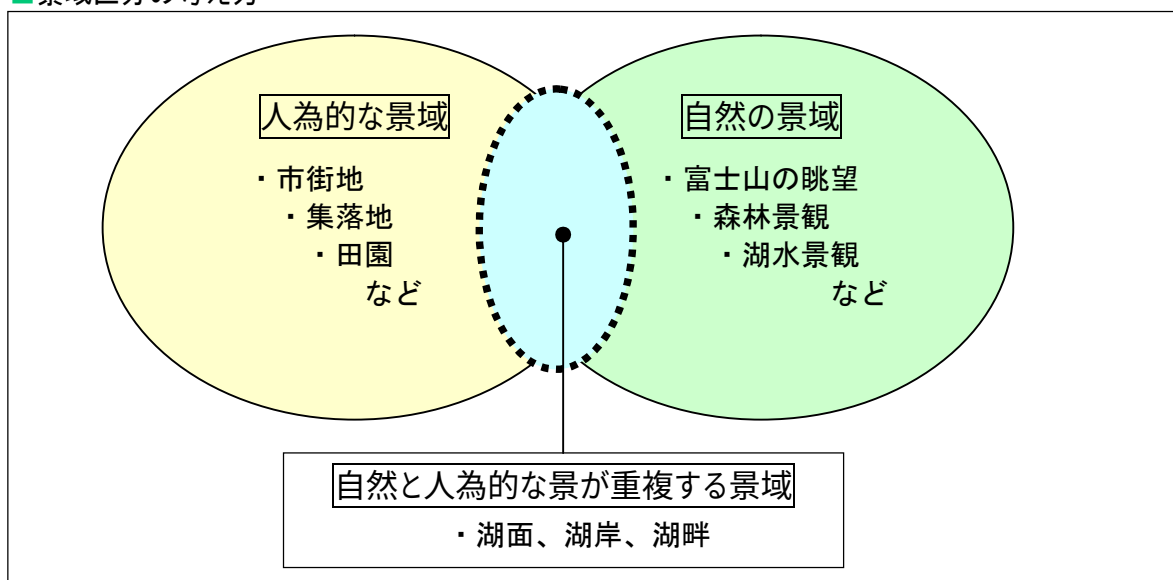
また、湖と湖畔周辺は、景観上の課題も多く抱えており、自然の景としての湖水景観の保全と人為的な景としての湖岸や湖畔に対する適切な景観コントロールが求められています。

本計画では、この人為的な景と自然の景とが重複する「湖と湖畔周辺の景域」を本町の基本的な景域のひとつとして位置づけます。

■本町の基本的な景域とその特徴

景域	景域の特徴
人為的な景域	- 市街地や古くから形成された集落地、別荘地・民宿村などのまち並み景観、富士ヶ嶺高原や河口地区、大石地区、大嵐地区周辺に展開する田園景観は、人々の永い営みによって形成されたもので、自然の景を背景に特色ある地域景観を形成しています。 - 人々の営みによって景観が変化している景域であり、自然の景と調和した良好な景観形成を図るため、適切な景観コントロールが求められています。
自然の景域	- 富士山の美しい眺望をはじめ、御坂山地、足和田山塊、富士山麓の樹海などの森林景観、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の湖水景観は、本町のイメージを象徴する重要な景観要素となっています。 - 本町の重要な景観資産として、厳正な保全が求められています。

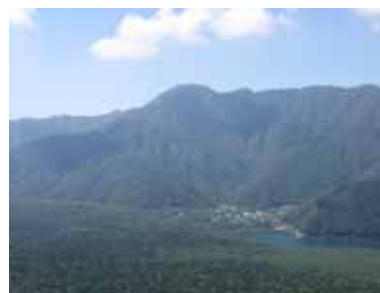
■景域区分の考え方



・フォレストモール富士河口湖



・河口湖畔



・王岳と青木ヶ原樹海

②景観形成地域の設定

本町の景観形成地域の設定にあたっては、本町の景域区分の考え方に基づいて、次の3つの景観形成地域を設定します。

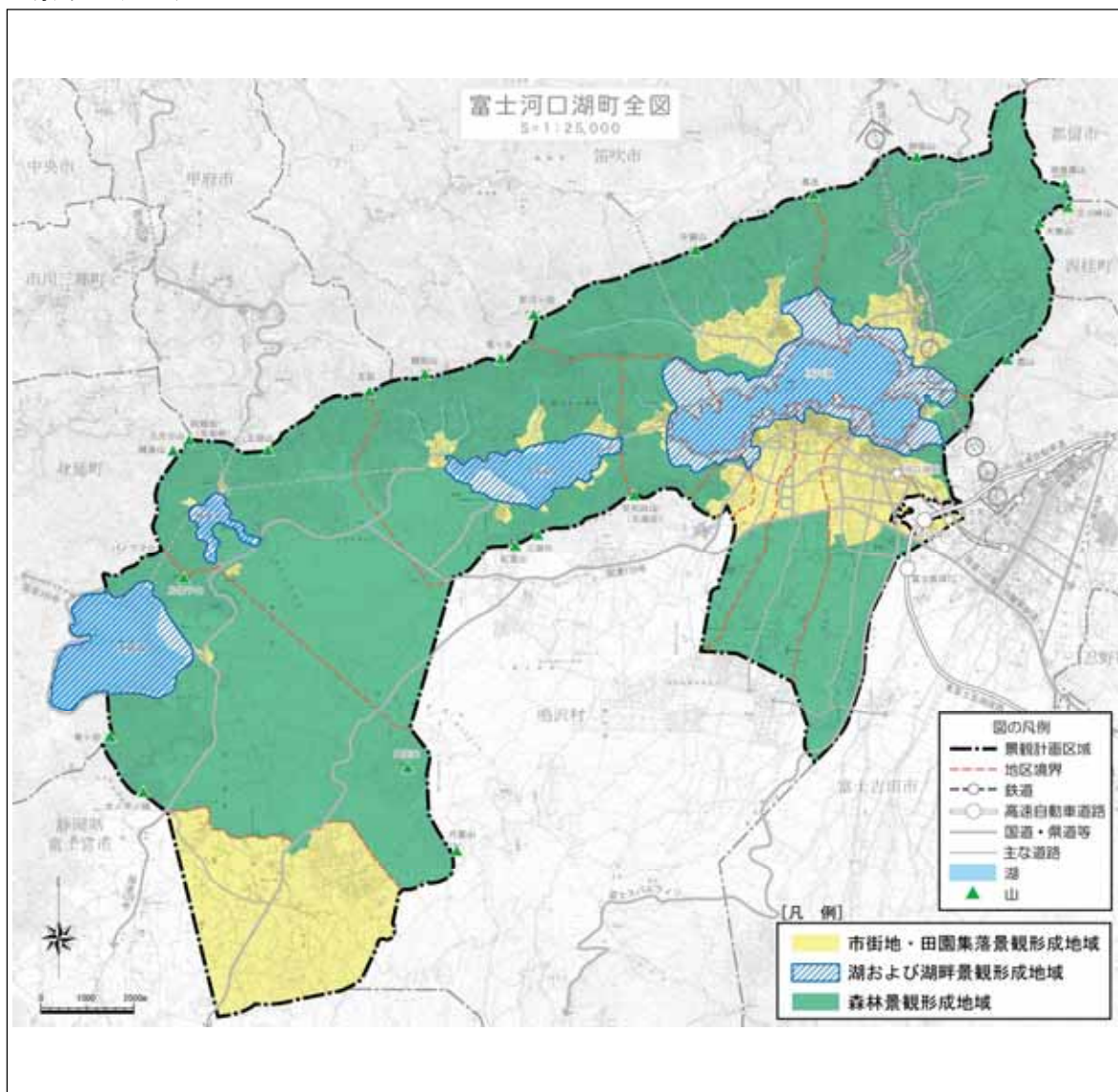
■ 3つの景観形成地域とその特色

景観形成地域	地域の特色
市街地・田園集落 景観形成地域 [人為的な景域]	○市街地、集落地、別荘地および農地等を含む町民が生活している地域で、大部分が国立公園区域の普通地域に指定されています。 ○おおむね以下のような地域を対象としています。 ・市街地：船津既成市街地、河口湖南部の新興市街地など ・集落地：河口、大石、長浜、小立、勝山、大嵐、西湖、根場、精進、本栖など古くから形成された集落地 ・別荘地等：河口湖、西湖、精進湖周辺に立地する別荘地、民宿・ペンション村など ・農地等：富士ヶ嶺高原の大規模な酪農牧草地、河口、大石、大嵐のまとまった農地など ○大部分の町民が生活している地域で、多様な都市活動が行われ、景観が変化している地域でもあり、富士山の眺望、湖水や森林等の自然環境と調和した良好な景観形成が求められています。
湖水・湖畔景観形成地域 [人為的な景と自然の景とが重複する景域]	○河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の湖面・湖岸と湖畔を含むゾーンで、大部分が国立公園第1種・第2種特別地域に指定されています。 ○湖水景観は、富士山と並んで本町のイメージを牽引する重要な要素であり、良好な自然景観の維持・保全と湖畔のまち並み景観の向上が求められています。
森林景観形成地域 [自然の景域]	○青木ヶ原樹海をはじめ、富士山麓、御坂山地や足和田山塊に広がる森林地域で、広い範囲で国立公園の特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種）が指定されています。 ○森林は富士山の眺望、湖水景観と併せて本町の景観の骨格を形成する重要な要素であり、良好な景観の維持・保全とともに、多面的な機能を有する森林資源の保全が求められています。



・ 県道富士河口湖芦川線（若彦路）

■景観形成地域



注) *「湖水・湖畔景観形成地域」については、湖水・湖岸と湖畔の一体的な景観形成を図る必要があることから、現在、湖畔に指定されている第1種及び第2種特別地域の区域を基本とし、範囲が湖畔を大きく逸脱する場合には、湖畔道路などの地形地物により地域境界を設定しています。



・大池公園からみた富士山

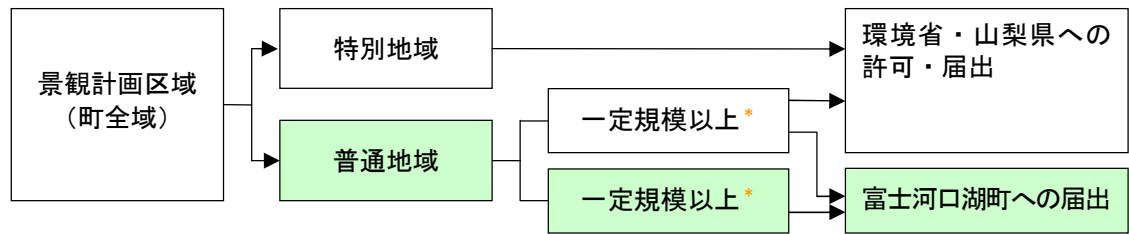
(3) 行為制限のための手続き

本町では、ほぼ全域が自然公園法に基づく国立公園区域（特別地域と普通地域）に指定されており、一定規模以上*の建築物・工作物等の行為については、既に厳しい制限がかけられています。

このため、「景観計画区域」と「国立公園区域」が重なる本町においては、それぞれの手続きができるだけ重複しないよう、建築物・工作物等の行為については、次のような分担より手続きを行うものとします。

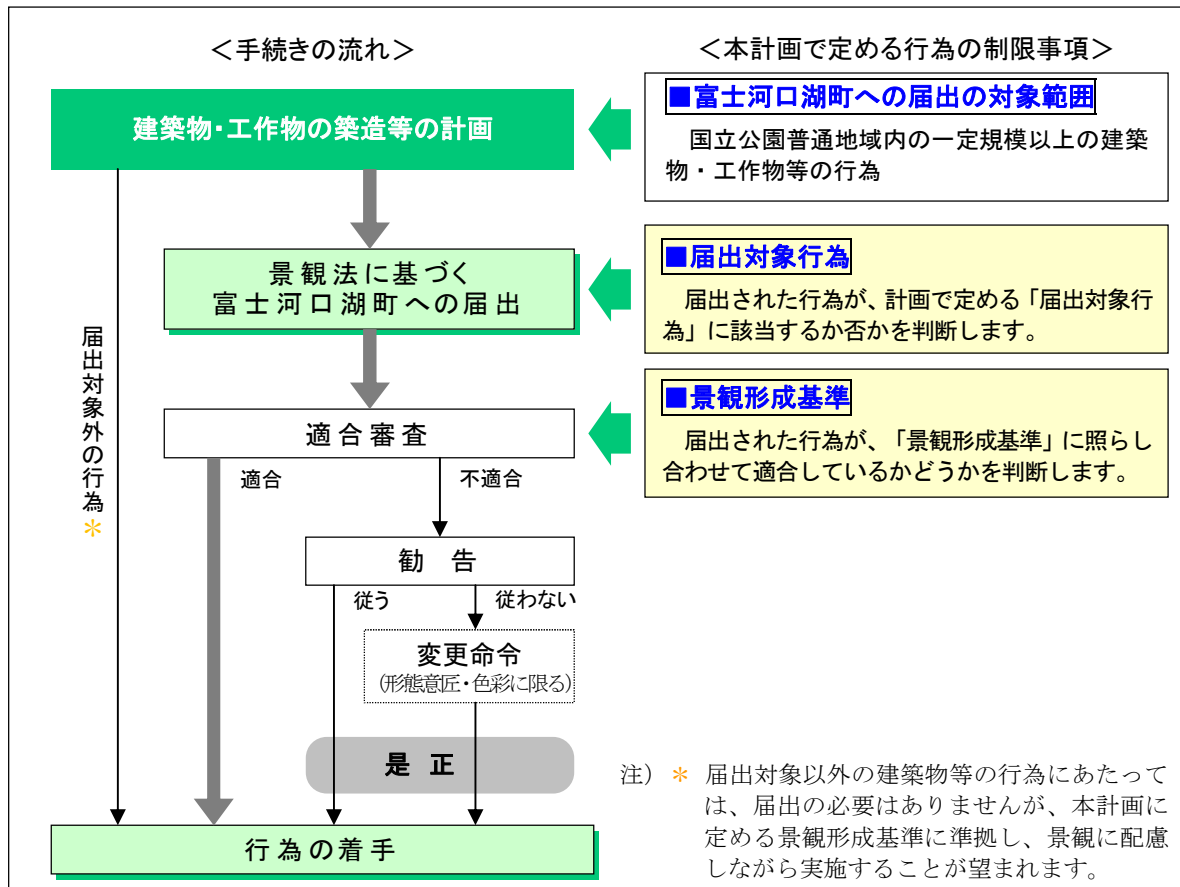
■景観計画における行為制限と国立公園区域の行為制限との関係

- ・景観計画では、「**国立公園普通地域内の一定規模以上*の建築物・工作物等の行為**」を制限の対象としています。
- ・「**特別地域における行為と普通地域の一定規模以上*の建築物等の行為**」については、従来どおり、自然公園法および関係法令に基づく国（環境省）への許可や県への許認可・届出が必要です。
- ・「**普通地域の一定規模以上*の建築物等の行為**」については、景観計画に基づく富士河口湖町への届出が必要となります。



注) * 一定規模以上の内容については、参考資料④景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分を参照下さい。

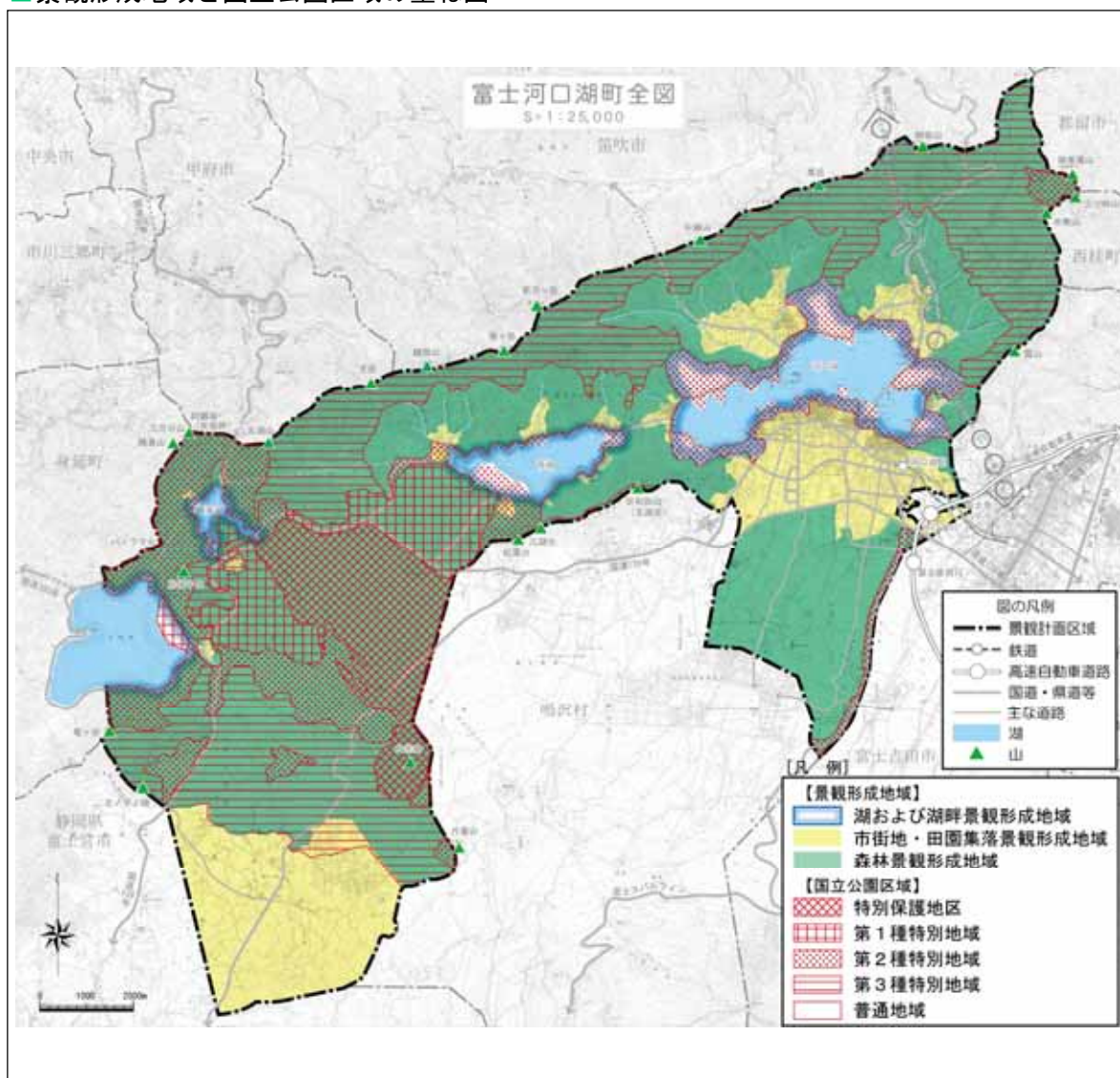
■景観計画に基づく届出手続きの流れ



注) * 届出対象以外の建築物等の行為にあたっては、届出の必要はありませんが、本計画に定める景観形成基準に準拠し、景観に配慮しながら実施することが望まれます。

景観法に基づく届出手続きは、前ページの図に示すとおりで、町は届出が提出された行為の内容を景観形成基準に照合し、適合であれば、原則として 30 日以内に回答することとなります。不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告することとなります。

■ 景観形成地域と国立公園区域の重ね図



注) * 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の地種区分は、本計画書 15 ページ、普通地域の地域区分は、本計画書 16 ページを参照下さい。



・ 早朝の河口湖に映る逆さ富士

(4) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針

景観形成方針に基づき、本町における建築物等の行為制限に関する基本的な方針を次のように定めます。

① 共通の方針

- 建築物等の行為に際しては、富士山や湖水の眺望など、豊かで優れた自然景観を損なうことのないよう最大限配慮するとともに、特色ある地域景観や周辺のまち並み景観との調和に配慮します。
- 景観形成推進ゾーンをはじめ、景観形成上重要な地域や場所^{*}については、良好な景観や眺望を損なわないよう特に配慮します。

注) ^{*} 景観形成推進ゾーン、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを示す。

② 景観形成地域別の方針

■ 市街地・田園集落景観形成地域

市街地・田園集落景観形成地域は、船津周辺の市街地、郊外部の住宅地や集落地など、町民が生活し、多くの観光客が訪れる地域であり、建築物等の行為に際しては、特に次の事項に配慮します。

<市街地>

- 商業施設の立地が進む幹線道路沿道の商業地については、富士山の眺望や自然景観を損なわないよう建築物等の高さや形態・意匠、色彩、屋外照明、屋外広告物等に特段の配慮をする。
- 船津周辺の商店街やホテル・旅館街、主要な観光地等については、賑わいや楽しさを演出するデザインを工夫するとともに、派手な色彩は避け、周辺と調和する建築物とする。
- 既存住宅地については、周辺のまち並みとの調和を考慮し、落ち着いた形態意匠を工夫する。



・ 河口湖畔のホテル・旅館街

<住宅地・別荘地等>

- 宅地化が進む新興住宅地については、周辺景観との調和や整序感のあるまち並み景観の形成に配慮した建築物等の形態意匠を工夫する。
- 別荘地や民宿村などについては、周囲の自然景観と調和する落ち着いた形態意匠を工夫する。



・ 勝山地区の新興住宅地

<集落地>

- 集落地については、趣のある集落景観を損なわないよう周囲の良好な自然景観と調和する落ち着いた形態意匠を工夫する。
- 社寺等歴史資源のあるところでは、それらと調和した素材の活用、目立たない色彩の採用など、歴史景観に対して違和感を与えないよう、建築物等の形態・意匠、色彩等に配慮する。



・ 大石地区の農村集落

<農地>

- 農地（牧草地を含む）内に設置する農業施設等については、富士山の眺望や自然景観、特色ある田園景観を損なわないよう形態・意匠、色彩等に配慮するとともに、農業用の資機材の集積等に際しては、田園景観を損なわないよう配慮する。



・ 広い農地と富士山の遠望

■ 湖水・湖畔景観形成地域

湖水・湖畔景観形成地域は、本町の美しい景観を支える重要な地域であり、建築物等の行為に際しては、特に次の事項に配慮します。

- 湖面および湖岸に栈橋や護岸等の工作物を設置する場合は、河川法に基づく占用許可が必要ですが、加えて、自然な水辺の形態や良好な湖水景観を損なわないよう、工作物の高さや形態・意匠、色彩等に特段の配慮をする。
- 湖畔にあつては、富士山の眺望や美しい湖水景観を損なわないよう、建築物や工作物等の高さ、形態・意匠、色彩等に特段の配慮をする。



・ 自然な水辺の形態を残す西湖



・ 本栖湖と富士山の眺望

■ 森林景観形成地域

森林景観形成地域は、樹海を含む富士山麓と御坂山地の広大な森林地域で、本町の自然・景観の骨格を形成する重要な地域であり、建築物等の行為に際しては、特に次の事項に配慮します。

- 森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、富士山の眺望、周辺の山並み景観を損なわないよう、建築物等の高さ、色彩等に配慮する。
- 森林の伐採をできる限り抑え、やむを得ず伐採する場合も復元緑化を施すなど、自然景観となじませる工夫をする。
- 森林内に建築物や工作物を設置する場合は、周辺の森林景観や自然景観の中で違和感を与えないよう建築物等の形態・意匠および色彩等を工夫する。



・ 富士山と青木ヶ原樹海



・ 御坂山地の山並み



・ 三湖台と富士山の眺望

2 景観形成地域ごとの景観形成基準

(1) 市街地・田園景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 10m又は床面積の合計が 500 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 3mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、 高架水槽、彫像の類	高さ 10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類	高さ 10m又は築造面積 500 m ² を超えるもの
土地の形質の変更		行為面積 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 3m又は面積 500 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が 300 m ² を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、次のような場合は、届出の必要はありません。

- ① 国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条により許可又は届出が必要な行為
- ② 国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条、自然公園法施行規則第12条又は第13条により許可又は届出を要しない行為
- ③ 行為の場所が文化財の指定地域
(文化財保護法等関連法令に基づいた許認可や届出が必要)
- ④ 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ⑤ 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ⑥ 建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ⑦ 木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・ 農業又は林業を営むために行う行為
 - ・ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑧ 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑨ 土地の形質の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑩ 地盤面下又は水面下における行為
- ⑪ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑫ 国、地方公共団体が行う行為 (届出対象行為に関しては事前協議が必要)

2) 景観形成基準

①建築物

行為の種類	配慮項目		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置		1. 富士山や周辺の山々の眺望、湖水景観を阻害しないよう配置に留意する。 2. 周辺のまち並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 3. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 4. 敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。
	外 観	規 模	1. 国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。 2. 個々の建築物等の規模は極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望、湖水景観をできるだけ阻害しないように配慮する。 3. 周辺のまち並み景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
		形態意匠	1. 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や湖水景観、周辺のまち並み景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2. 神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3. 屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺のまち並み景観と調和するデザインを工夫する。 4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5. 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。
		色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまち並み景観に調和した色調とする。 2. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
		材 料	1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
	屋外照明		1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2. 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑 化		1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4. 特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。
	その他		1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。

②工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	1. 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2. 高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2. 色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺のまち並み景観に配慮した色調を用いる。 3. 主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置にあたっては特に配慮する。 4. 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。 6. 移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用についてに準拠するものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1. 国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	2. 富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3. 配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。

③開発その他の行為

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1. 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1. 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2. 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1. 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3. 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1. 樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 湖水・湖畔景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 10m又は床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、 高架水槽、彫像の類	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類	高さ 10m又は築造面積 250 m ² を超えるもの
土地の形質の変更		行為面積 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 2m又は面積 300 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が 300 m ² を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、次のような場合は、届出の必要はありません。

- ① 国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条により許可又は届出が必要な行為
- ② 国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条、自然公園法施行規則第12条又は第13条により許可又は届出を要しない行為
- ③ 行為の場所が文化財の指定地域
(文化財保護法等関連法令に基づいた許認可や届出が必要)
- ④ 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ⑤ 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ⑥ 建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ⑦ 木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・ 農業又は林業を営むために行う行為
 - ・ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑧ 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑨ 土地の形質の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑩ 地盤面下又は水面下における行為
- ⑪ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑫ 国、地方公共団体が行う行為 (届出対象行為に関しては事前協議が必要)

2) 景観形成基準

①建築物

行為の種類	配慮項目		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置		1. 富士山や湖水などの優れた眺望、背景となる山並み景観や森林景観を損なわないよう配置に留意する。 2. 周辺のまち並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 3. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 4. 敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。
	外 観	規 模	1. 国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。 2. 個々の建築物等の規模は極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望、湖水景観をできるだけ阻害しないように配慮する。 3. 周辺のまち並み景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
		形態意匠	1. 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山や背景の山並み景観、湖水景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2. 神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3. 屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺のまち並み景観と調和するデザインを工夫する。 4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5. 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。
		色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、高明度のものは避け、できるだけ目立たない色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観に調和した色調とする。 2. 基調となる部分(全体の2/3)の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 3. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
		材 料	1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
	屋外照明		1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑 化		1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。 2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4. 特に、規模の大きい建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。
	その他		1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。

②工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
なる工作物の新築、増築、改築若しくは修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	1. 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2. 高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 富士山の優れた眺望と良好な湖水景観を維持するために、原則として鉄塔、アンテナの類の設置は抑制するものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 ※設置する場合は、以下の事項に配慮する。 2. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 3. 色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺のまち並み景観に配慮した色調を用いる。 4. 主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置にあたっては特に配慮する。 5. 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 6. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。 7. 移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用についてに準拠するものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1. 国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとする。また、原則として煙突、高架水槽、製造プラント、処理施設の類の設置は抑制するものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	2. 富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3. 配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。

③開発その他の行為

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1. 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1. 鉱物の掘採又は土石の類の採取は、原則として抑制するものとする。やむを得ず行う場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の掘採等とする。 2. 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1. 各種物件の堆積は、原則として抑制するものとする。 ※やむを得ず行う場合においては、以下の事項に配慮する。 2. 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないように位置とする。 3. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 4. 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1. 樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(3) 森林景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、 高架水槽、彫像の類	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m又は築造面積 10 ㎡を超えるもの
土地の形質の変更		行為面積 300 ㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が 300 ㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 1.5m又は面積 100 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積が 300 ㎡を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、次のような場合は、届出の必要はありません。

- ①国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条により許可又は届出が必要な行為
- ②国立公園特別保護地区・国立公園特別地域において、自然公園法第20条又は第21条、自然公園法施行規則第12条又は第13条により許可又は届出を要しない行為
- ③行為の場所が文化財の指定地域
(文化財保護法等関連法令に基づいた許認可や届出が必要)
- ④非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ⑤景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ⑥建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ⑦木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・農業又は林業を営むために行う行為
 - ・間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑧屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑨土地の形質の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑩地盤面下又は水面下における行為
- ⑪法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑫国、地方公共団体が行う行為(届出対象行為に関しては事前協議が必要)

2) 景観形成基準

①建築物

行為の種類	配慮項目		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置		1. 周囲から極力目立たないような位置に配置し、富士山や周囲の山々の眺望を阻害しないよう努める。 2. 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路の境界線から 5 m 以上後退するものとする。 3. 敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。
	外 観	規 模	1. 国立公園区域内については、建築物等の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第 4 条第 2 項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 2. 周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
		形態意匠	1. 森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫する。 2. 神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3. 屋根の形状は原則として勾配屋根とする。 4. 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5. 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。
		色彩等	1. 外壁及び屋根の色彩は、高明度のものは避け、できるだけ目立たない色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観に調和した色調とする。 2. 基調となる部分（全体の 2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材料、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 3. 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
	材 料		1. 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2. 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
	屋外照明		1. 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2. 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑 化		1. 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2. 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3. 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4. 特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。
	その他		1. 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。

②工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
なる 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 外観を変更することと	垣、さく、塀の類	1. 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2. 高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1. 森林景観や山並み景観を維持するため、原則として鉄塔、アンテナの類の設置は抑制するものとする。また、設置する場合においても高さは30m以下とする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。 ※設置する場合は、以下の事項に配慮する。 2. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 3. 色彩については、富士山の眺望や湖水景観、背景となる山並み景観、周辺のまち並み景観に配慮した色調を用いる。 4. 主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう配置にあたっては特に配慮する。 5. 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 6. 鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、極力目立たないようにする。 7. 移動通信用鉄塔については、山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用についてに準拠するものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1. 国立公園区域内については、工作物の高さは富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第4条第2項に基づく基準強化の特例に定めるところによるものとし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。また、原則として煙突、高架水槽、製造プラント、処理施設の類の設置は抑制するものとする。ただし、町長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	2. 富士山や湖水景観、周囲の山並み、まち並みの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3. 配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。

③開発その他の行為

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1. 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1. 鉱物の掘採又は土石の類の採取は、原則として抑制するものとする。やむを得ず行う場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の掘採等とする。 2. 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1. 各種物件の堆積は、原則として抑制するものとする。 ※やむを得ず行う場合においては、以下の事項に配慮する。 2. 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないように位置とする。 3. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 4. 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1. 森林の伐採は原則として抑制するものとし、やむを得ず伐採する場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

第4章

景観資源等の質的向上 に関する事項

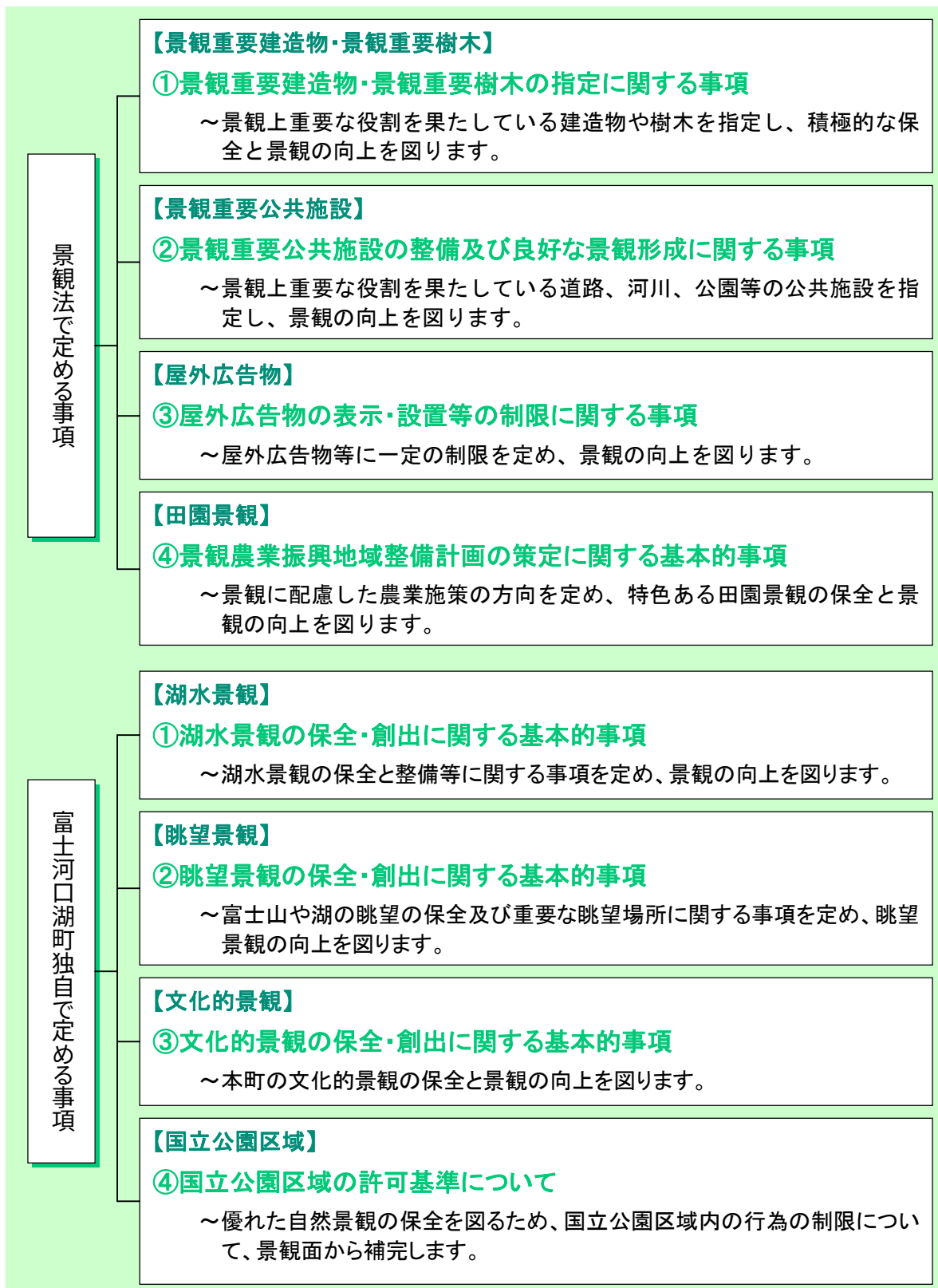


第4章 景観資源等の質的向上に関する事項

■富士河口湖町で定める事項

富士河口湖町の美しく個性的な景観の保全と景観資源等の質的向上を図るため、本町では、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、町内の建築物・工作物（以下「建造物」）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存と周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

①景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、文化財に指定されている歴史的建造物以外に、茅葺き民家などの古民家、蔵、社寺等の歴史的建造物や町や地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・太宰治ゆかりの天下茶屋

■ 指定基準

- 地域の歴史・文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、町や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

②景観重要樹木

町内には、文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから住民に親しまれ、地域景観を特徴づけている大木や古木、桜並木などが多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・大池公園のポプラ

■ 指定基準

- その樹容(樹高、樹形等)から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどに位置するなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている樹木

注) ^{*}「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的価値・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。

今後、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については町長の許可が必要となります。

2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

4つの湖をはじめ、道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまち並み等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

本町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

特に、本町のシンボルである4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）の河川区域については、「景観重要公共施設」（景観重要河川）として指定し、優れた湖水景観の維持・向上を図ります。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を図るとともに、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■ 指定基準

- 本町のシンボルである4つの湖（河川区域）
- 多くの住民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
- 優れた眺望を有する公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設（例）

区 分		施設の名称（例）
景観重要河川	●湖	河口湖、西湖、精進湖、本栖湖
	●河川	梨川／西川／馬場川／奥川／室沢川など
景観重要道路	●道路	国道137号／国道139号／国道300号／国道358号／主要地方道河口湖精進線（湖北ビューライン）／主要地方道富士宮鳴沢線／県道富士河口湖富士線（河口湖大橋通り）／県道富士河口湖芦川線（若彦路）／県道青木ヶ原船津線／県道精進湖畔線／県道本栖湖畔線／県道鳴沢富士河口湖線／富士山有料道路（富士スバルライン）／都市計画道路船津小海線／都市計画道路河口湖駅前線／町道船津登山道線／町道0115号線（河口浅間通り）／町道富士ヶ嶺1号線など
	●橋梁	河口湖大橋など
	●遊歩道	河口湖畔遊歩道／東海自然歩道など
景観重要公園	●都市公園	大石公園／八木崎公園／河口湖総合公園／くぬぎ平スポーツ公園／シッコゴ公園／かえで公園／小海公園など
	●その他の公園	天上山公園／大池公園／梨宮公園／西湖野鳥の森公園など

注) * 上記は、あくまで候補となる公共施設で、今後、施設管理者と協議・同意により、指定します。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針の考え方にに基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

具体的には、今後「(仮称) 富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」を策定し、これらに基づいた施設整備を図るとともに、特に、4つの湖については、後述するように、本町独自で定める湖水景観の保全・創出に関する取り組みを進めていきます。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分		整備方針の考え方
景観重要河川	湖	●湖の水質や葦原群生地等の維持・保全 ●自然や景観に配慮した工作物・構造物の整備（自然護岸など） ●眺望場所や親水空間の整備 ●富士山や湖の眺望に配慮した工作物の設置 ●ごみの不法投棄、廃屋などの景観阻害要因の改善 ●特色ある湖岸の緑化など
	河川	●景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、河川占用物など） ●特色ある河川沿いの緑化など
景観重要道路		●富士山や湖の眺望、自然景観、まち並み景観に配慮した道路の整備 （ガードレール等の交通安全施設、歩道舗装、擁壁・斜面の構造物、街灯など） ●特色ある道路の緑化 ●統一感があり、美しい公共サインの設置 （富士河口湖町公共サイン計画の推進） ●屋外広告物や標識等の適正な規制・誘導
景観重要公園		●富士山や湖の眺望に配慮した公園の整備 ●統一感がある公園施設やサインの整備 ●特色ある公園緑化

(4) 占用等許可の基準について

湖の栈橋などのように、景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要となりますが、この占用許可の基準は景観重要公共施設に指定する際に、公共施設管理者と協議して定めることとなります。本計画では、景観重要公共施設の良い景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

ただし、景観計画が策定される以前の既設工作物等、地中に埋設するものなど周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

特に、4つの湖（景観重要河川）については、本町独自で定める湖水景観の保全・創出に関する取り組みを通じ、将来的に必要なが生じた場合、占用許可の上乗せ基準を検討します。

■占用許可の基準について

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準による	工作物の形態・意匠については、富士山や湖などの自然景観や周辺の地域景観との調和に配慮する。
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による	
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または、第6条第1項若しくは第3項の許可の基準に準じる	

3 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまち並み景観に賑いを添えるといった効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、本町の優れた自然景観やまち並み景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本町では、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日改正・施行)に基づき、屋外広告物等の適切な規制・誘導を行っています。また、屋外広告物整理統合事業により、民間の看板類の整理・統合を推進しています。

当面は、県条例の周知と運用により、適切な規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画に基づき、屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)富士河口湖町屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導を図ります。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定め、県条例に基づく許可の際も、緩やかな誘導を図ります。

■基本的な考え方

- 富士山や湖などの良好な自然景勝地などにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう特に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項 目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	○景観重要建造物、景観重要樹木、4つの湖をはじめ景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、富士山や湖などの良好な自然景観や地域景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合、必要最小限度の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その支柱回りの修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色 彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○劣化しても見苦しくならないよう、維持管理の密度に応じた耐久性のある素材を用いるよう努める。
照 明	○照明機器は必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

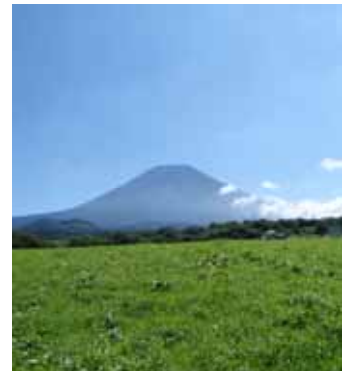
(法第 55 条関係)

(1) 基本的事項

本町では、富士ヶ嶺地区、河口地区、大石地区にまとまった農地が分布し、農業地域を形成しています。

富士ヶ嶺地区は県内有数の高原牧草地帯で、富士山を背景にした特徴的な酪農・牧草地景観を形成しており、河口地区や大石地区では水田・野菜畑・果樹園が分布し、周辺の集落地や里山と一体となって特色ある田園景観を形成しています。

本町の特色ある田園景観の維持・保全と景観の向上を図るとともに、地域農業の活性化に資する良好な営農条件を確保するために、既定の「富士河口湖町農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示すような「景観農業振興地域整備計画」*の策定を検討します。



・富士ヶ嶺地区の高原牧草地

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

①景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域のうち、田園景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 富士山と一体となって特徴的な景観を形成している富士ヶ嶺地区の採草放牧地
- 良好な景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められるところ
- 農村景観と調和する農業生産基盤整備を推進していく意向があるところ
- 田園景観の維持向上に対する取り組みが行われているところ
(耕作放棄地の活用、花植えなどの住民活動、果樹園等の共同作物の栽培など)

②景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号）
(景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など)
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号の 2）
(耕作放棄地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など)
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 4 号）
(農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など)

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

5 富士河口湖町独自で定める事項

本町では、良好な景観形成を図るため、前項の法で定める4つの事項以外に、次の事項を定めます。なお、これらの事項を定める際は、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 湖水景観の保全・創出に関する基本的事項

河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖は、本町の景観の骨格を形成する重要な要素であり、本町を代表する風景資産となっています。

また、湖は魚類やヨシキリなど鳥類、葦などの動植物の重要な生息空間、漁業等の生業の場であるとともに、水上スポーツやキャンプ等の自然レクリエーションの場として多くの町民や観光客等に親しまれています。

湖は湖面および湖岸を含めて、国立公園第2種特別地域や河川区域に指定され、法に基づく厳しい制限がかけられています。また、富士山世界文化遺産の構成資産として、文化財保護法に基づく国指定文化財（「名勝富士五湖」）に指定されました。^{*}

このため、本町では、良好な湖水景観の維持・保全を図るため、自然公園法、河川法、文化財保護法などの法に基づく行為制限と併せて、次のような取り組みを促進します。

①啓発用パンフレットの作成

本町の重要な資産である湖水景観に対する町民や事業者等の理解と協力を促すため、次のような啓発用パンフレットの作成を検討します。

■パンフレットの構成（例）

①本町の湖水景観の維持保全に関する考え方

湖水景観の維持保全について、本町としての考え方をわかりやすくまとめます。

- 湖面の景観の維持保全に関する考え方
- 湖岸（水際）の景観形成に関する考え方

②各種法に基づく行為制限や手続きについて

湖に係る下記の法規制について、行為制限の内容や届出・許可手続きなどについてわかりやすくまとめます。

- 自然公園法に基づく届出対象行為と許可基準
- 河川法に基づく河川占用許可基準など
- 文化財保護法（名勝富士五湖）に基づく管理基準など

②良好な湖水景観の形成に向けた取り組みの促進

良好な湖水景観の形成に向け、次の様な取り組みを促進します。

■住民参加による湖の環境保全活動の促進

下水道の整備促進、合併浄化槽の普及などによる湖水の水質の維持向上を図るとともに、葦原群生地の保存と維持管理、ごみの不法投棄や放置、老朽化した看板類などの景観を阻害している要因の改善、環境美化活動など、住民参加による環境保全活動の促進を図ります。

■自然や景観に配慮した湖岸整備の促進

湖の護岸、遊歩道や道路、浜辺等の親水空間、栈橋等の湖面利用施設の整備にあたっては、「(仮称) 富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」に基づき、自然生態系や景観に配慮した整備を図ります。

■湖面利用のルールづくり

湖面の適正な利用を図るため、「富士五湖適正化利用推進協議会」の意見を踏まえ、適正なルールづくりを検討します。

注) ^{*} 富士山の世界文化遺産登録に向け、平成23年7月に静岡・山梨両県から文化庁への推薦書原案提出が行われました。この中で富士五湖（湖面河川区域）を世界文化遺産の構成資産として、国指定の文化財とすることが決定し、平成23年9月に文化財保護法に基づく指定がなされました。

(2) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

本町には、富士山や湖、樹海などを眺める優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。優れた眺望は、本町を代表する重要な風景資産であり、町民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくことが必要です。

本町の優れた眺望景観の維持・保全と一層の魅力の向上を図るため、次のような取り組みを促進します。

①眺望景観形成方針の検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出に関するガイドライン（指針）として、次のような内容の「（仮称）富士河口湖町眺望景観形成方針」の作成を検討します。

■方針において定める事項等（例）

- 良好な眺望景観の形成方針
- 良好な眺望場所の選定と整備に関する事項
- 眺望景観保全地域および特別保存地域の指定に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

②良好な眺望景観の形成に向けた取り組みの促進

良好な眺望景観の形成に向け、上記ガイドラインに基づき次の様な取り組みを促進します。

■良好な眺望場所の選定

町民や観光客等からの公募、フィールドワーク等の町民参加イベントなどにより、例えば「富士河口湖町眺望百選」など、町内の良好な眺望場所（ビューポイント）を選定し、景観マップ等により、積極的なPRに努めます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線、広告・看板、樹木など景観を妨げる要因について必要に応じて改善を図ります。

■建築物等の配慮事項

良好な眺望場所周辺の建築物等については、第3章「良好な景観形成のための行為の制限事項」に定めた景観形成基準と併せ、特に、次の事項に配慮することとします。

■眺望に対する建築物等の配慮事項

項 目	配慮事項
形態意匠	○ 主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう、形態意匠に配慮する。 ○ 壁面の長大な建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。 ○ 屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋 根	○ 屋根は、できる限り陸屋根は避け、勾配屋根とする。 ○ 屋根の形態は、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ 屋根の色彩は、目立たない色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
外 壁	○ 外壁の色彩は、目立たない色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

①富士河口湖町の文化的景観

文化的景観とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。

制度の趣旨から、本町においては、下記のようなところが文化財保護法第2条第5号で掲げる「文化的景観」の候補地として挙げられます。

文化的景観の選定に際しては、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置するなどにより選定を行います。

■文化的景観（例）

- 富士山信仰の拠点として古くから形成された集落地景観（河口～御師のまち）
- 旧街道の宿場として古くから形成された集落地景観（河口、長浜、大嵐、精進、本栖など）
- 県内有数の酪農地帯として形成された高原の酪農景観（富士ヶ嶺）

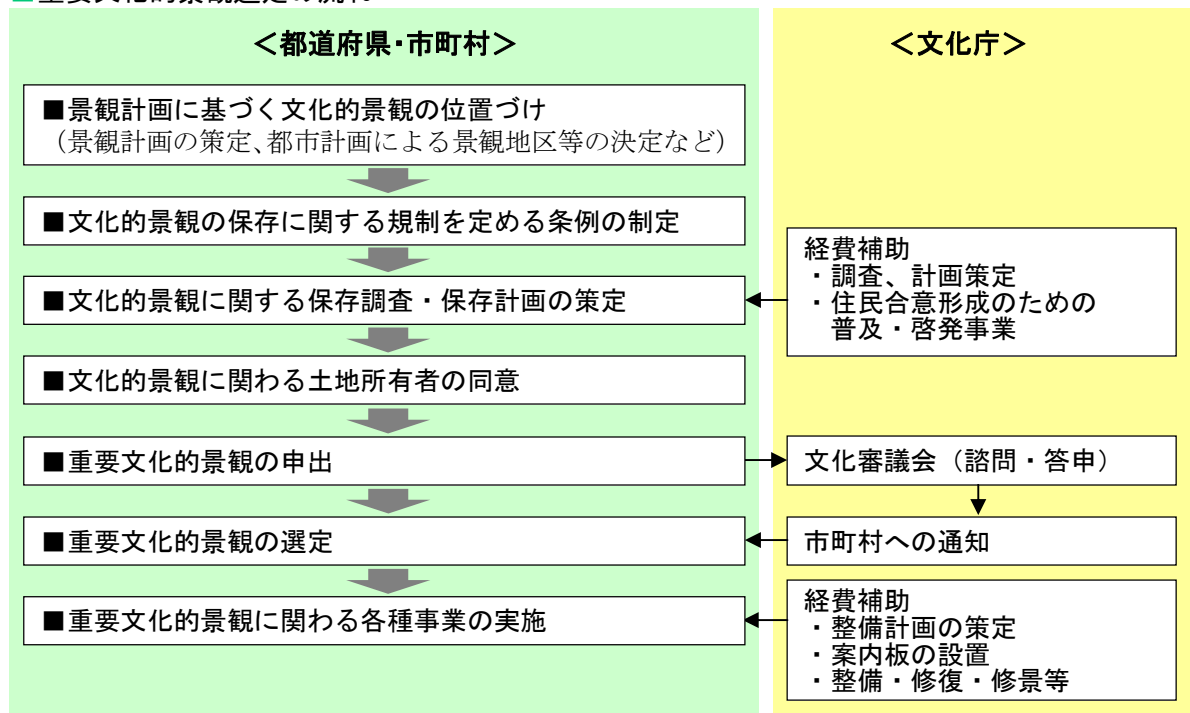
注）＊上記は、あくまで候補地であり、今後、富士河口湖町景観審議会の意見や選定委員会での協議等を経て選定を行います。

②重要文化的景観の選定と取り組みの推進

文化財保護法（第134条第1項）では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した景観計画区域にある文化的景観の中から、保存計画の策定、条例等による保護措置などの一定の条件を備えたもののうち、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

本町では、貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化的景観の保護制度を活用した取り組みを検討します。

■重要文化的景観選定の流れ



(4) 国立公園区域の許可基準について

本町はほぼ全域が自然公園法に基づく厳しい制限がかけられていますが、今後も良好な景観形成を図る観点から、自然公園法に基づく許可・届出が必要な一定の行為に関して、現行の基準との整合を図りつつ、将来的に必要なが生じた場合は、基準の上乗せを検討します。

第5章

計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1 景観まちづくりの考え方

本計画で掲げた景観形成の目標や景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

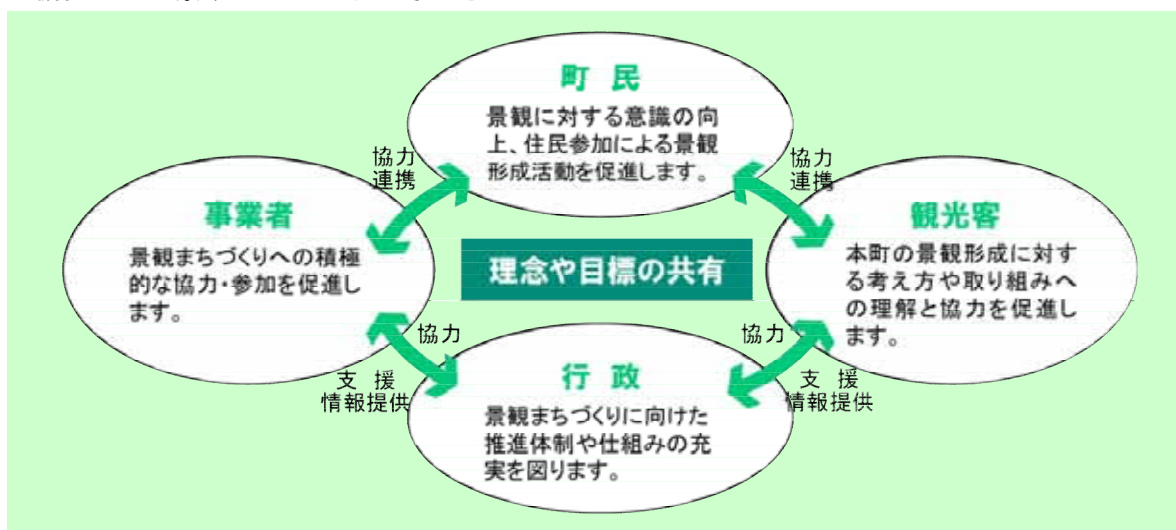
**町民、観光客、事業者、行政など、
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、町民や観光客等の来訪者、道路や建物等をつくる事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が富士河口湖町の財産である景観の価値や魅力を改めて認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認め合い、できることから一步一步着実に進めて行くことが必要です。

わが国が誇る富士山の眺望、美しい自然景勝地、先人から受け継いだ地域固有の風景を守り、より美しく生き生きとしたものに育てていくため、町民、観光客、事業者、行政など、多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進していきます。

■協働による景観まちづくりの考え方



■町民、観光客、事業者、行政の役割

■町民は……

町民は、景観形成の主役です。景観に対して理解を深めるとともに、町民一人一人が自分たちの住む地域をもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、自らできることを自発的に進めていけるよう、町民主体による景観形成活動を積極的に促進します。

■観光客は……

本町には、一般観光客のほか、別荘等の二地域居住者、イベントやスポーツ活動など、多様な目的をもった人々が年間を通じて数多く訪れています。こうした来訪者についても、本町の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力を積極的に促していきます。

■事業者は……

道路等の公共施設や建物の建設に係わる事業者、工業や商業、林業、レジャー等に係わる事業者などは、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。

事業者も景観形成の重要な担い手であり、本町が取り組む景観形成への積極的な参画・協力を促していきます。

■行政は……

「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に関する啓発活動、情報提供、町民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制等の充実を図ります。

■協働による景観まちづくりの推進体制について

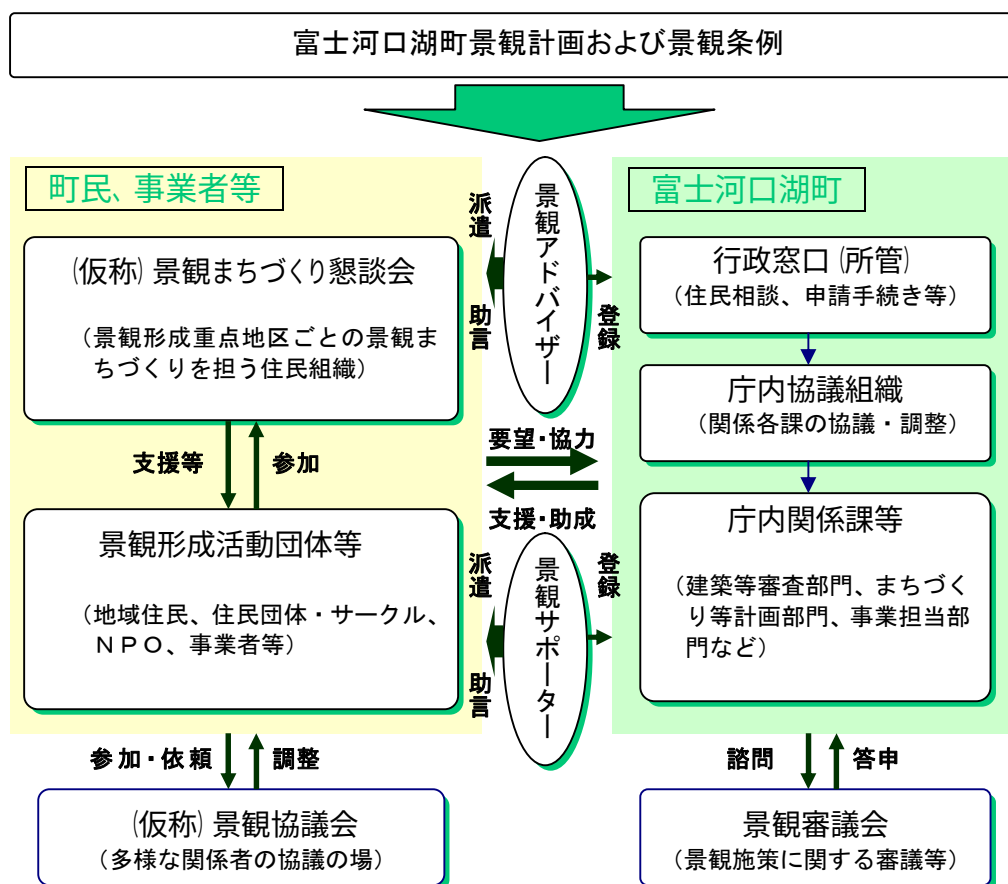
今後の良好な景観形成を図るため、本町では、次のような町民、事業者等と行政の協働体制を確立し、相互の適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。

■町民や事業者等は・・・

- ・景観形成重点地区*ごとの住民組織である「(仮称) 景観まちづくり懇談会」と「景観形成活動団体」を中心に、景観形成に取り組みます。
- ・必要に応じて、「景観アドバイザー」や「景観サポーター」の派遣を依頼し、助言や指導を受けます。
- ・景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「(仮称) 景観協議会」において、関係者の間で協議・調整を図るものとします。
- ・将来的には、複数の「(仮称) 景観まちづくり懇談会」のメンバーが、それぞれの景観形成重点地区の枠組みを越えて話し合いができる場として、行政地区ごとの住民組織や全町的な住民組織の設置も検討していきます。

■行政は・・・

- ・町民や事業者等に対する相談や情報提供、建築物等の行為の届出手続き等を所管する「行政窓口（所管）」と、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な「庁内協議組織」を中心に、景観行政を推進します。
- ・「景観審議会」では、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など本町の景観行政に関わる事項を審議します。

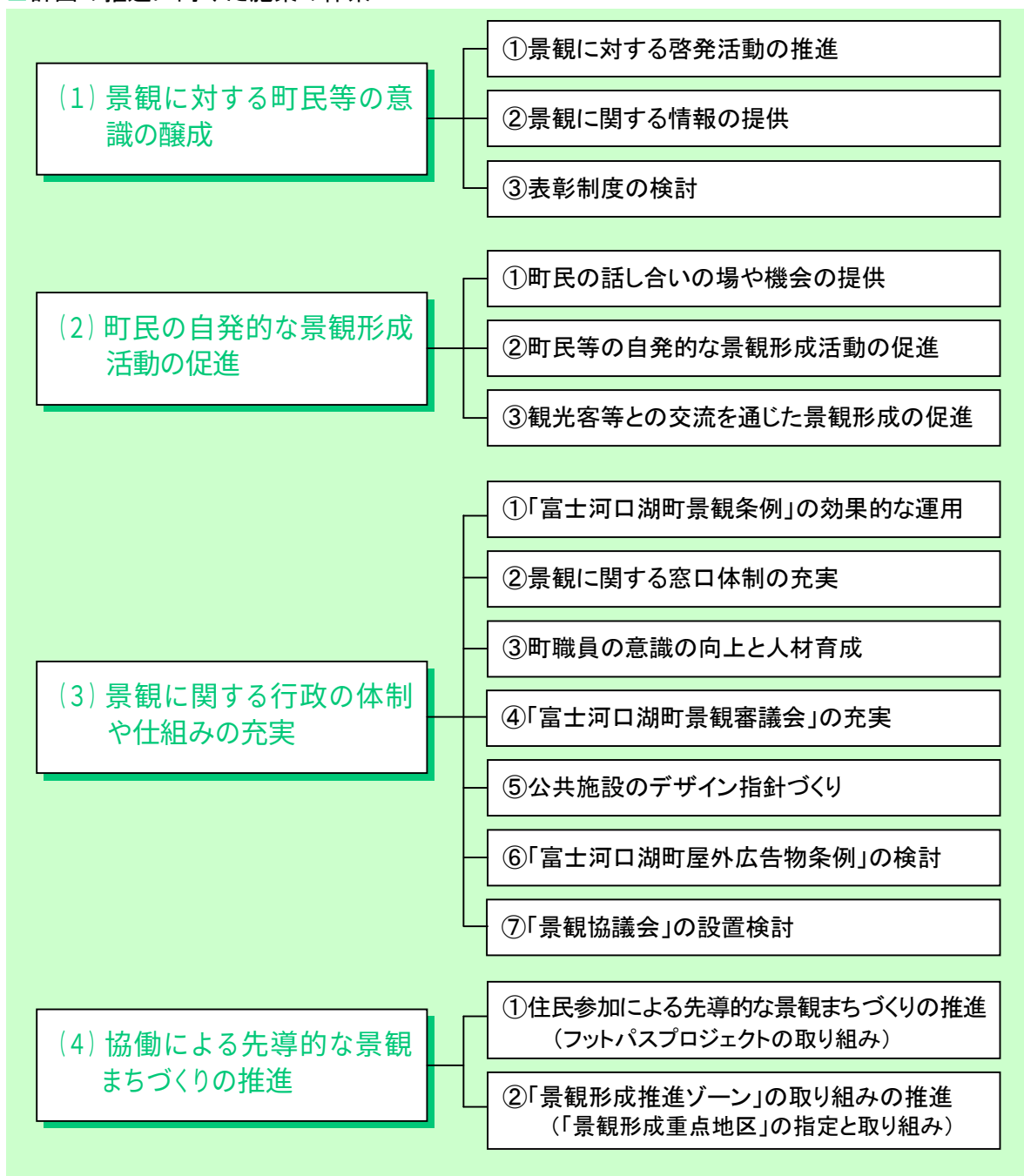


注) * 景観形成重点地区については、本章②－(4)－②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進を参照下さい。

2 計画の推進に向けた施策

「富士河口湖町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■ 計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する町民等の意識の醸成

①景観に対する啓発活動の推進

本町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの町民や観光客、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

<主な啓発活動（例）>

- 「富士河口湖町景観計画」のPR用リーフレットの作成
- 「（仮称）富士河口湖町百景」の選定（公募による選定、観光PRへの活用など）
- 景観コンクールの実施
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催
- まち歩きイベントや景観懇談会等の開催、景観マップの作成
- 山梨フィルムコミッションの活用（映画やTVドラマのロケ地など） など

②景観に関する情報の提供

本町の景観に関する情報を町民・観光客、事業者等が気軽に入手できるよう、富士河口湖町のホームページに景観専用のウェブサイトを開設するなどして、情報の提供を図ります。

<主なコンテンツ（例）>

- 本町の景観の紹介に関すること（景観マップ、特徴的な風景、景観資源など）
- 景観の行政窓口に関すること
- 「富士河口湖町景観計画」や「富士河口湖町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観形成活動の支援に関すること
- 町内の景観形成に携わる団体やサークルの活動に関すること など

③表彰制度の検討

「景観コンクール」の取り組みと併せ、町内において、景観形成に寄与していると認められる町民や事業者等の優れた取り組み（住民等の景観形成活動、景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物、まちかど花壇、庭先の花植え、生け垣など）に対する「（仮称）景観表彰制度」を創設します。

また、その選定や表彰にあたっては、町民を主体とした審査委員会を設置するなど、住民参加による評価の仕組みについて検討します。



・まちかど花壇（船津地区）



・イチイの生垣（勝山地区）



・沿道の花植え（河口地区）



・沿道の花植え（西湖地区）

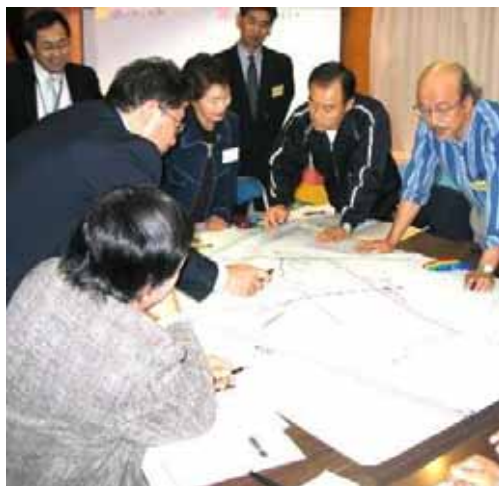
(2) 町民の自発的な景観形成活動の促進

①町民の話し合いの場や機会の提供

本計画の策定にあたっては、平成 17 年 4 月から平成 18 年 2 月にかけて、地区別の住民ワークショップを開催しました。

また、本町では、船津地区、大嵐地区、河口地区をはじめ、町内のいくつかの地区では、まちづくりに関する住民懇談会（ワークショップ）が開催されるなど、住民参加によるまちづくりの活動が少しずつ広がっています。

住民参加による景観まちづくりを推進するため、こうした住民懇談会やワークショップの開催、地区ごとの住民組織など、町民が景観形成やまちづくりに対して自由に話し合える場や機会の提供を積極的に図ります。



・大嵐地区でのまちづくり住民懇談会



・船津地区での住民によるまちづくり検討会



・河口地区での景観まちづくりワークショップ

②町民等の自発的な景観形成活動の促進

町内では、花植えや植樹活動、オープンガーデン、草刈り、湖岸や青木ヶ原樹海、道路や水路等の清掃美化活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。

良好な景観形成を図るためには、こうした町民等による草の根的な活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが重要です。

今後、地域住民、ボランティア団体やサークル、企業、NPOなどは、景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の育成や支援を図るため、次のような取り組みを促進します。



・地域住民による寺川の清掃活動



・地域住民による花植え活動

■「(仮称)景観まちづくり懇談会」設置の促進

良好な景観形成に向けて話し合いや景観まちづくりを行う景観形成重点地区ごとの住民組織として、地域住民をはじめ、ボランティア団体やサークル、事業者、NPO等で構成される「(仮称)景観まちづくり懇談会」の設置を促進します。

■富士河口湖町景観形成活動団体認定制度の活用

本町では、町内で景観形成活動に関わる一定の要件を満たす団体等については、富士河口湖町景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度が設置されており、積極的な活用を図ります。

■景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、これから取り組みを行う地域住民の自発的な景観まちづくりに対して、専門家を派遣する「山梨県景観アドバイザー制度」の積極的な活用を図るとともに、将来的には、必要に応じて本町独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

■景観サポーターの登録制度の検討

景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識、ノウハウをもつ町民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「(仮称)景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

■景観に関わるルールづくりの促進

地域景観と調和した良好なまち並み景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方、生け垣のつくり方などに対して、地域の特性に応じた一定のルールが必要です。

景観に係るルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、その他の法に基づく「地区計画」や「緑地協定」、「建築協定」、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがありますが、こうしたルールづくりを促進します。

③観光客等との交流を通じた景観形成の促進

町内では、年間を通じて自然や花とのふれあい、スポーツ、観光農業、釣りなど、様々な観光交流イベントが行われています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、創作体験、環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図りながら、交流を通じて景観への理解を深め、本町の景観形成への参加と協力を促していきます。



・富士御室浅間神社の流鏑馬



・西湖日刊スポーツ・サイクルグランプリ



・精進湖のカヌー大会

(3) 景観に関する行政の体制や仕組みの充実

①「富士河口湖町景観条例」の効果的な運用

本町では、景観計画の策定に先駆け、平成 21 年 8 月に「富士河口湖町景観条例」を制定し、平成 24 年 12 月に全面改正しましたが、今後は本計画と併せ、良好な景観形成に向けた効果的な運用を図っていきます。

なお、今後とも景観計画との整合を図るため、必要に応じて適宜条例の一部見直しを検討します。

②景観に関する窓口体制の充実

景観を担当する専門部署（係）の設置を行うとともに、町民や事業者等に対する相談や情報提供の窓口の充実を図ります。また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

③町職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う町職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④「富士河口湖町景観審議会」の充実

「景観審議会」とは、学識経験者、町民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。

本町では、「富士河口湖町景観条例」に基づき平成 23 年 1 月に設置されていますが、今後とも、審議会の組織や運営体制、仕組みの充実に努めます。

⑤公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観を先導する役割を有しています。本町では、既に「富士河口湖町サイン計画」を策定し、公共施設における統一感のあるサインの計画的な整備・誘導を進めています。

今後は、公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際して、施設の形態・意匠、色彩、素材など、景観上留意すべき事項を定め、行政や事業者の共通の指針となる「(仮称) 富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」を作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

⑥「富士河口湖町屋外広告物条例」の検討

現在、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成 17 年 7 月 1 日改正・施行)に基づき、許可地域と禁止地域を設け、規制・誘導を行っていますが、ルールが徹底されていないという状況もみられます。

このため、当面は県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等に対する規制誘導を図っていくものとしませんが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本町独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

⑦「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、関係者が一同に会して協議する場として位置づけられた組織です。

本町では、今後、景観形成重点地区や景観重要公共施設等の整備を図る際に、必要に応じて、富士河口湖町や公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、住民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「(仮称) 富士河口湖町景観協議会」の設置を検討します。

②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

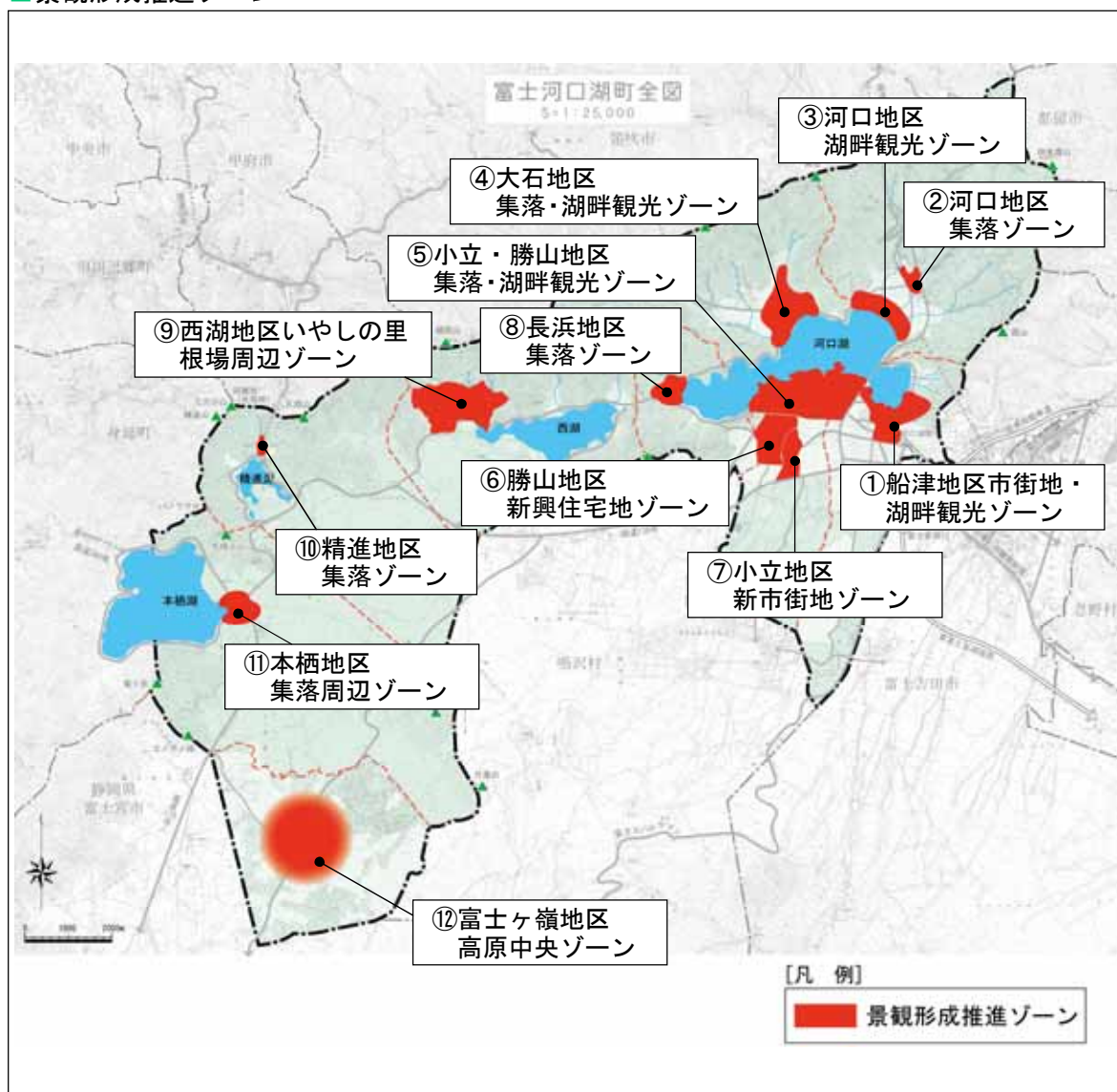
■「景観形成重点地区」の指定と積極的な景観形成の推進

本計画では、良好な景観形成を重点的に推進すべきところとして12箇所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。この「景観形成推進ゾーン」では、ゾーンごとの景観形成方針や景観形成基準の検討といった取り組みに対し、適切な支援を行い、良好な景観形成を積極的に推進します。また、住民等の合意形成が図られた段階で、富士河口湖町景観条例に基づいて「景観形成重点地区」に順次指定していきます。

「景観形成重点地区」では、住民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していきます。

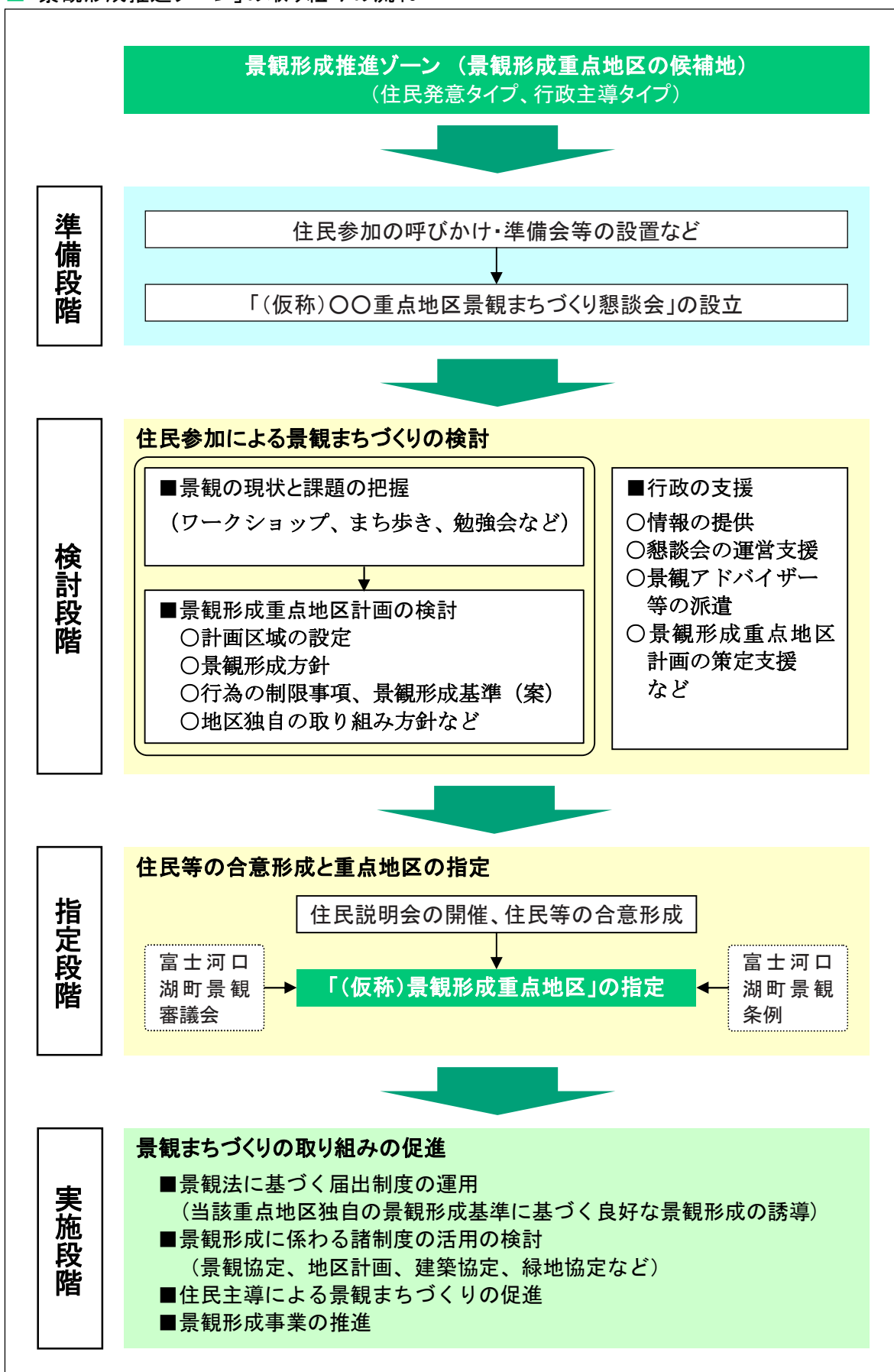
さらに、取り組みの熟度・地域特性や地区の景観形成方針によっては、将来的に景観法に基づく景観地区や準景観地区等の指定についても検討していきます。

■景観形成推進ゾーン



注) * 景観形成推進ゾーンは、選定された12ゾーンに限らず、今後、地域の要請により追加していくものとします。景観形成推進ゾーンについては、第2章-⑤景観形成推進ゾーンの方針を参照下さい。

■「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ



注）＊ 景観形成重点地区は、将来的には景観法に基づく景観地区（都市計画区域内）や準景観地区（都市計画区域外）の指定についても検討していきます。

3 景観施策の段階的な推進

本計画の策定と改正された景観条例により、本町の本格的な景観形成の取り組みがスタートすることになります。しかし、本章で掲げた各種の推進施策が本格的に動き出すまでは一定の期間が必要であり、試行錯誤を伴うことも予想されます。

本章で取り上げた推進施策については、既に取り組みが行われているもの、直ちに取り組みが可能なものから、実施するまでに多くの検討期間を要するものまで、多岐にわたっています。

計画の実現を着実に進めていくためには、無理のないよう一步一步施策を実行し、その成果を積み上げていくことが重要です。

こうした考え方にに基づき、本町では以下に示すような段階的な施策の推進を図っていきます。

■ 計画の段階的な推進

推進施策の方針	I 期 (概ね3年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね 10 年以内に着手)
町民等の意識の醸成	● 景観計画リーフレットの作成・普及 ● 景観シンポジウム・講演会等の開催 ● 表彰制度の普及	● 富士河口湖町百景観の選定 ● まち歩きイベントや景観懇談会等の開催 ● 景観マップの作成 ● 景観コンクールの実施 ● 景観専用ホームページの開設	● 山梨フィルムコミッションの活用
自発的な景観形成活動の促進	● 景観形成活動団体の認定・登録の促進	● (仮称) 景観まちづくり懇談会の設置検討 ● 景観アドバイザー制度の活用 ● 景観サポーターの登録制度の検討	● 景観に関わるルールづくりの推進 (地区計画、景観協定、緑地協定、建築協定など)
行政の体制や仕組みの充実	● 景観条例の運用 ● 行政窓口の設置 ● 景観審議会の運用・充実 ● 町職員の意識の向上と人材育成	● 公共施設のデザイン指針づくり	● 富士河口湖町屋外広告物条例の検討 ● 景観協議会の設置検討
先導的な景観まちづくりの推進	● 景観重要公共施設の指定 ● 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進 ● (仮称) 富士河口湖町フットパスプロジェクト	● 景観重要建築物・景観重要樹木の指定	● (仮称) 眺望景観形成方針の作成

参考資料



1 景観計画の策定経緯

本計画は、平成 16 年度より着手し、平成 17 年度にかけて現況調査・景観調査、景観ワークショップを中心とする住民参加による協議と景観検討委員会による検討を行ないました。平成 18 年 3 月には上九一色村との合併があり、精進・本栖・富士ヶ嶺地区に対象範囲を拡大して検討を行ないました。

平成 18 年度からは、景観計画策定委員会を組織し、ここでの検討をもとに計画立案作業を進め、平成 19 年度には景観計画素案をまとめました。

平成 20 年度は、景観計画素案に対する住民の意見を募集するため、アンケート調査を実施し、調査結果を反映して計画素案の調整を行いました。また、平成 19 年度から検討してきた景観条例案をまとめました。

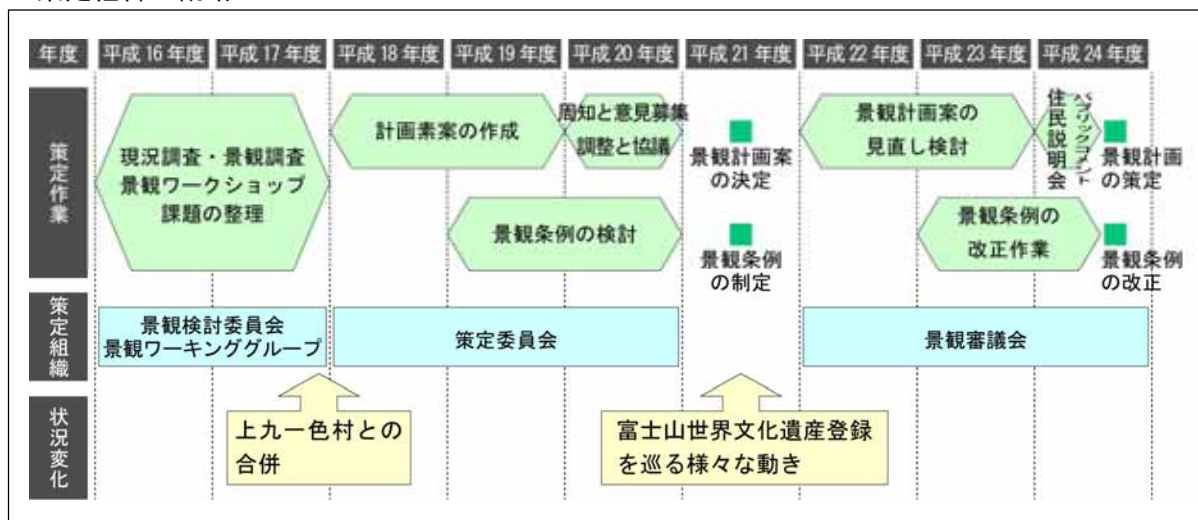
平成 21 年度には、景観条例を制定し、景観計画案を定めましたが、富士山の世界文化遺産登録を巡り、富士五湖が新たに文化財登録されるなど様々な動きの中で、計画内容を見直す必要が生じました。

これを受けて平成 22 年度には、あらためて景観計画案の見直し作業に着手しました。

平成 23 年度には、景観審議会を立ち上げ、見直し案の審議を行ない、景観計画原案を決定しました。また、併せて景観条例の見直しを行ない、改正案を作成しました。

平成 24 年度には修正案に対するパブリックコメントや地区別説明会等を行ない、平成 25 年 3 月に富士河口湖町景観計画を策定しました。また、平成 24 年 12 月に富士河口湖町景観条例を改正しました。

■ 策定経緯の概略



策定経緯

平成16年度

- 現況調査
- 景観調査

平成16年	9月	□現地調査（河口湖南岸・北岸・西湖地域）
	10月	□現地調査（河口湖南岸・北岸・西湖地域）
	11月	□勉強会
平成17年	2月	■第1回景観検討委員会
	3月	◇先進地視察（真鶴町）
		◆第1回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸・西湖地域）

平成17年度

- 現況調査
- 景観調査
- 景観ワークショップ
- 課題の整理
- 基本方針の検討

平成17年	4月	◆第2回景観ワークショップ（船津地区）
	6月	□現地調査（上九一色地域）
	7月	□現地調査（上九一色地域）
		■第2回景観検討委員会
	8月	◆第3回景観ワークショップ（上九一色地域）
	10月	■第3回景観検討委員会
	11月	◆第4回景観ワークショップ（上九一色地域）
		◆第5回景観ワークショップ（河口湖南岸地域）
		◆第6回景観ワークショップ（河口湖北岸地域）
		◆第7回景観ワークショップ（西湖地域）
	12月	◆第8回景観ワークショップ（上九一色地域）
		◆第9回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸地域）
		◆第10回景観ワークショップ（西湖地域）
平成18年	1月	◇先進地視察（近江八幡市）
	2月	◆第11回景観ワークショップ（上九一色地域）
		◆第12回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸・西湖地域）

平成18年度

- 計画立案
- 調整と協議

平成18年	8月	●第1回景観計画策定委員会
	10月	●第2回景観計画策定委員会
	11月	●第3回景観計画策定委員会
		○山梨県との協議（みどり自然課）
	12月	●第4回景観計画策定委員会
平成19年	2月	●第5回景観計画策定委員会
	3月	○山梨県との協議（観光資源課）
		●第6回景観計画策定委員会
		●第7回景観計画策定委員会

平成19年度

- 調整と協議
- 計画素案の決定
- 景観条例素案の作成

平成19年	4月	■計画素案報告会
	9月	●第8回景観計画策定委員会
平成20年	3月	□計画素案の決定
		□景観条例・施行規則素案の作成

平成20年度

- 調整と協議
- 計画案の決定
- 景観条例案の決定

平成20年	4月	☐ 計画素案の調整
	5月	
平成21年	2月	☐ 景観条例・施行規則素案の調整
	3月	☐ 計画案の決定
		☐ 景観条例・施行規則案の決定
		◆計画素案に対するアンケート調査の実施

平成21年度

- 景観条例の制定

平成21年	6月	☐ 景観条例の制定
-------	----	----------------------------------

平成22年度

- 計画案の見直し検討

平成22年	8月	○山梨県との協議（美しい県土づくり推進室・世界遺産推進課）
	9月	☐ 景観計画案の見直し検討
	10月	
平成23年	3月	

平成23年度

- 見直し案の調整と計画原案の決定
- 景観条例の改正案の検討

平成23年	5月	○山梨県との協議（美しい県土づくり推進室）
	6月	●第1回景観審議会
	10月	●第2回景観審議会
		☐ 計画原案の決定
平成24年	1月	☐ 景観条例改正案の作成

平成24年度

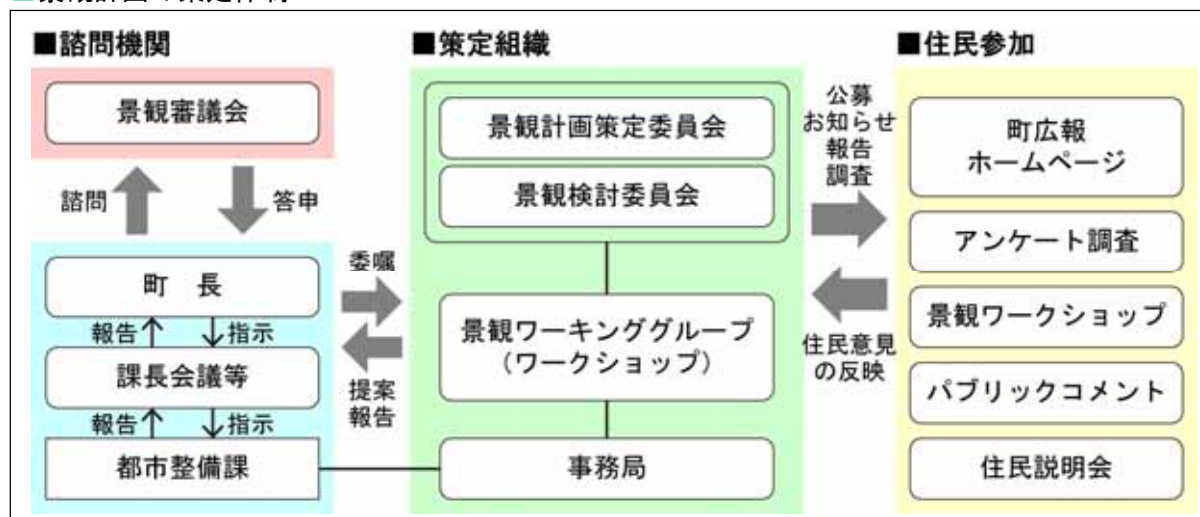
- 計画原案の住民説明と意見募集
- 審議と調整
- 景観計画の策定
- 景観条例の改正

平成24年	5月	◆パブリックコメントの実施
	7月	◆地区別説明会（8地区）
	10月	●都市計画審議会
	11月	●第3回景観審議会
	12月	☐ 景観条例・施行規則の改正
平成25年	3月	☐ 景観計画の策定

2 景観計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から、景観ワーキンググループによるワークショップを行うとともに、計画素案に対するアンケート調査やパブリックコメントなど、住民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような体制で進めてきました。

■ 景観計画の策定体制



■ 景観計画策定委員会

学識経験者をはじめ、団体代表、住民代表、町議会代表、行政関係者（富士河口湖町、山梨県）からなる計画策定段階における最上位組織で、景観計画の素案を総合的、専門的な見地から検討を行いました。

■ 景観検討委員会

団体代表、地域代表、町議会代表、行政関係者（富士河口湖町）からなる調査・検討段階におけるオーソライズ組織で、景観調査の結果や課題の整理、基本方針の立案等について、総合的な見地から検討を行いました。

■ 景観ワーキンググループ

船津、小立、大石、河口、勝山、足和田、精進、本栖、富士ヶ嶺^{*}の各地区代表からなる住民検討組織で、住民の視点から地域の身近な景観の課題やあり方について検討を行ないました。

■ 景観審議会

富士河口湖町の景観に関する重要事項等を審議する町長の諮問機関で、本計画の策定にあたっては、景観計画案の見直し案について審議を行ない、町長に答申を行いました。

注) ^{*} 景観ワーキンググループは、当初船津、小立、大石、河口、勝山、足和田の6地区の住民代表で組織されましたが、平成18年3月の旧上九一色村との合併を控えた平成17年7月より精進、本栖、富士ヶ嶺を加えた9地区の住民代表により構成されました。

平成24年11月28日

富士河口湖町長 渡 邊 凱 保 殿

富士河口湖町景観審議会
会 長 林 正 則



富士河口湖町景観計画の見直し（案）について（答申）

平成24年11月7日付け富河都発第11-6号にて諮問のありました、富士河口湖町景観計画については、概ね適切であると認め、ここにその旨を答申いたします。

記

- 1 景観資源等の質的向上に関する事項において、景観法に定められている事項に加え、富士河口湖町独自の項目として眺望の保全、景観重要公共施設重要湖水景観の保全、創出に関する基本的事項を明確に定めるなど、町として重点的に景観形成に取り組む必要がある。
- 2 本景観計画において、自然公園法など申請手続きが重複しないよう調整を図る必要がある。

4 景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分

景観計画では、景観計画における届出と国立公園区域における届出ができるだけ重複しないよう、**国立公園普通地域の一定規模以上の建築物等の行為**を届出の対象としています。一定規模の数値については、行為の種類ごとに定めており、それぞれの区分は、下表に示すとおりです。

■ 景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分

行為の種類	国立公園区域の地種区分	規模	申請・届出先
建築物	特別地域	高さ 13m又は水平投影面積 1,000 m ² 以上	環境省
		高さ 13mかつ水平投影面積 1,000 m ² 未満	山梨県
	普通地域	高さ 13m又は延床面積 1,000 m ² 以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 13mかつ延床面積 1,000 m ² 未満	富士河口湖町
工作物	特別地域	高さ 13m又は水平投影面積 1,000 m ² 以上	環境省
		高さ 13mかつ水平投影面積 1,000 m ² 未満	山梨県
	普通地域	高さ 13m又は延床面積 1,000 m ² 以上、鉄塔においては高さ 30m以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 13mかつ延床面積 1,000 m ² 未満、鉄塔においては高さ 30m未満	富士河口湖町
工作物（鉄塔）	特別地域	高さ 13m以上	環境省
		高さ 13m未満	山梨県
	普通地域	高さ 30m以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 30m未満	富士河口湖町
土地の形質の変更	特別地域	面積が 1,000 m ² を超えるゴルフコースの土地の形質の変更	環境省
		上記以外の土地の形質の変更	山梨県
	普通地域	宅地内以外における、200 m ² 以上又は高さ 5m以上の法を生じる切土または盛土を伴う土地の形質の変更	山梨県・富士河口湖町
		宅地内の行為または 200 m ² 未満かつ高さ 5m未満の法を生じる切土または盛土を伴う土地の形質の変更	富士河口湖町
鉱物の掘採又は土石の類の採取	特別地域	宅地以外における、土地の形状を変更する恐れがある鉱物の掘採又は土石の類の採取	環境省
	普通地域	宅地内以外における、200 m ² 以上又は高さ 5m以上の法を生じる鉱物の掘採又は土石の類の採取	山梨県・富士河口湖町
		宅地内の行為または 200 m ² 未満かつ高さ 5m未満の法を生じる鉱物の掘採又は土石の類の採取	富士河口湖町
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	特別地域	高さ 1.5m以上又は 10 m ² 以上の物件の堆積	山梨県
	普通地域	すべての行為	富士河口湖町
木竹の伐採	特別地域	地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合しないもの	環境省
		地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するもの	山梨県
	普通地域	すべての行為	富士河口湖町

注) * 黄色の部分が景観計画における届出の対象となる範囲であり、富士河口湖町への届出が必要となります。具体的な届出対象行為については、第3章「2 景観形成地域ごとの景観形成基準を参照下さい。

5 用語解説

【あ行】

アドバイザー

助言（アドバイス）や忠告を行う者。

意匠

一般的には形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫・図案などを意味し、英語のデザインの訳語であるが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計案などを意味する場合にも用いられる。

ウォーキングトレイル

トレイルとは、森林・原野・山地などの踏み分け道、山の小道のことであるが、都市計画・まちづくりの分野では、都市部も含めた中で散策路としての意味で用いられている。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。また、エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

NPO（特定非営利活動法人）

Non-Profit Organization の頭文字をとった略語で特定非営利活動法人与と記される。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利組織のこと。

御師

特定の社寺に所属して、その社寺へ参詣者を案内し、参拝・宿泊などの世話をする者のこと。特に、伊勢神宮の参拝（伊勢講）や富士山の登拝（富士講）などが有名である。本町では河口地区にかつては富士山登拝の御師が集住し、御師のまちを形成していた。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条）。

【か行】

外構（がいこう）

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉

であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為

建築物の造築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種に対して、従来からその地域で棲息・生育するものを在来種という。外来種は、生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われている。

回廊

寺院、教会、修道院、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、町内を自由に移動しながら風景を楽しめるルートを風景回廊と呼んでいる。

環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。環境教育ともいう。

勧告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質については、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

クラインガルテン

ドイツで盛んな 200 年の歴史をもつ農地の賃借制度（独 Kleingarten）。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、「市民農園」「市民菜園」と言

われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇への楽しみの創出、都市部での緑地保全や子どもたちへの豊かな自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本でクラインガルテンと呼ばれる施設は、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備された市民農園が多い。

グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の人が自然の豊かな生活をすることで、ストレス解消とともに農山漁村地域の活性化が期待される。

景観アドバイザー（制度）

地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者をいう。景観アドバイザー制度とは、住民や事業者、市町村などが行う景観づくりに関して、質の高い景観づくりのため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の対象となる一団の土地の土地所有者等の全員の合意が必要となる。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

景観行政団体

景観法に基づき諸施策を実施する行政団体のこと。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県が景観行政団体になるが、その他の市町村も景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。平成 24 年 1 月現在、公示済および公示予定を含め全国で 524 の地方公共団体が、山梨県においては本町を含む 22 市町村が景観行政団体となっている。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、(1) 景観計画区域、(2) 景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3) 良好な景観の保全・形成

のための行為の制限に関する事項、(4) 景観重要建築物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。(平成 23 年 8 月の法改正で (2) は必須事項でなくなった)

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域のことで、本町では全域を指定している。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、一定の規制・誘導が行われる。

景観コントロール

一定のルールに基づく建築物や工作物等の行為の規制や誘導を図ることにより、良好な景観の形成を図ること。

景観サポーター

地域住民の景観形成活動の支援を行う意欲や知識、ノウハウをもつ町民や事業者などのうち、町が定める一定の要件を満たす者のことをいう。

景観形成基準

景観計画区域において建築物・工作物等の築造行為や開発行為等における制限など、良好な景観形成のために定める基準のこと。

景観形成重点地区

「景観形成重点地区」とは、「景観形成推進ゾーン」のなかで、特に良好な景観形成を重点的に推進すべき地区として景観条例で指定された地区をいう。本計画では、住民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していく地区と位置づけている。

景観重要建築物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な建築物、工作物のこと。指定された景観重要建築物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上重要な公共施設のこと。景観重要公共施設は、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に則して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備等に関し

て景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で観上重要な樹木のこと。指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観審議会

学識経験者、町民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織であり、本町では、「富士河口湖町景観条例」に基づき平成23年1月に設置されている。

景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができる計画で、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定めることとされている。

景観法

平成16年6月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

顕在（化）

はっきりと形にあらわれて存在すること。顕在化とはこれまであまりわからなかったものやことが、はっきりとあらわれてくること。

原生林

昔から現在まで、伐採や災害などによって破壊（森林破壊）されたことがなく、ほとんど人手が加えられたことのない自然のままの森林のこと。原始林は、それらが一切ない森林のことをいうが、同義語として使われる場合もある。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

建築行為

建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般的には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

国立公園

国が指定し、その保護・管理を行う自然公園のことで、平成24年1月現在、全国に29箇所が指定されている。本町は概ね全域が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されている。

古道

古い道路、旧道のこと。本町では、鎌倉街道、若彦路、中道往還などがある。

古刹

由緒ある古い寺、古寺のこと。

工作物

人為的に地上や地中に造られた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

【さ行】

彩 度

色相、明度、彩度を色の三属性といい、色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いのことをいう。

サイン

記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、看板などの総称として用いられる。

里 山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、今日では生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

シークエンス

景観の分野でいうシークエンスとは乗物から見る景観など、移動する視点からの連続して変化する景観のことをいう。これに対し、山頂の展望台など固定的な視点から対象を眺める透視図的な眺めをシーン景観という。

視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

遮へい

人目や光線などからさえぎること。景観の分野では、対象物の手前に塀や樹木などを配置することで、視線をさえぎり、見えなくする場合などに用いる。

修景

良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

醸成

ある状態・気運などを徐々につくり出すこと。

象徴

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

樹海

広い範囲に樹木が繁茂し、見下ろすと一面の樹林が海のように見えるところ。青木ヶ原樹海は、我が国の代表的な樹海として知られている。

シンポジウム

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参加者と質疑応答などを行う形式の討論会のこと。

森林療法（セラピー）

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

スポット

局地的な場所や地点のことをいう。

生態系

ある地域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境を包括したある程度閉じたひとつの系のこと。生態系では、相互間の複雑な働きかけ、物質やエネルギーの循環、流れを通じて、全体のバランスが保たれている。

生物の多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系、種、遺伝子など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。生物の多様性は、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台であるが、自然環境の悪化に伴い、これまでにない早さで失われつつある。そのため、生物多

様性の保全を図るため自然保護の取り組みが世界各地で進められている。

世界文化遺産

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき、人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡、自然環境として世界文化遺産委員会（世界遺産リスト）に登録された有形のものをいう。世界遺産には「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」の3種がある。富士山は、このうち世界文化遺産への登録を目指し、山梨県、静岡県が一体となって取り組みを進めている。

占用許可

道路や河川に工作物・施設・物件を設けて長期間使用する場合には、その管理者の許可をうけることが、法に定められている。占用許可とは、このことに基づき、管理者が申請者に与える占用についての許可のこと。

潜在的

表面に表れないで内部に隠れて存在していること。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギ、コナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

【た行】

ダイヤモンド富士

富士山の山頂部と太陽が重なる大気光学現象で、皆既日食の際の「ダイヤモンドリング」になぞらえ、太陽がダイヤモンドのように美しく見えるためこう呼ばれている。

多自然型工法

自然や生態系に配慮した工法のことをいう。道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など生き物の生息環境に配慮した緑化などが行われる。

眺望

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必ず存在した森林のことで杜の字をあてることも多い。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

届出制度

ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務づける制度のこと。

【な行】

ネットワーク

網細工、網の目のような組織のことを意味する言葉であるが、まちづくりの分野では町内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

二地域居住（マルチハビテーション）

二地域以上の、複数の居住空間に生活することをさす。定住という概念を超えた多面的な居住形態である。そのため、マルチ（Multi-「多様な」）とハビテーション（habitation「居住」）を組み合わせた造語で、マルチハビテーションとも呼ばれる。

【は行】

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。

ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所のこと。視点、観点、立場、みどころなどの意味もある。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元

に誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとの自然や風景をPRし、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、山梨県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

フットパス

森林や田園地帯、古いまち並みといった、昔からある風景を楽しみながら散歩する散策路のこと。フットパスウォークとは、そのような散策路を散歩することをいう。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等に産業廃棄物やごみ等を捨てること。

プラント

大型の生産設備や機械のこと。

プロジェクト

あるテーマに沿った企画、計画、事業、研究開発など一連の業務のこと。

文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている景観のこと。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中でつくり上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた。

保安林

水源涵養や災害防備などの公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条に基づき保安林として指定する。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

【ま行】

マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

【や行】

溶岩樹形

火山の噴火の際などに、流れ下った溶岩が樹林を包み込み、冷えた後に樹林の幹の形に穴になったもの。西湖周辺などで顕著にみられる。

【ら行】

ランドスケープ

一般的には、風景、景色、眺め、景観などと訳される（英 Landscape、独 Landshaft）。英語、ドイツ語の **Land-**は、どちらも土地を形づくるという意味のほか、共同体という言葉と同一語源である。ランドスケープという言葉は、科学的な側面と審美的な側面の両面を含んでいる。

ランドマーク

地域が目印や象徴的な景観要素となっているもので、山や橋、記念碑や塔、特徴的な建造物、巨木など場所によって様々なものがある。本町の場合は、富士山をはじめ山岳が代表的なランドマークとなっている。

リゾート

本来は行楽地全般のことを指すが、古典的な保養地のイメージのように「風光明媚で、のんびりとリラックス出来る場所」という意味合いが強い。

緑地協定（制度）

都市緑地法に基づく制度。一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。

ロードサイド

通りに面した一帯のことをいう。ロードサイド店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

【わ行】

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

富士河口湖町景観計画

平成 25 年 3 月

発 行：富士河口湖町

編 集：都市整備課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700

TEL 0555-72-1179 (直通) FAX 0555-72-6038

URL <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>

LANDSCAPE PLANNING OF FUJIKAWAGUCHIKO
富士河口湖町景観計画



富士河口湖町